

大学改革支援・学位授与機構

調査研究 プロジェクト

**外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への
入学資格審査に関する調査研究
報告書**

令和6年6月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査研究

報告書

目次

第1章 調査の概要.....	1
1. 調査の背景と問題意識.....	1
2. 先行研究の調査動向と課題.....	1
3. 質問紙調査の概要.....	2
4. 質問紙の構成.....	4
5. 本報告書の構成.....	4
第2章 大学の学部.....	5
1. 担当する志願者について (Q2.1)	5
2. 学部における担当範囲について (Q2.2)	7
3. 個別の入学資格審査の担当部署について (Q2.3)	9
4. 入学志願者数と合格者数について (Q2.4、Q2.5)	11
5. 日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について (Q2.6)	12
6. 外国人留学生の出身国・地域について (Q2.7)	13
7. 入学資格判断に時間がかかった事例について (Q2.8)	15
8. 入学資格判断に時間がかかった理由について (Q2.9)	16
9. 入学資格審査のしかたの違いについて (Q2.10)	18
10. 入学資格審査における難しさ及び苦勞について (自由記述) (Q2.11)	20
11. 他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)	29
12. 個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)	31
13. 学内における取組みについて (Q5.3)	33
14. 第三者機関の利用可能性について (Q5.4)	35
15. 第三者機関に利用するサービス内容について (Q5.5)	36
第3章 大学院.....	39
1. 担当する志願者について (Q3.1)	39
2. 研究科における担当範囲について (Q3.2)	41
3. 個別の入学資格審査の担当部署について.....	42
3.1. 修士課程・博士課程 (前期) / 専門職学位課程 (Q3.3)	42
3.2. 博士課程 (後期) (Q3.4)	45

4.	入学志願者数と合格者数について (Q.3.5、Q3.6)	48
5.	日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について (Q.3.7)	49
6.	外国人留学生の出身国・地域について (Q3.8)	50
7.	入学資格判断に時間がかかった事例について (Q3.9)	52
8.	入学資格判断に時間がかかった理由について (Q3.10)	53
9.	入学資格審査のしかたの違いについて (Q3.11)	55
10.	入学資格審査における難しさ及び苦労について (自由記述) (Q3.12)	56
11.	他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)	65
12.	個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)	67
13.	学内における取組みについて (Q5.3)	68
14.	第三者機関の利用可能性について (Q5.4)	70
15.	第三者機関に利用するサービス内容について (Q5.5)	71
第4章 短期大学		73
1.	担当する志願者について (Q2.1)	73
2.	学部における担当範囲について (Q2.2)	74
3.	個別の入学資格審査の担当部署について (Q2.3)	75
4.	入学志願者数と合格者数について (Q2.4、Q2.5)	76
5.	日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について (Q2.6)	77
6.	外国人留学生の出身国・地域について (Q2.7)	78
7.	入学資格判断に時間がかかった事例について (Q2.8)	80
8.	入学資格判断に時間がかかった理由について (Q2.9)	81
9.	入学資格審査のしかたの違いについて (Q2.10)	82
10.	入学資格審査における難しさ及び苦労について (自由記述) (Q2.11)	83
11.	他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)	85
12.	個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)	86
13.	学内における取組みについて (Q5.3)	87
14.	第三者機関の利用可能性について (Q5.4)	89
15.	第三者機関に利用するサービス内容について (Q5.5)	89
第5章 専門学校		92
1.	担当する志願者について (Q4.1)	92
2.	学科における担当範囲について (Q4.2)	94
3.	個別の入学資格審査の担当部署について (Q4.3)	95
4.	入学志願者数と合格者数について (Q4.4、Q4.5)	97

5.	日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について (Q4.6)	98
6.	外国人留学生の出身国・地域について (Q4.7)	99
7.	入学資格判断に時間がかかった事例について (Q4.8)	101
8.	入学資格判断に時間がかかった理由について (Q4.9)	102
9.	入学資格審査のしかたの違いについて (Q4.10)	104
10.	入学資格審査における難しさ及び苦労について (自由記述) (Q4.11)	106
11.	他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)	109
12.	個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)	111
13.	学内における取組みについて (Q5.3)	112
14.	第三者機関の利用可能性について (Q5.4)	113
15.	第三者機関に利用するサービス内容について (Q5.5)	114
第6章 相互比較分析		116
1.	入学資格審査の担当部署と担当対象について	116
1.1.	入学資格審査の対象となる志願者 (Q2.1、Q3.1、Q4.1)	116
1.2.	担当部署が扱う入学資格審査の範囲 (Q2.2、Q3.2、Q4.2)	116
1.3.	「個別の入学資格審査」状況 (Q2.3、Q3.3、Q3.4、Q4.3)	117
2.	入学資格審査の実施状況について (Q2.4~6、Q3.5~7、Q4.4~6)	118
2.1.	入学志願者と外国人留学生の規模 (Q2.4-5、Q3.5-6、Q4.4-5)	118
2.2.	外国人留学生の入学志願者数と合格率	120
2.3.	日本語教育機関で学習した留学生の状況 (Q2.6、Q3.7、Q4.6)	124
3.	外国人留学生志願者の出身国・地域について (Q2.7、Q3.8、Q4.7)	125
4.	入学資格判断に時間がかかった事例について (Q2.8-9、Q3.9-10、Q4.8-9)	127
5.	入学資格審査のしかたの違いについて (Q2.10、Q3.11、Q4.10)	129
6.	入学資格審査における難しさ及び苦労について (Q2.11、Q3.12、Q4.11)	130
7.	他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)	131
8.	個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)	132
9.	学内における取組みについて (Q5.3)	133
10.	第三者機関の利用可能性について (Q5.4)	134
11.	第三者機関に利用するサービス内容について (Q5.5)	134
第7章 総括		136
参考文献		139

添付資料, 調査票.....	140
----------------	-----

外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査研究

調査研究組織

- 金 性希 客員准教授（～2021年3月、分析・執筆）
- 蝶 慎一 助教（～2020年3月、分析・執筆）
- 吉川 裕美子 教授（調査票作成、協力）
- 山本 泰 特任教授（～2021年3月、調査票作成、協力）
- 野田 文香 准教授（協力）
- 渋井 進 教授（協力）

- 土光 律子（～2020年3月、調査実施）
- 小山 健太（調査実施）
- 菅原 悠（調査実施）

第1章 調査の概要

1. 調査の背景と問題意識

高等教育をめぐる学生移動の動きが加速するなか、日本政府は、2017年12月に「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」を締結し、同規約は2018年2月に発効した。この「東京規約」では、学生及び研究者等の移動を促進するため、日本を含む締結国に対し、他の締結国で発行された高等教育資格を適切に承認すること等が掲げられている。大学等での実際の担当業務においても、必要な取り組みが求められている。

そこで、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）では、平成30（2018）年8月から12月にかけて、日本の大学等における外国での学習歴を有する者への入学資格審査の実施状況や、第三者機関による外国の教育制度等についての情報・助言サービスへのニーズを把握するため、「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」を実施した。対象は日本の大学（学部、大学院、専門職大学を含む）、短期大学及び専門学校（専修学校専門課程）であり、大学は全大学に対して、また、専門学校は4校に1校の割合で、各学校に対してアンケート調査を実施した。

これまでも機構では、平成25～27年度に「学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」として、外国での学習歴を有する者への入学資格審査等を行う際に必要とされる情報提供の在り方について調査研究を実施しており、本調査はこれに続くものと位置づけられる。次節で述べるように、関連する先行研究においては、外国人留学生の学生移動に関して量的・質的調査による知見が一定程度蓄積されてきている。しかし、日本の高等教育機関における外国での学習歴を有する者への入学資格審査の実施状況を全国的に調査したものはほとんど見られず、そのため本調査ではその実態を明らかにし、第三者機関による外国の教育制度等についての情報・助言サービスへのニーズを把握することを目的として実施されたものである。

2. 先行研究の調査動向と課題

日本における高等教育の国際化に伴う学生移動に関する先行研究を把握するためにJ-STAGE、CiNii Article、国立国会図書館の論文検索データベースを用いて調べた。1980年代には「留学生10万人計画」が出され（1983年）、外国人留学生の受け入れが盛んになったといえることから、1980年から2019年までの期間を対象に「外国人留学生、留学生、国際化、移動、入学資格」を検索語として2つの組み合わせで5回の検索を行った。全文からの検索であるため、内容が該当しないものを除外し整理した後の数を表1-1に示す。さ

らに、3つのデータベースから検索・整理後の文献で重複するものを除外したうえ、文献内容をカテゴリー化した。表1-2に示すように、留学生の移動や国際化及び国際連携の現状や動向等に関する文献が74件で最も多く、次いで留学生の日本語教育や国際教育及び英語教育といった内容の文献が30件、留学生政策及び国際化戦略や高等教育改革等に関する文献が27件と続く。一方、本調査に直接関連するキーワードとなる入学資格、学歴・資格評価等に関しては8件と最も少なく、これまでの本分野での研究は、他と比較してそれほど活発には行われてないことが見て取れる。

表 1-1 論文検索データベースによる関連文献の数

検索語	J-STAGE		CiNii Article		国立国会図書館	
	整理前	整理後	整理前	整理後	整理前	整理後
外国人留学生、移動	168	44	6	5	37	4
留学生、移動	1,989	82	99	60	271	32
留学生、入学資格	126	7	1	3	43	1
外国人留学生、入学資格	160	15	4	4	65	3
国際化、入学資格	101	11	2	2	27	2

表 1-2 論文検索結果のカテゴリー

区分	内容	数
現状・動向	留学生の移動、国際化、国際連携の現状と動向等	74
学習・教育	留学生の日本語教育、国際教育、英語教育等	30
制度・政策	留学生政策、国際化戦略、高等教育改革等	27
環境・生活	異文化適応、異文化交流、留学生支援等	19
就職・就労	留学生の雇用、就職、外国人労働者等	11
移民・移住	トランスナショナル移民、外国人留学生・労働者の移住等	10
在留資格（入学）	入学資格、学歴・資格評価等	8

3. 質問紙調査の概要

前述のとおり機構で「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」を実施した主な目的は、(1) 外国での学習歴を有する者への入学資格審査の過程で、入学要件を満たすかの判断に特に時間を要する事例の出現状況を把握すること、(2) 外国の教育制度等について情報や助言を求めることのできる第三者機関へのニーズを把握すること、である。本調査は、日本の大学（学部、大学院、専門職大学を含む）、

短期大学、及び専門学校（専修学校専門課程）において入学資格の審査を担当する部署を対象に実施し、大学は全大学に対して、また、専門学校は4校に1項の割合で無作為抽出した学校に対して質問票を送付した。対象となる部署は、志願者から出願書類を受け取り、その者が当該機関への入学要件を満たすか否かを審査する部署、特に、外国人留学生からの出願書類を扱う部署とした。1つの機関に対象となる部署が複数ある場合は、各部署から回答してもらうよう依頼した。調査期間は2018年8月9日～12月25日であり、ウェブサイト上での回答方法を採った。調査の概要と回答状況については、表1-3に示す。

表 1-3 本調査の概要と回答状況

学校種類	質問表 送付件数	回答件数 (回答率)	調査期間	回答方法 ^(注2)
大学 (学部、大学院、専門 職大学を含む)	772	585 (75.8%)	2018年8月9日～ 11月19日	ウェブサイト
短期大学	322	163 (50.6%)	2018年8月9日～ 11月19日	
専門学校（専門課程を 有する専修学校）	731 ^(注1)	285 (40.0%)	2018年10月22日 ～12月25日	
合計	1,825	1,033 (56.6%)		

(注1) 専門学校は、4校に1校の割合で無作為に抽出した。

(注2) 一部の部署が郵送またはメールで回答したが、これらも有効として集計した。

調査終了直後に、回答データを集計した「結果概要」を作成し（2019年3月27日）、調査に協力していただいた担当部署に送付した。本報告書では、データクリーニングにより重複回答や誤入力などをチェックした後のデータの集計結果をまとめたため、上述した「結果概要」とは学校種ごとの回答数に若干のずれがあることを断っておく。

全体で1,033校の1,299の部署から回答が得られた。その内訳を学校種別に示すと、大学の学部への入学資格審査のみを扱う部署は249件、学部と大学院の両方を扱う部署は367件（以下、学部+院と記載）、大学院への入学資格審査のみを扱う部署が244件であり、これらから学部と大学院を扱う部署はそれぞれ学部616件、大学院611件となっている。また、短期大学（部）への入学資格審査を扱う部署は156件、専門学校の部署は283件であった（図1-1）。

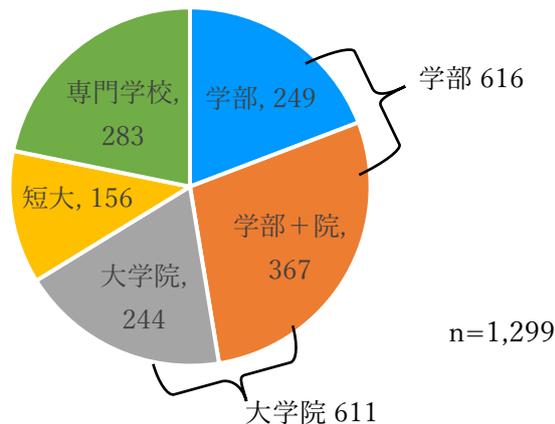


図 1-1 入学資格審査を担当している部署

4. 質問紙の構成

質問紙は以下の内容から構成され、大学の学部、大学院、短期大学、及び専門学校のそれぞれ学校種別に質問紙を作成した（詳細については添付資料を参照）。

- 1) 所属、入学資格審査を担当している学校種
- 2) 審査対象となる志願者（外国人留学生、帰国生、外国での学習歴を有する者等）
- 3) 審査担当範囲（全学または一部の学部・学科等）
- 4) 「個別の入学資格審査」を担当する部署
- 5) 入学資格審査の状況（学生数、出身国・地域等）
- 6) 入学資格の有無判断に特に時間を要した事例とその理由
- 7) 渡日後国内の学校で学んだ者と外国からの直接志願者との入学資格審査のしかたの違い、難しさ及び苦勞
- 8) 国内の他機関や関係者に情報・助言等を求めた経験
- 9) 外国の機関による個人の学歴証明サービスの利用経験
- 10) 入学資格審査に関する学内における全学的な取組
- 11) 情報・助言等を提供する国内第三者機関の利用可能性と期待するサービス内容

5. 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下の通りである。

第1章である本章では、調査の背景と目的、質問紙調査の概要について述べた。第2章から第5章までは大学の学部、大学院、短期大学、及び専門学校における回答結果を質問紙の構成に沿って示す。第6章では、学校種別の比較分析の結果について述べ、第7章で総括を行う。

第2章 大学の学部

第2章では、基本情報を尋ねた Q1.3 で、外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）に対する入学資格審査について、担当している審査の対象が、大学の学部（学群、学域なども含む）（n=616、第1章の図1-1を参照）であると回答した部署の結果（Q2とQ5）について述べる。また、本報告書を通して、記述式の回答からは学校名が特定されないように記号に置き換えた。

1. 担当する志願者について（Q2.1）

Q2.1 貴部署では、外国における学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

【複数選択可】

表 2-1 Q2.1 の選択肢ごとの回答結果（学部）

項目	回答数 (n=616)
(1) 外国人留学生入学試験の志願者の入学資格審査を担当している	107
(2) 帰国生入学試験の志願者（外国の学校教育の学習歴を有する日本人及び外国人であって日本の永住権をもつ者）の入学資格審査を担当している	39
(3) 一般入学試験の志願者で、外国の学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している	51
(4) 外国での学習歴を有する志願者だけでなく、すべての志願者の入学資格審査を担当している	487
(5) その他：具体的にお書きください	16

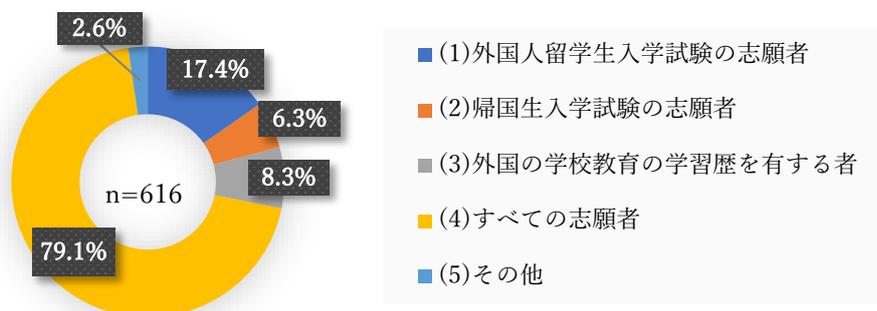


図 2-1 入学資格審査の対象（学部）

入学資格審査を担当している学部の8割近く（n=487）の部署は「すべての志願者」への入学資格審査を実施していた。次いで「外国人留学生入学試験の志願者」を審査している部署が17.4%（n=107）と続く。一方、「一般入試で、外国の学校教育の学習歴を有する者」に対する審査（8.3%、n=51）と「帰国生入学試験の志願者」に対する審査（6.3%、n=39）は10%以下であった。

「その他」の記述内容をまとめると、以下のとおりである。一般入試では外国人留学生等も大学が指定する教科を受験する、各学部で判断が難しい場合のみ調査と助言をするといった意見のほか、英語による学位取得コースや特別プログラムの志願者の入学資格審査を担当している例も見られた。

- 一般 AO 入学試験における、帰国生に対する個別入学資格審査
- 英語で学位を取得するコースにおける英語基準入学試験のすべての志願者の入学資格審査を担当している
- 英語による特別プログラムの志願者（日本人および留学生）の入学資格審査を担当している。
- 海外の教育機関の卒業で日本の教育体系と一致しないもの
- 外国人留学生の受入れをしていない。
- 各学部では判断が難しいものについて調査し助言する。
- 学科教員によるヒアリングを実施した上で判断する。
- 学部英語コース志願者の入学資格審査は他部署で行っている。
- 社会人入学試験の志願者で、外国の学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している
- 主管部署として取りまとめるが、審査そのものは教員で組織された委員会にておこなう
- 推薦入試において、外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）は出願要件を満たさないため受験資格はない。一般入試において、志願者は大学入試センター試験において本学の指定する教科を受検しなければならない。外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）においても例外ではない。
- 朝鮮学校、インターナショナルスクール等
- 内容によっては学部に審査を依頼している

- 評定基準を設けている入試区分において、出願資格審査を行う場合がある
- 編・転入学試験の志願者の入学資格審査を担当している
- 本学入試課では、一般入試においての「個別の入学資格審査」を行っている。その他の入試区分の出願資格に関しては、学部からの相談に応じてはいるが、最終的な資格の有無の判断は当該学部で行っている。
- 本部署にて志願者より関係書類を受け取り、各学部へ照会をかけている。

2. 学部における担当範囲について (Q2.2)

Q2.2 貴部署の担当範囲は、貴学のすべての学部ですか。それとも、一部の学部だけでいいですか。いずれか1つを選び、一部の学部を担当する場合は学部名もお教えください。【1つ選択して記述】

表 2-2 Q2.2の選択肢ごとの回答結果 (学部)

項目	回答数 (n=616)
(1) すべての学部の入学資格審査を担当している	508
(2) 一部の学部の入学資格審査を担当している：該当学部名をご記入ください	108

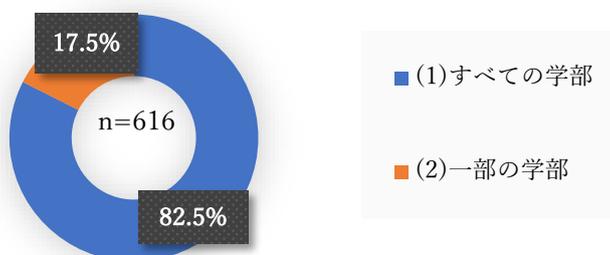


図 2-2 学部における担当範囲 (学部)

82.5% (n=508) の部署はすべての学部の入学資格審査を担当しており、一部の学部を担当している部署は 17.5% (n=108) である。また、一部の学部を担当しているすべての学部名を分野別にとりまとめると、表 2-3、図 2-3 に示すとおりである。社会科学分野が最も多く、次いで工学分野と保健の医学分野からの回答が多かった。

表 2-3 分野別による結果（学部）

人文科学	社会科学		理学	工学		農学	保健					家政	教育	芸術	その他*
	人文社会科学			理工学			医学	歯学	薬学	看護学	その他				
13	2	32	9	3	17	13	17	2	3	6	6	1	10	2	7

（注）分野の区分は文部科学省の学科系統分類表による。

*学科系統分類における「その他」のほか、学際的な分野の学部を含む。

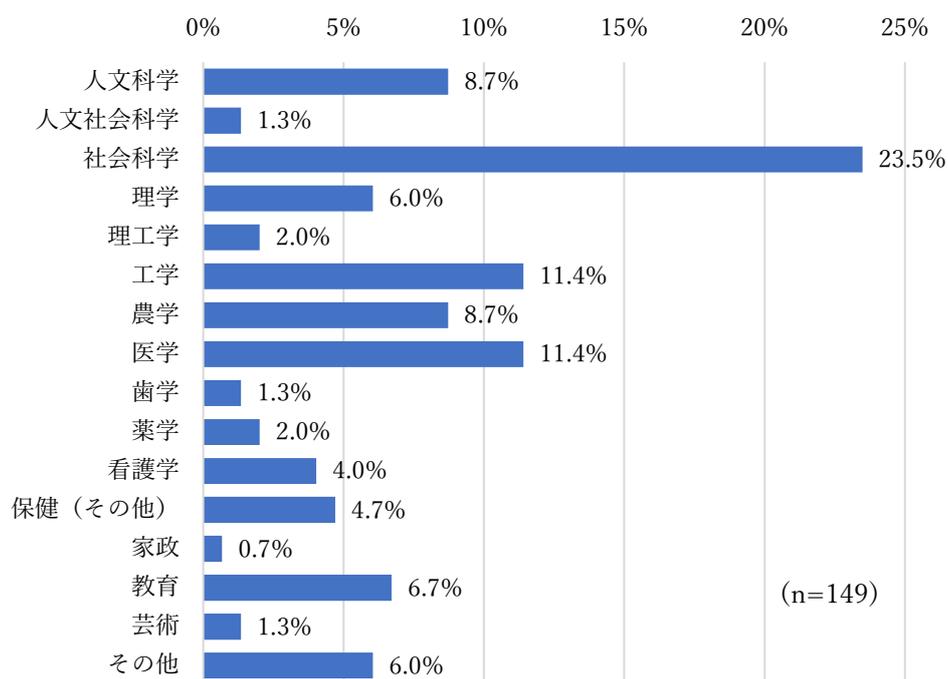


図 2-3 分野別による結果（学部）

3. 個別の入学資格審査の担当部署について (Q2.3)

Q2.3 入学志願者が日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校に対応する12年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は、貴学においてどちらの部署で担当していますか（学校教育法施行規則第150条第7号）。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 2-4 Q2.3 の選択肢ごとの回答結果（学部）

項目	回答数 (n=616)
(1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している	489
(2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している	27
(3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ担当部署名をお教えてください	66
(4) その他：具体的にお書きください	34

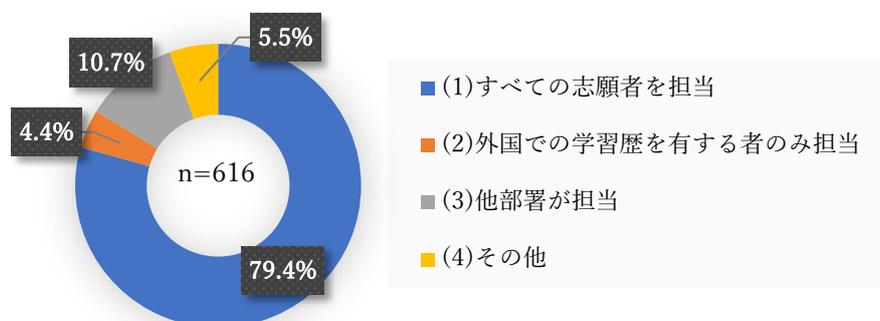


図 2-4 個別入学資格審査の担当部署（学部）

「個別の入学資格審査」の定義は Q2.3 問いの中に示されているとおりであり、約 8 割（79.4%、n=489）の大学の部署は、すべての志願者を自部署で担当していると回答した。また、外国での学習歴を有する者についてのみ担当している大学は 4.4%（n=27）である。一方、他部署で担当していると回答した大学は 10.7%（n=66）であり、記入された担当部署を整理した結果、入試担当部署、委員会等の会議、教務・学務、各学部・学科等に分けることができた。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりであり、個別の入学資格審査を実施しない例が多数見受けられるが、一部では高等学校卒業者の外国人志願者と同じ選抜方法で審査している、自部署は助言やサポートを行っている、必要に応じて本部と連携して審査するといった意見が挙げられていた。

- 「外国人留学生入試」「帰国子女入試」は、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」はしておらず、高等学校卒業者の外国人志願者と同じ選抜方法である。
- 「個別の入学資格審査」は行っていない。
- Q2.2で回答した入試制度については、入学センターで担当。
- すべての志願者について当部署が担当しているが、「外国人留学生特別選抜」の出願要件には「個別の入学資格審査」の規程がないため、実施していない。
- 一般・センター利用入学試験は当部署が、それら以外の入試は各学部が管轄するが当部署は助言やサポートを行っている
- 一般入試及び大学入試センター試験利用入試において「個別の入学資格審査」を実施している。
- 海外での外国人留学生入試以外を担当している。
- 海外現地入試は国際交流推進課、それ以外は本部署で担当
- 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴は含まない）を有する者についてのみ、「個別の入学資格審査」を担当
- 外国の国籍を有する者で、出入国管理及び難民認定法において大学入学に支障のない在留資格「留学」（または、在留のまま「留学」へ変更できる在留資格）を入学時までには有する者で、入学時に18歳に達する者
- 外国人留学生入学試験の志願者のみ当部署で担当している。
- 学部において「個別の入学資格審査」は行っていない
- 学部の一般入試については入試課が担当、特別入試は本部署が担当している。
- 学部一般入試および推薦入試に係る入学資格（出願資格）についてのみ入試課が担当している。
- 基本的には理学部で審査するが、疑義が生じた場合は大学本部と連携して審査を行っている。
- 帰国者入学試験では、「個別の入学資格審査」を取り入れていません。
- 個別に審査が必要と判断した者についてのみ、当部署が担当している
- 個別の入学資格審査は行っていない。
- 個別の入学資格審査は実施していない。
- 広報・入試室と留学生サポート室、学科で協議の上、判断
- 出願要件に満たない場合、個別の入学審査は行わない。
- 上記のような実績がないため、担当部署がない。
- 窓口：学生課 審査：（一般入試）入学試験委員会（帰国子女入試）各学部
- 他部署（入学課）とともに当課でも担当している
- 大学院に関しては大学院入試担当者が実施している
- 担当学部（医学部）受験生についての当該審査は当課で担当している。
- 担当部署等なし
- 有資格者以外受け入れていない（バカロレア有資格者は受け入れ可）。
- 留学担当部署と共に確認
- 事例なし

4. 入学志願者数と合格者数について (Q2.4、Q2.5)

Q2.4 貴部署で入学資格審査を担当している学部について、2017年度(2018年3月末現在)の入学志願者の総数と合格者の総数(日本人及び外国人)を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注1: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注2: 編入学は含みません。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

Q2.5 貴部署で入学資格審査を担当している学部について、2017年度(2018年3月末現在)の外国人留学生の入学志願者数と合格者数を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注1: 外国人留学生とは、「留学」の在留資格を持つ外国人学生を指します。

注2: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注3: 編入学は含みません。

注4: 半角で入力をお願いします。

注5: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 2-5 Q2.4 と Q2.5 の回答結果 (学部)

	Q2.4: 日本人及び外国人		Q2.5: 外国人留学生	
	入学志願者	合格者	入学志願者	合格者
有効回答数	612	612	574	574
不明:「x」	19	21	38	36
0	12	15	151	185
無回答	4	4	42	42

入学資格審査を担当している学部における日本人及び外国人と外国人留学生の入学志願者数と合格者数に関する回答結果は表 2-5 に示すとおりである。また、それぞれの平均値等についての分析結果は表 2-6 に示す。一つの部署で審査を担当する日本人及び外国人の入学志願者数と合格者数の平均値はそれぞれ 5,360 人、1,525 人であった。また、外国人留学生の志願者数と合格者数の平均値はそれぞれ 63 人、23 人であった。さらに、日本人及び外国人の総数に対して外国人留学生が占める割合は入学志願者については 1.2%、合格者については 1.6%であった。なお、外国人留学生の合格率は 37.5%であった。

表 2-6 入学志願者数と合格者数の平均値等（学部）（2017 年度、単位：人）

	日本人及び外国人		外国人留学生	
	入学志願者 (n=579)	合格者 (n=577)	入学志願者 (n=538)	合格者 (n=538)
平均値	5,360	1,525	63	23
標準偏差	14668.58	3063.39	182.39	70.25
中央値	1,218	504	8	3
最大値	156,225	29,729	1,805	1,217
最小値	1	0	0	0
外国人留学生比率			1.2%	1.6%
外国人留学生の合格率				37.5%

5. 日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について（Q2.6）

Q2.6 外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた者の数をお教えてください。2017 年度（2018 年 3 月末現在）の状況をお教えてください。

【数値入力】

注 1: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注 2: 日本語教育機関とは、法務省の告示により定められた日本語教育機関を指します。

注 3: 半角で入力をお願いします。

注 4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 2-7 日本語教育機関で学習した外国人留学生数の平均値等（学部）（2017 年度）

		日本語教育機関での学習者
有効回答数		370
不明：「x」		146
0		30
無回答		246
(n=224) (単位：人)	平均値	48
	標準偏差	124.51
	中央値	12
	最大値	1,123
	最小値	0
日本語教育機関での学習者率		60.9%

学部における外国人留学生の入学志願者のうち、日本語教育機関で学習した者の平均値は48人であった。中央値は12人となっており、日本語教育機関で学習した外国人留学生数は十数人以内である部署が過半を占めていた。また、外国人志願者数に対する日本語教育機関で学習した者の比率は60.9%であった。

6. 外国人留学生の出身国・地域について (Q2.7)

Q2.7 貴部署で審査を担当している学部への入学志願者のうち、外国人留学生の出身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。2017年度(2018年3月末)の状況をお答えください。【3つまで選択】

表 2-8 Q2.7の選択肢ごとの回答結果(学部)

	回答数(n=375)
(1) 中国	344
(2) ベトナム	164
(3) ネパール	30
(4) 韓国	205
(5) 台湾	65
(6) インドネシア	23
(7) タイ	8
(8) スリランカ	8
(9) マレーシア	28
(10) ミャンマー	8
(11) 米国	4
(12) バングラデシュ	3
(13) その他	31
無回答	241

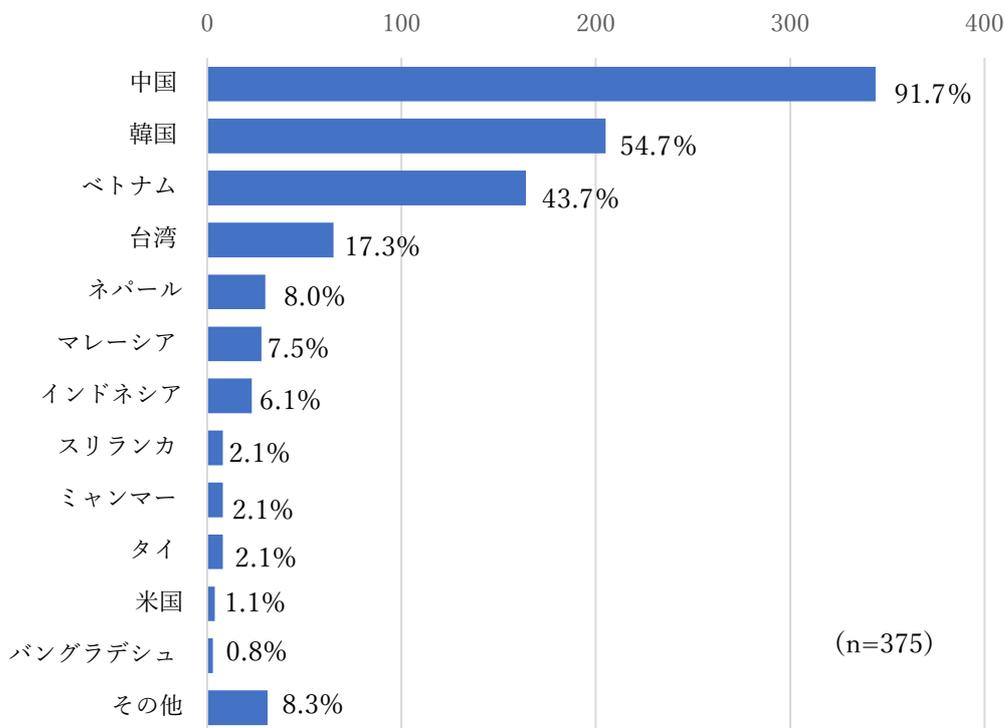


図 2-5 外国人留学生の出身国・地域（学部）

大学の学部志願する外国人留学生の出身国・地域として最も多かったのは中国であり、9割（91.7%、n=344）を占めている。次いで多い出身国・地域としては5割前後を占める韓国（54.7%、n=205）とベトナム（43.7%、n=164）が続く。台湾は17.3%（n=65）で4番目に多いが2割に満たず、その他の出身国・地域は1割未満であった。

「その他」に挙げられた出身国・地域名を回答が多かった順に示すと、以下のとおりである。

表 2-9 「その他」の出身国・地域（学部）

出身国・地域名	件数
モンゴル	7
インド、オランダ、カンボジア、トンガ、パキスタン、ロシア	2
アルゼンチン、カザフスタン、キルギス、コンゴ民主共和国、シンガポール、ジンバブエ、セネガル、ニュージーランド、ラオス、香港	1
国籍調査を行っていない、非公表、不明	1

7. 入学資格判断に時間がかかった事例について (Q2.8)

Q2.8-1 外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、大学の学部への入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった事例がありましたか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 2-10 Q2.8の選択肢ごとの回答結果 (学部)

項目	回答数 (n=379)
(1) あった	111
(2) なかった	219
(3) わからない	49
無回答	237



図 2-6 入学資格判断に特に時間のかかった事例の発生の有無 (学部)

外国での学習歴を有する志願者への入学資格審査で、入学資格を有するか否かを判断するのに「特に時間がかかった事例」の有無については、表 2-10 と図 2-6 に示すとおり、事例がなかったと回答した部署は 6 割弱 (57.8%、n=219) を占めており、事例があったと答えた部署は約 3 割程度であった (29.3%、n=111)。

Q2.8-2 「(1) あった」と答えた方は、どれくらいの割合で発生したかについて、下記の目盛りに、該当するおおまかな発生頻度 (%) を示してください。わからない場合は「不明」をチェックしてください。2017 年度 (2018 年 3 月末) の状況をお答えください。【数値選択】

発生頻度 (%) 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 不明

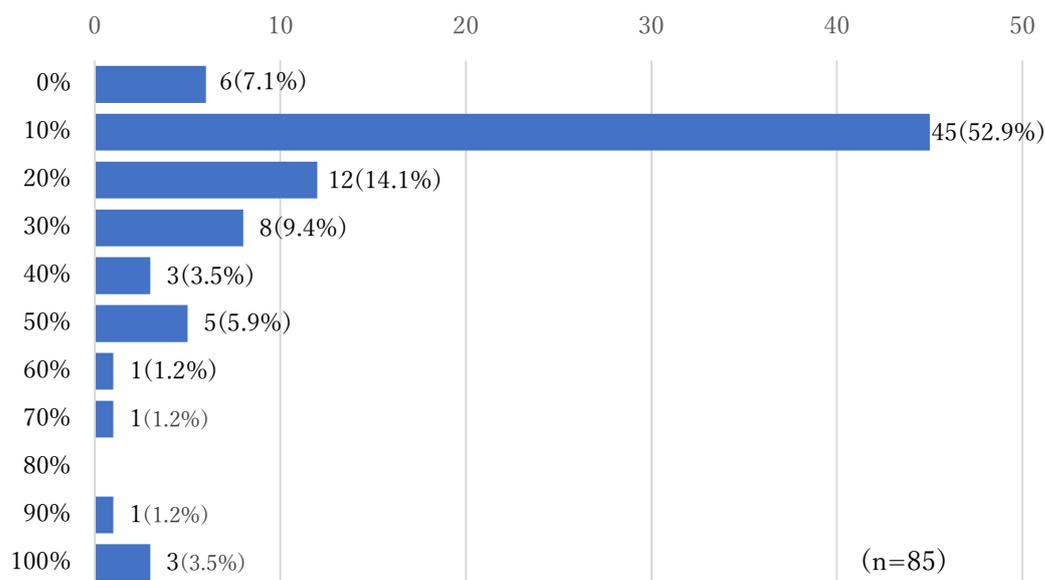


図 2-7 特に時間のかかった事例の発生頻度 (学部)

特に時間がかかった事例があったと答えた 111 部署のうち、85 部署が発生頻度について回答した (図 2-7)。そのうち、過半数の部署 (52.9%、n=45) は、特に時間がかかった事例の発生頻度は、おおよそ「10%」であると回答した。次いで多かった発生頻度は「20%」であり、時間のかかった事例があったとしてもほぼ「0%」であると回答した部署を含め、7 割強の部署では「20%」以下で発生していた。一方、1 部署は発生頻度を「90%」であると回答し、3 つの部署はすべての志願者に対する資格審査に時間をかけていた (「100%」) と回答していた。これらの大学はいずれも入学志願者及び合格者の総数 (日本人及び外国人) に対する外国人留学生率が 1% に満たず、出身国・地域は中国、韓国、台湾、インドネシアに限定されていた。また、後述する入学資格判断に時間のかかった理由として示されている項目のうち 2 つを除き、偏りなく選択していたことから、外国人留学生の志願者数と合格者数ともに少ないものの、多様な理由により入学資格審査に時間をかけていたといえる。

8. 入学資格判断に時間がかかった理由について (Q2.9)

Q2.9 外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった理由をお教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 2-11 Q2.9 の選択肢ごとの回答結果 (学部)

項目	回答数 (n=107)
(1) 日本語か英語で入手できる情報が少なかった	29
(2) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからなかった	53
(3) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少なかった	52
(4) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できなかった	11
(5) 志願者が、複数の国(地域)で学校教育を受けていた	16
(6) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった	72
(7) 志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関(インターナショナルスクールなど)が含まれていた	50
(8) 提出書類(証明書等を含む)に虚偽があった	6
(9) その他(具体的にお書きください)	8
無回答	509

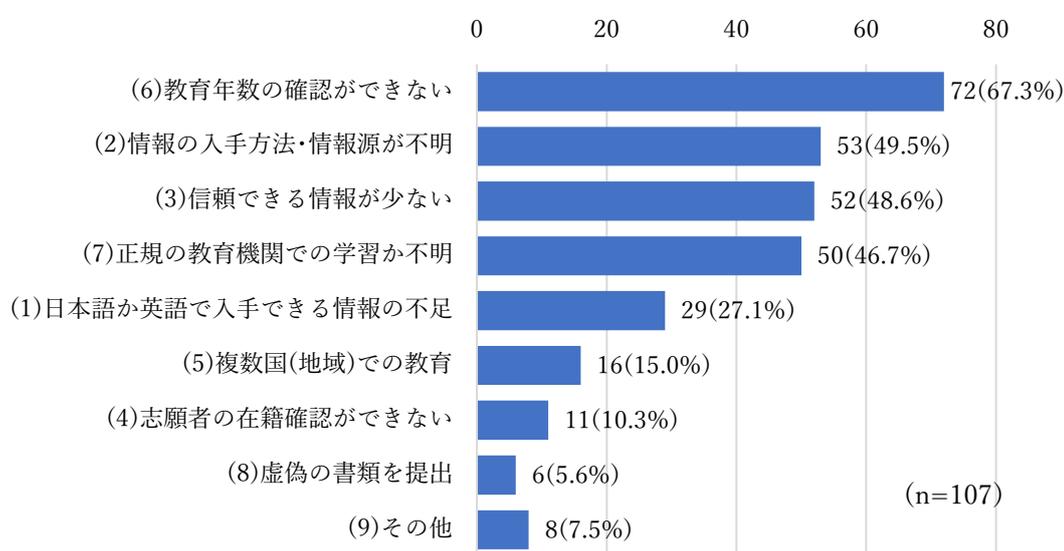


図 2-8 入学資格審査の判断において、特に時間のかかった理由 (学部)

表 2-11 と図 2-8 からわかるように、外国での学習歴を有する志願者への入学資格審査で、入学資格を有するか否かを判断するのに特に時間がかかった理由としては、「教育年数の確認ができない(67.3%、n=72)」、「情報の入手方法・情報源が不明(49.5%、n=53)」、

「信頼できる情報が少ない(48.6%、n=52)」、「正規の教育機関での学習が不明(46.7%、n=50)」が上位を占めている。また、「日本語か英語で入手できる情報の不足」による志願があったため入学資格審査に時間がかかった事例は3割弱(27.1%、n=29)を占めている。「複数国での教育(15.0%、n=16)」、「志願者の在籍確認ができない(10.3%、n=11)」、「虚偽の書類を提出(5.6%、n=6)」の理由で時間がかかった事例は2割未満であった。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりであり、これら審査に特に時間のかかった理由のうち、提出書類の記入ミスや不備等を除く多くは後述する(Q2.11)審査における難しさ及び苦勞した点としても挙げられていた。

- 公募制推薦入試の出願資格が外国での学習歴を有する志願者に対応しておらず、資格を満たしているか否かの検討に時間がかかった。
- 旧教育課程の修了者であった／当該国の大学が正規の教育課程であるか確認するのに時間を要した。
- 大使館等に問い合わせても出願期間内に回答がこない。
- 卒業証明書、成績証明書を発行できない国がある。
- 志願者が提出した書類(母国の成績証明書など)の真偽確認。
- 提出書類の記入ミス。
- 提出書類に不備があった。
- 資格が証明できる証明書(原本)等が提出されない。

9. 入学資格審査のしかたの違いについて (Q2.10)

Q2.10 外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 2-12 Q2.10 の選択肢ごとの回答結果 (学部)

項目	回答数 (n=189)
(1) どちらの場合でも入学資格の審査のしかたに違いはない	169
(2) 渡日後に日本語教育機関で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	2
(3) 渡日後に国内の学校で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	5
(4) その他 (具体的にお書きください)	18
無回答	427

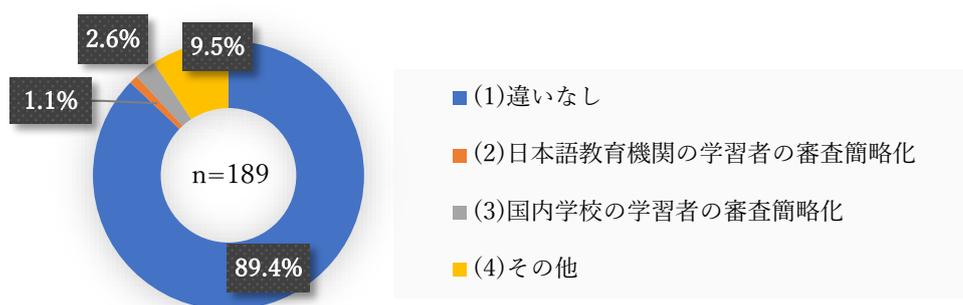


図 2-9 日本語教育機関等の学習者と外国からの直接志願者間の入学資格のしかたの違い (学部)

外国人留学生の入学資格を審査する際に、ほとんどの部署は渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者を同一の審査のしかたにより審査を実施していた (89.4%、n=169)。また、渡日後に日本語教育機関及び国内の学校で学んだ外国人留学生に対しては審査を簡略化している部署は7つであった。そのうち、具体的な例を記述した部署は1つ (項目(3)) であり、その内容は「日本の高等学校を卒業した者については、日本人と同様に取り扱っている (ただし、卒業したものに限り)」ということであった。

「その他」の具体的な記述内容をまとめると以下のとおりであり、外国から直接志願はできない例が多く見受けられる。

- 「留学」の在留資格を出願資格の一つにしているため、外国から直接志願することはできません。
- それぞれの応募要領と合否判定基準に従い審査する
- 外国からの直接志願はできない
- 外国からの直接志願者は受け付けていない
- 外国からの直接受入は行っていない
- 外国から直接志願できない。
- 外国から直接志願者は受入れていない
- 外国から直接受け入れる入試制度はない
- 外国から直接出願する場合のみ、願書受付後に大学から「受験資格証」を本人へ郵送するので、出願者はそれを受取った後に試験日4日前までに来日し、大学に来校してパスポートと受験資格証を提示した上で受験手続を行う。
- 外国人留学生は外国から直接の受け入れは行っていない。
- 近年、外国から直接志願した者がいない
- 原則、外国からの直接の志願は認めていない。
- 国内機関のみ志願可
- 事例がない
- 出願時に国内に在留している志願者のみ出願を認めているため、外国から直接志願する事は出来ない。
- 本学留学生別科からの受験者については入学資格審査の簡略化をしている

10. 入学資格審査における難しさ及び苦勞について（自由記述）（Q2.11）

Q2.11 外国での学習歴を有する志願者が、大学の学部への入学資格を有するか否かを審査する上で、どのような点にむずかしさを感じていますか。また、どのようなことに苦勞されましたか。これまでの経験や国名等も含めて、自由にご意見をお聞かせください。【記述】

入学資格審査をする際に感じた難しさや苦勞について、自由記述式で回答いただいた。複数回指摘された事項や特徴的な事項としては、教育制度の差異による整合性や信頼性確保、情報不足、担当者の不慣れ、卒業及び成績証明書の真偽判断などが挙げられていた。自由記述の全体内容は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> 10年または11年の初等・中等教育を修了した者から出願の問い合わせがあった場合の対応（マレーシア、ネパールなど）
<ul style="list-style-type: none"> インターナショナル・スクールの位置づけ（認定団体）、アビトゥアも持たない学生（ドイツ）
<ul style="list-style-type: none"> インターナショナルスクールが文部科学省あるいは、国際的評価団体認定の学校かどうかを調べるのに時間がかかる。学校教育12年に満たない教育制度の国出身で準備教育機関に通っておらず、年齢が20歳以上。
<ul style="list-style-type: none"> 外国の教育機関で発行される証明書について、様式や内容が多岐にわたり確認に時間がかかる。出願後に証明書類等の返却を求められるケースがある。 出願書類に不備があった場合に本人に連絡を取るが、日本語能力によっては意思疎通が難しいケースがある。 外国からの出願の場合、日本在住の代理人を通してやりとりすることが多く、やりとりに時間がかかったり意思疎通がうまくいかないケースがある。
<ul style="list-style-type: none"> 各国の大学入学資格を調査すること。 海外の高校で学習した生徒が、当該国の大学入学資格を取得していない場合に、日本の大学（本学）の入学資格を有しているかを判断すること。
<ul style="list-style-type: none"> 言葉の壁により意志の疎通が困難である。 出願資格及び出願に必要な書類の理解が不十分であることが多い。 締切直前の出願が多い（上記とも関連し、志願者に大至急で出身校からの書類の取り寄せを指示するケースがある）。
<ul style="list-style-type: none"> 高校での成績が単位数、評価等分かりにくい場合があり、難しいと感じる。 国によって学校の制度が違い、難しい場合がある（例えば、モンゴルは小学校～高校で11年）。
<ul style="list-style-type: none"> 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関（インターナショナルスクールなど）が含まれていた
<ul style="list-style-type: none"> 証明書類の真偽の判別が難しいことがある。 志願者本人への連絡が取りにくく、連絡が取れても正確な意思疎通が難しいことがある。
<ul style="list-style-type: none"> 制度が多数存在しており、把握が困難である。 ウェブで情報を確認する際、情報の信頼性が担保できないケースがある。

<ul style="list-style-type: none"> • 正規の学校と認められているのか否かの判断がとても難しい。 調べても情報が少なく、領事館等に問い合わせ調べている。 卒業証明書や成績証明書等の提出書類が出身学校で作成されたものかどうかの判断が非常に難しい。簡単に自分で作れるような証明書もあり、判断に困っている。過去に自分で作成した成績証明書を提出してきたという事例もある。 中国の留学生の提出書類では不備が多々あるが、春節祭で休みになり出身校に請求できないなど、書類が揃うまでにかかなりの時間を費やす。
<ul style="list-style-type: none"> • 正規の教育課程か否かの確認に時間を要する 国ごとに教育課程の全容を把握しなければいけない（中国における高中・中専・職中の学校区分やマレーシアにおける華文独立中学など）
<ul style="list-style-type: none"> • 大使館へ問い合わせるにあたり、聞くべき情報を整理すること
<ul style="list-style-type: none"> • 中国で12年の課程を修了しているかどうか分かりにくいことや、本人が記載を誤ることが多い。 卒業証明書や成績証明書について、原本しかない学校があり、他大学等に同時期に併願している場合や日本にない場合などに、手続に時間がかかる。そもそもそのような証明書の概念がない学校もあった。
<ul style="list-style-type: none"> • 中国の教育機関の証明書がインターネット上で売買されているとの情報も聞かれるため、信頼性が担保される環境を国として整えることが望ましいと考える。 コスタリカ駐日大使館において、「自国の大学入学資格」に関して回答を得ることは出来たが、「日本の大学入学資格」とは異なった。各国の状況を各大学が個別に調査することは困難であるため、国として統一した情報の整備が望ましいと考える。
<ul style="list-style-type: none"> • 1.初・中等教育年数が同じ国でも地域により違う場合があり、その証明書類がない。受験生の説明を信じるしかないが、正確にわかる方法を知らない。（中国） 2.証明書の母国語が読めないの、英語または日本語訳をつけてもらっているが、日本語学校等の訳を信じるしかない為、不安になる。（全て公正証書にしてもらおうと受験生への負担が大きくなるので無理強いはできない）（中国等） 3.母国の大学への進学が統一テストを実施している国には、高校の成績証明書が存在しないところがある。統一テストの結果で進学可能だが、免除科目もあり証明書として妥当なのか不安になる。（ミャンマー）
<ul style="list-style-type: none"> • 1.問い合わせ先の大使館で通常教育課程に関する質問を受けていないような場合があり、このような場合調べるのに時間がかかる。 2.ロシアやペルーなど初等中等教育の期間が11年の国について、早く文科省の指定となってほしい。 3.ロシアや中国などで日本語・英語による情報が少ないことが多い。
<ul style="list-style-type: none"> • 12年の学校教育を基本としていない国出身者の志願
<ul style="list-style-type: none"> • IBやGCEなどさまざまな教育体系間でのバランスをどう取るか、 外国の教育課程の詳細に関する情報を日本にしながらどのように取得するか
<ul style="list-style-type: none"> • シンガポール、香港、インドなどは教育制度が複雑で出願資格の判別が難しい。 またフィジーなどに日本の企業が出資した地域はその国の教育制度についての情報がかなり限定的で確認にかかなりの時間を要した。
<ul style="list-style-type: none"> • どの程度の日本語能力があるのか、事前に調べるのが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • ベトナム、アメリカ HPがない、存在が確認できない
<ul style="list-style-type: none"> • マレーシアのように大学未満の教育課程が12年ではない場合の判断(文科省のHPに回答があった)
<ul style="list-style-type: none"> • マレーシア出身者の場合、現地の学校制度が初等教育6年と中等教育5年であるため、外国での学校教育12年の課程を修了した者という出願資格が満たせない。そのため、残り1年の教育をどこで、どのような課程を受けたのか、学校制度を調べたり、本人の学歴を精査するのに時間を要した。

<ul style="list-style-type: none"> 異なる国の教育制度を調べる方法がよくわからなかったことに加え、提出された海外の大学の証明書により入学資格を満たしているかどうかを判断することが難しいケースがあった。
<ul style="list-style-type: none"> 英訳がないサイトを持っている学校に通っていた学生の審査(中国)
<ul style="list-style-type: none"> 過去に志願のない国籍の場合の証明書の真偽（諸当国の高等教育機関の統一試験の有無）
<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例を参考に受験資格の有無を確認しているが、外国で教育課程の変更や新しい学歴認証システムの導入などの変化があった場合に対応していくことが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 海外とはスカイプを使用した入試を行っている場合もあり、その際の現地との段取りや通信機器のセッティング等。
<ul style="list-style-type: none"> 海外の教育制度の違い（修業年数等）
<ul style="list-style-type: none"> 外国での学習歴が日本の学歴の12年の課程に相当するかどうかの判断
<ul style="list-style-type: none"> 外国での学習歴に係る証明書が英語以外の言語で記述されている場合、翻訳に時間がかかる上に、内容を正しく翻訳されているか確認する方法が限られている場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 外国において、学校教育における12年の課程を修了していない志願者が国・地域により存在する点。
<ul style="list-style-type: none"> 外国において正規の課程と認定されているかどうかの確認に時間がかかった。（中国、東南アジア等）
<ul style="list-style-type: none"> 外国における学修過程に係る情報の入手やその情報の妥当性、またその情報から日本の大学入学資格の同等性を判断すること
<ul style="list-style-type: none"> 外国における卒業証書、成績証明書などは英語及び中国語以外の言語のものは日本語訳を添付することとなっているが、信頼できるものか判断が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 外国における日本の高卒認定試験に該当するものが、文部科学省で認定されているかの判断
<ul style="list-style-type: none"> 外国の教育制度、申請者の学習歴について調査するのに時間を要すること
<ul style="list-style-type: none"> 外国の教育制度が国によって違い、情報が少ないため、判断に時間がかかっている。
<ul style="list-style-type: none"> 外国の教育制度について、信頼できる情報源が少ない。文部科学省以外にも外務省などのホームページを参照しているが、外国人留学生の入学資格審査に用いるには情報不足のように感じる。特に中国の自治区（ウイグル族を対象とした学校など）や東南アジアの後期中等教育に関する情報が少なく、Q2.9の(6)の問題が生じたこともある。
<ul style="list-style-type: none"> 外国の大検に相当する資格を有する場合の入学資格確認方法
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の場合、入学資格の有無を判断するために必要となる出願書類の不備が多いことや、連絡が取り難いこと等があり、やり取りに苦労することがあった。
<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生の出身国の教育制度に関する情報が入手できない。 外国人留学生の出身高校のカリキュラムが日本の高校と同等との判断するための情報が少ない（特に南米）。
<ul style="list-style-type: none"> 各国における教育制度の事情（大学まで12年間（高校卒業まで）未満等、同国内でも地域ごとに制度が違う、正規の教育課程か否かなど）は気を使う点であると思う。
<ul style="list-style-type: none"> 各国によって教育制度等が異なるため、本学の出願資格に該当するか否か判断が難しい場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 各国の教育制度と日本の教育制度の内容やレベルの違いの整合性をどのようにとるかの判断
<ul style="list-style-type: none"> 各国の教育制度について確認すること。
<ul style="list-style-type: none"> 各国の教育制度の把握
<ul style="list-style-type: none"> 各国の教育制度の理解が非常に難しい。

<ul style="list-style-type: none"> • 学ぶ国とカリキュラムの組み合わせによっては、9月末で17歳の学生が申請可能になったり申請不可になるところ。 As we do not have extensive information on each country, we need to make use of services like UK NARIC to find reliable information. When we do not have a full membership, sometimes it is hard to access the information.
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育における12年の課程を修了しているか、確認するための書類に不備があることが多く、時間がかかる。不備があった志願者に連絡をした後、外国から書類を取り寄せるのに、さらに時間がかかるため、すべて完了となるまで大変な作業時間を要する印象がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法施行規則第150条に該当するかの審査
<ul style="list-style-type: none"> • 学習歴としてカウントできる学校であるかが不明の場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 学部への入学資格の有無については、判断に時間を要することは少ない。 大学院の入学資格については、日本の教育制度と大学の教育制度の違いにより、教育年数などが異なり、入学資格の有無を判断するのに苦労した。特に医学科においては、日本と外国の制度の異なる点が多々あるため（例：日本は医学科卒業に6年を要するが5年の国もある）判断に時間を要したこともあった。
<ul style="list-style-type: none"> • 願書提出時に同封する卒業証明書等の証明書について、中国の受験生のものは正式な証明書である確認、及び原本であるかの確認などに時間がかかることが多い。
<ul style="list-style-type: none"> • 教育制度が国によって異なる為、入学資格を確認するのに時間がかかる。また国によっては州等によって個別に教育制度が定められており、高校課程修了条件も様々なため受験者の出身地別に制度を調べなければならない。アフリカ大陸やアジアからも受験生が出願してくるが、国によっては情報源が少ない。
<ul style="list-style-type: none"> • 教育制度が不明の場合は、大使館に問い合わせる等している点。
<ul style="list-style-type: none"> • 教育制度や修業年限が異なる国からの出願の場合、日本のそれとの比較が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 教育履歴について記載されている教育機関が高校に該当する教育機関なのかどうかを調べ判断する際、難しさを感じる（事例 中国）
<ul style="list-style-type: none"> • 近年該当する事例はないが、当該国の教育制度に関する情報が乏しく、正規の課程を修了しているかの判断が難しいことが考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> • 現在までの事例では、私費外国人留学生特別入試の出願資格確認は書面上で特に問題なくできており、他の入試区分を含めて特に判断に迷う事例はない。
<ul style="list-style-type: none"> • 現地で実施する入試のスケジュールや人員調整。
<ul style="list-style-type: none"> • 現地の学校が「外国において学校教育における12年の課程を修了～」に該当するかどうか判断できないため、在日の領事館等に確認するしか方法がない。しかし、返事がない場合が多く、出願期間に間に合う回答がこない。
<ul style="list-style-type: none"> • 公的な証明書であるかの疑義。 各国の教育制度の正確な情報を取得しづらい。
<ul style="list-style-type: none"> • 公的資料かの判断 成績や年齢・学年のルールの違いによる判断
<ul style="list-style-type: none"> • 高校卒業までの学校教育課程の年数が、国、さらには個人で異なるため審査に苦労する。
<ul style="list-style-type: none"> • 高校卒業までの学歴が12年未満の場合、高校卒業相当の学力を有しているか、母国での大学入学資格を有しているか等を確認する必要があるが、近年、様々な国の留学生から出願があるため、都度、各国の教育事情を調査しなければならないことに苦労する。

<ul style="list-style-type: none"> • 高等学校卒業までが 11 年の国からの帰国生や複数の国で教育を受け、かつ、11 年教育を受けた事例等があり、当該国の教育機関が「大学入学資格を持っている」と証明しているものの、それは当該国の大学の話であり、日本の大学入学資格に反映させて良いのかどうか悩んでしまう。
<ul style="list-style-type: none"> • 国・地域によって卒業証明書、成績証明書が発行されない。
<ul style="list-style-type: none"> • 国ごとの教育制度の違い
<ul style="list-style-type: none"> • 国によって異なる教育制度の詳細や、志願者の卒業した学校が正規の教育制度に基づくものであるかについて、信用できる最新の情報を探するのが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 国によって日本の小・中・高校の年数が異なるため点や、ネパール歴を通常の西暦に変換する点等が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 国によって標準修業年限が異なるため学校教育における 12 年の課程を満たしているか判別の難しいケースがある。また、志願者の在籍した課程がその国においてどのような位置づけなのか客観的な情報が得にくい。
<ul style="list-style-type: none"> • 国により教育課程（教育制度）に差異がある
<ul style="list-style-type: none"> • 国により多様な教育制度が存在すること。また、実技教育を実施する芸術系学部があるため、多様な教育経歴を持つ者が出願する可能性が高いこと。
<ul style="list-style-type: none"> • 国の教育制度（例えば中等教育、高等教育の期間）の変更がある場合、その前後の教育体制や書類が把握し辛い。 成績証明書が PDF を印刷したもので提出された場合、実際にこの証明書しか発行できないのか苦慮することがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 国や地域により教育制度が異なるため、日本の教育制度との照合に時間を要する。
<ul style="list-style-type: none"> • 国毎に教育制度が異なっており、調査する事で入学資格の確認に時間を要すること。
<ul style="list-style-type: none"> • 在留資格の変更に關すること。例えば外国人留学生としての入学を希望する受験生に対して、入学後に在留資格を「家族滞在」から「留学」に変更する意思を確認するなど。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者から提出された書類が外国語で書かれている場合、入学資格審査担当部署内でネイティブレベルに外国語を判読できる職員がいないため、判読することができる他部署の教職員に転送する手間がかかることがままあること。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかの確認に苦慮した。例えば、卒業した学校が閉校し、提出書類の卒業証書がプリント版であったケースでは、確認作業に時間を費やした。（中国）
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者が修了した教育課程が、その国における正規の教育課程であるか否かの判断が困難な場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者が提出する書類(母国の成績証明書など)の真偽確認(特に中国)。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者が日本の出願資格を理解していないことが多いので、「正規の学校教育」と言っても理解してもらえず、本人から説明を求めることが困難だった。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者が日本語を理解できていない場合、意思の疎通が難しいこと。 日本留学生試験の結果取り寄せに時間がかかること。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者との外国語によるコミュニケーションの取りづらさ
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者の出身校がその国で認められている学校であるかの確認に苦労している。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者の卒業した高校について調べる際、現地語（ベトナム語）の HP しか存在せず、結局大使館に問い合わせる必要があった。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者の母国における学校教育の課程の情報（特に変遷がある場合）が少ない点。

<ul style="list-style-type: none"> 志願者は正規な高等学校に通っていない場合、出身学校を卒業したところで、高等学校卒業資格が得られるかどうかを検証することは難しいです。
<ul style="list-style-type: none"> 志願者本人との意思疎通
<ul style="list-style-type: none"> 支弁能力の確認が難しい（ベトナム）。
<ul style="list-style-type: none"> 私立校やインターナショナルスクールが当該国に認可されている学校か、または認可を得ずに届出のみにより設置された学校か、ホームページ上で確認できない場合。 その都度各大使館へコンタクトをとる必要があるが、担当者に質問内容の意図がなかなか伝わらなかつたり、大使館から教育省へ転送され、回答をもらえるまでに時間を要することもある。 また、過去には、本学や他大学で入学資格ありと認定していた学校について、文科省では資格なしと判断されたケースもあった。 このように、限られた情報ルートでは大学における審査が万全であるとは言いがたいため、各国の教育制度（許可制／届出制、等）や日本での入学資格が認められる学校についての情報が一元化されることが望ましいと考える。
<ul style="list-style-type: none"> 出願者より提出される書類（証明書等）が国や大学により書式等がバラバラで、それらを見て入学資格を有しているのかどうかを適切に審査することの難しさを感じた。
<ul style="list-style-type: none"> 出願書類に係る付帯書類の翻訳
<ul style="list-style-type: none"> 出願書類に不備があった場合、提出に時間がかかる
<ul style="list-style-type: none"> 出身校が、当該国で正式な学校とされているか。 また、その学校が当該国において、学校教育における12年の課程であるか。
<ul style="list-style-type: none"> 出身国の最終学歴校の卒業証明書や成績証明書を出願の際に提出いただく必要があるが、内容（書類の記述）を確認すると上記2つの書類でない可能性がある場合がある。しかし、受験者本人に問い合わせたところ、学校へ申請したらこの書類がでてきた、ということで提出書類についての判断が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 出身国の初等教育及び中等教育制度を把握する事など
<ul style="list-style-type: none"> 書類の確認や言語の解読 受験資格基準を満たしているかの判別
<ul style="list-style-type: none"> 小規模大学ですので、志願者もごくわずかですが、特に問題はありません。また、近年は、協定校からの出願のみという状況です。
<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手方法・情報源がわからない
<ul style="list-style-type: none"> 情報収集とその信憑性の確認を、短期間で行う必要があることに苦慮している。
<ul style="list-style-type: none"> 審査する際に、本学の国際交流担当の部署に問い合わせもしている。
<ul style="list-style-type: none"> 審査に必要な証明書等を提出させることにある程度の時間を要する。
<ul style="list-style-type: none"> 正規の教育課程かを確認するのが困難な場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 早期入学・卒業、飛び級などにより正規の課程の年数を満たしているかが証明書等の書類で確認できないケースが多い。（特に中国） 在籍年数と学年ごとの単位の修得状況に矛盾がある。（例えば3年の課程にもかかわらず2年分の成績しかない）
<ul style="list-style-type: none"> 卒業という概念がない国もあるようで、その場合、12年間だけで判断すればよいのか迷うケースがある。
<ul style="list-style-type: none"> 卒業校（日本の高等学校相当分）の設置状況が不明な学校があった場合の確認。
<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書や成績証明書等を提出させているが、その書類や学歴が本物であるか確認できない
<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書及び成績証明書が本物かどうか見極めるのがむずかしい。（中国）

<ul style="list-style-type: none"> • 担当者が外国の教育制度に不慣れなため、入学資格確認に時間を要している。
<ul style="list-style-type: none"> • 中国（高中学業水平考試のしくみ、職業中学や技術労働者学校の卒業者に出席資格があるかどうか、など）、インターナショナルスクール（IB 取得などが条件で当該国内の大学出席資格が得られる場合や IB など取得しなくても卒業すれば当該国内の大学出席資格が得られる場合など、慎重にそのスクールのしくみを調べないと正確な審査ができないこと）
<ul style="list-style-type: none"> • 中国：当該受験者の出身高等学校が、職業中学だった場合留学の目的が就労になってしまわないか懸念点が残る。
<ul style="list-style-type: none"> • 中国からの志願者で、小学校の就学年齢が統一されていなかったため、何歳から就学し、何年の教育を受けたか不明だった。 アメリカなど一部の国で、ホームスクーリング制度など、日本では普及していない制度があり、入学資格の有無の審査に時間を要した。
<ul style="list-style-type: none"> • 中国とベトナムの場合 3 年制学校があるが、専門学校に分類するか、短期大学に分類するかがよくわからない
<ul style="list-style-type: none"> • 中国の教育機関における証明書の発行時期や日数が不明瞭である。
<ul style="list-style-type: none"> • 中国の中等教育機関については、実在を確認することが困難だった。
<ul style="list-style-type: none"> • 中国人留学生について、制度上正規の課程（12 年）を飛び級で卒業したのか、それとも 11 年半の特殊な課程（制度上正規でない課程）を卒業したのか、出願書類だけでは判断できないケースがあった
<ul style="list-style-type: none"> • 中国等、証明書類がオフィシャルのものであるか判断に難しいことがある。台湾の「非学校携帯実験教育」など前例が少ない学歴を有する志願者の資格審査には苦慮することが多い。台湾のこのケースでは、はじめ文部科学省もこの教育制度を把握しておらず台北駐日経済文化代表処に問い合わせるなど、審査に数か月もの時間を要した。追加事例①本来、準備教育課程が必要である留学生が準備教育課程ではない日本語学校に在籍し、大学に出願してきた例がある。日本語学校側に日本語学校入学時、大学入学を考えているのであれば指定の課程を修了しなければならないことを通知するよう徹底いただきたい。追加事例②A 国に所在する学校だが、A 国の教育制度ではない場合の判断が難しいことがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 調査書等を見て必要な科目の出席要件を満たしているかどうかの判断が難しい
<ul style="list-style-type: none"> • 提出書類の真偽について確実な確認をとることが困難
<ul style="list-style-type: none"> • 提出書類の不備・不足が多く、また志願者本人への連絡がなかなか取れないこと。
<ul style="list-style-type: none"> • 当該の学校の情報についてネット等で情報収集に努めるが記載されているホームページの信憑性を保証するものがない点。また、大使館にも問い合わせたことがあるが、有益な情報は得られなかった。
<ul style="list-style-type: none"> • 当該国における中等教育の修了要件及び高等教育の入学資格の確認
<ul style="list-style-type: none"> • 当該国の教育制度や学校制度について、信頼できる情報が得られない場合がある。志願者の学習歴が正規の教育機関であるのかが明確でない場合がある。試験日まで日程に余裕がない場合に難しさを感じる。
<ul style="list-style-type: none"> • 当該志願者の出身校の教育課程が、「外国において、学校教育における 12 年の課程」に該当するかどうか、大使館等に連絡をとり判断することに苦労した。
<ul style="list-style-type: none"> • 同一国であっても居住地によって修業年数が異なっている等、当該国の教育・学校制度を個別に調べるのに苦労した。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本との教育制度の違い、外国語での証明書の提出。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本と当該国との教育制度や学校制度の違いが審査をする上で難しさを感じている。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本と比較し各国で教育制度、学事歴が異なるケースが多いため。

<ul style="list-style-type: none"> 日本語に対する理解力、コミュニケーション力等
<ul style="list-style-type: none"> 日本語の授業に対応できる日本語能力が備わっているかどうか。
<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力の評価 外国での学歴の評価
<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力を入学資格のひとつとしている本学においては、日本留学試験や日本語能力試験などを受験していれば凡その日本語能力が測れるため、それほど審査にむつかしさを感じていないが、諸外国においては日本語教育機関でどの程度アカデミックジャパニーズを学修しているのかが不明である。
<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力試験 N2 以上、日本留学試験 200 点以上を出願資格としているが、実際の日本語能力と見合わない場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 入学資格に必要な単位の修得、卒業をしているかの判断に難しさを感じる。
<ul style="list-style-type: none"> 入学資格を有する教育を付与する教育機関か否かの確認。 現在ネイティブの教員と共に確認作業を行っている。ネイティブ教員が不在の場合、現地の教育事情、提出資料及び出身校の妥当性の確認が困難となる。
<ul style="list-style-type: none"> 非漢字圏（ベトナムなど）の志願者が増加していること
<ul style="list-style-type: none"> 評価基準が異なるため、学内の基準に適応させるのが難しい
<ul style="list-style-type: none"> 病気やけがなどで規定より遅れて入学している場合や留年をしていたり現地で転校をしている場合に、学校からの証明書類が出ないことがある。
<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省 HP 掲載のとおり、「外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者」について、外国の正規の学校教育における 12 年目の課程を修了した者という証明を各国大使館に依頼するが、明確な回答を得られないことがある。
<ul style="list-style-type: none"> 母国では高校卒業と同等で 11 年制であったり、10 年制であったりと、多国籍化が進む中で、判断に難しさを感じる。
<ul style="list-style-type: none"> 本学が要件としていく最終校の校長先生による推薦書が取得できない（香港、韓国の一部。）卒業証明書や成績証明書が英語で発行されていない（カザフスタン。）
<ul style="list-style-type: none"> 本学では、一定レベル以上の日本語能力を有していることを出願資格の 1 つとしているが、「日本語能力試験」や「日本留学試験」未受験者の日本語能力を測ることに苦慮したことがあった。 例：小学生まで日本の小学校に通い、中学・高校と外国で学習してきた上記試験未受験者。
<ul style="list-style-type: none"> 本学では出願資格の確認のために卒業証明書、成績証明書等の原本の提出を求めているが証明書に必要事項が記載されていなかったり本人から提出されなかったり（証明書が発行されない等の申し出をする）する。
<ul style="list-style-type: none"> 本学では日・英のいずれかで発行された証明書の提出を求めているが、中国の場合、多くの志願者が日本語で作成された証明書を提出してきており、その証明書の真偽確認が非常に難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 本学に入学を希望する外国人留学生は、日本の教育機関（日本語学校または専修学校等）に在籍中の生徒が多いため、特に難しさを感じたことはない。
<ul style="list-style-type: none"> 面談の時間調整などを時間がかかりました。
<ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ先との時差や休日等の関係及び卒業してから年数がたっている学生の確認に時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> 留学生と学生、教職員とのコミュニケーション。
<ul style="list-style-type: none"> 特に編入学試験の場合は、外国での大学卒業又は単位取得を証明する証明書の確認は、神経を使うものである。よって、最近では外国人留学生の編入学には力を入れていない
<ul style="list-style-type: none"> 特に複雑な事例はありませんでした。

• 特に難しさは感じておりません。
• 特にありません
• 特にありません
• 特にありません。
• 特にありません。
• 特にありません。
• 特にありません。
• 特になし
• 特になし。
• 特に無し
• 特に無し
• 特に無し
• なし

以上、大学の学部における Q2 に対する回答結果を取りまとめた。以下では、調査対象全員に問うた Q5（入学資格審査に関する情報や助言が求められる第三者機関）の回答結果について取りまとめる。なお、Q5 は回答者全員への共通項目であるため、Q1.3 で学部のみを担当していると回答した部署（n=249）と、学部及び大学院を対象にしている部署（以下、学部+院、n=367）の間の特徴を調べるために、対象を分けて分析結果を示す。

11. 他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)

Q5.1 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、以下の機関や関係者に情報・助言等を求めたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 2-13 Q5.1 の選択肢ごとの回答結果 (学部)

項目	学部のみ (n=146)	学部+院 (n=272)	計 (n=418)
(1) 駐日の外国公館(大使館、総領事館、外国政府代表部など)	46	88	134
(2) 文部科学省	46	88	134
(3) 志願者が外国で在学していた学校・高等教育機関	28	39	67
(4) 志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関	70	113	183
(5) 貴学／貴校の他部署の教職員	75	150	225
(6) 国内の他機関 (大学、専門学校など) で留学生の入学資格審査を担当している教職員	19	43	62
(7) 志願者本人	82	165	247
(8) 国内の情報・助言サービス (具体的にお書きください)	7	8	15
(9) 上記の機関や関係者に情報・助言等を求めたことはない	18	39	57
無回答	103	95	198

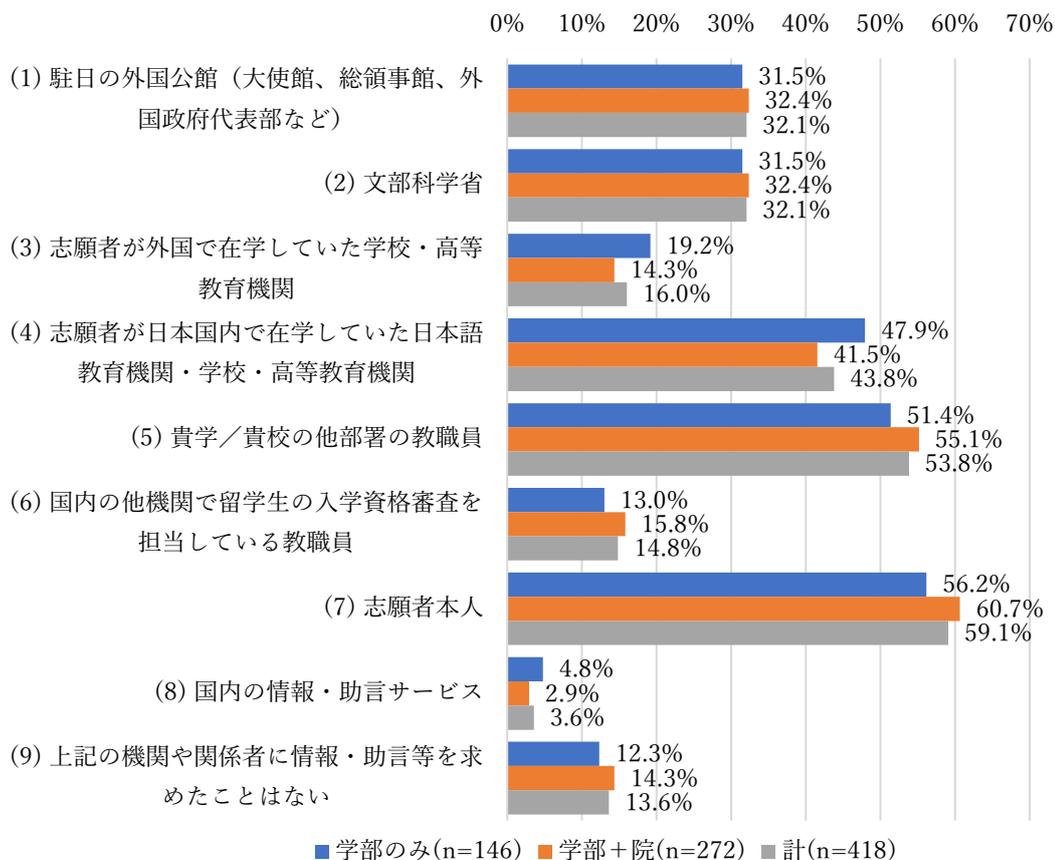


図 2-10 入学資格審査における他機関や関係者への情報・助言等の要求有無（学部）

学部のみを担当している部署と学部及び大学院を担当している部署において全体的に類似する傾向が見られた。外国での学習歴を有する者の入学資格を審査する際に、(1) から (8) までの他機関や関係者に情報・助言を求めた経験のある割合は、学部のみと学部及び大学院の部署においてそれぞれ 87.7% (n=128)、85.7% (n=233) であった。具体的に問い合わせ先として最も多かったのは「志願者本人」であり、次いで「貴学／貴校の他部署の教職員」、「志願者が在学していた教育機関」が続く。また、「駐日の外国公館」や「文部科学省」のような政府関係機関に問い合わせるといった回答はそれぞれ 3 割強を占めていた。一方、「国内の情報・助言サービス」は 5% 未満にとどまり、問い合わせ先としては入国管理局、大学入試センター、日本学生支援機構等である。具体的な内容は以下のとおりである。

- <学部のみ>
- 東京入国管理局
 - 入国管理局、大学入試センター

- 日本学生支援機構
- 入管協会
- 独立行政法人大学入試センター

<学部+院>

- 文部科学省及び外務省ホームページ
- メディア・チャイナ
- CHSI の日本代理機構
- JASSO (留学生事業部)
- JASSO
- 国際教育交流協議会
- 留学支援機関

12. 個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)

Q5.2 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、諸外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用したことがありますか。次の中から利用したことがあるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 2-14 Q5.2 の選択肢ごとの回答結果 (学部)

項目	学部のみ (n=109)	学部+院 (n=219)	計 (n=328)
(1) World Education Services (アメリカの民間非営利の学位・資格評価機関)	0	0	0
(2) Nuffic (オランダ政府指定の学位・資格評価機関)	1	0	1
(3) UK NARIC (英国政府指定の学位・資格評価機関)	1	1	2
(4) 中国高等教育学生信息网 (CHSI) またはその日本代理機構による学歴認証	6	24	28
(5) 中国教育部学位及大学院教育発展中心 (CDGDC) による学位認証	3	12	15
(6) 外国の学歴の証明サービスを利用したことはない	97	176	273
(7) その他 (具体的にお書きください)	5	12	17
無回答	140	148	288

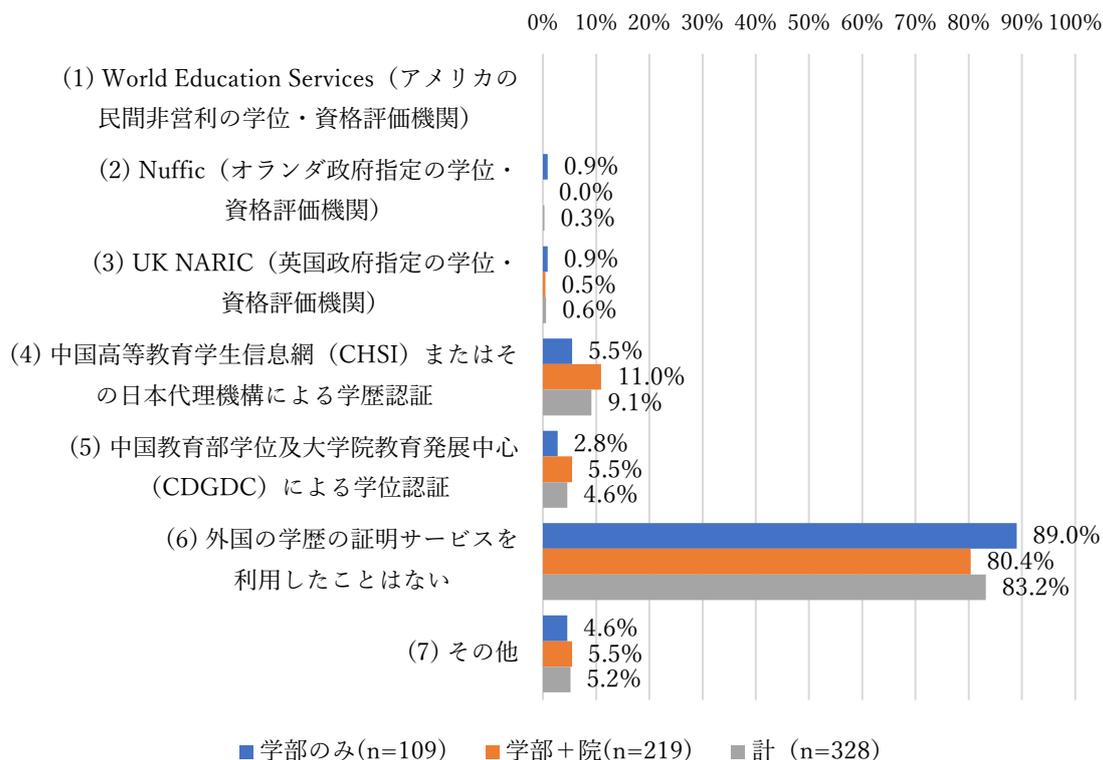


図 2-11 個人の学歴を証明するサービスの利用有無（学部）

外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスの利用の有無については表 1-14、図 2-11 に示すとおりであり、多くの学部は外国で提供されているサービスをほとんど利用していなかったことがわかる。一方、利用経験のある回答部署のうち、「その他」を除き、中国政府が運営する学歴照会サービスである「中国高等教育学生信息网 (CHSI) またはその日本代理機構証」や「中国教育部学位及大学院教育発展中心 (CDGDC)」による学位認証の利用が最も多いものの、その割合は 1 割前後にとどまっている。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりであり、学部及び大学院を担当している部署の記述からは特定の国・地域として中国が言及されている。

<学部のみ>

- 各国の大学入学資格として認められる資格
- 大使館または公証処による公証サービス
- なし
- よくわからない。

<学部+院>

- AACRAO Edge (<http://edge.aacrao.org/aacrao-edge-login-page.php?uri=/>)
- CHSI は 2018 年度の大学院入試まで利用していた

- H31年度の研究生選考から、CHSIまたはその日本代理機構による学歴認証も利用する方針となっている。
- JTB 日中教育交流センター北京事務所
- これらの機関のウェブサイトから教育制度等の情報を収集している
- ○○大学における学歴検証システム（AAO 中国・香港・台湾の出身者のみ）
- 日本学生支援機構（日本留学試験の成績を請求している。）
- 該当なし
- 不明
- 無い

13. 学内における取組みについて（Q5.3）

Q5.3 外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関して、貴学／貴校全体で取組んでいることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 2-15 Q5.3 の選択肢ごとの回答結果（学部）

項目	学部のみ (n=249)	学部+院 (n=367)	計 (n=616)
(1) 各部署の入学資格審査に必要な情報やデータが、学内／校内で共有・集約されている	22	42	66
(2) 入学資格審査の方法・手続き等について、学内／校内に共通のマニュアルがある	30	62	92
(3) 入学資格審査の基準を、学内／校内で統一的に定めている	76	126	202
(4) 志願者が提出した書類や審査の結果が、学内／校内で共有・集約されている	65	112	177
(5) そのような取組みは行っていない	86	130	216
(6) わからない	20	34	54
(7) その他（具体的にお書きください）	16	8	24
無回答	0	0	0

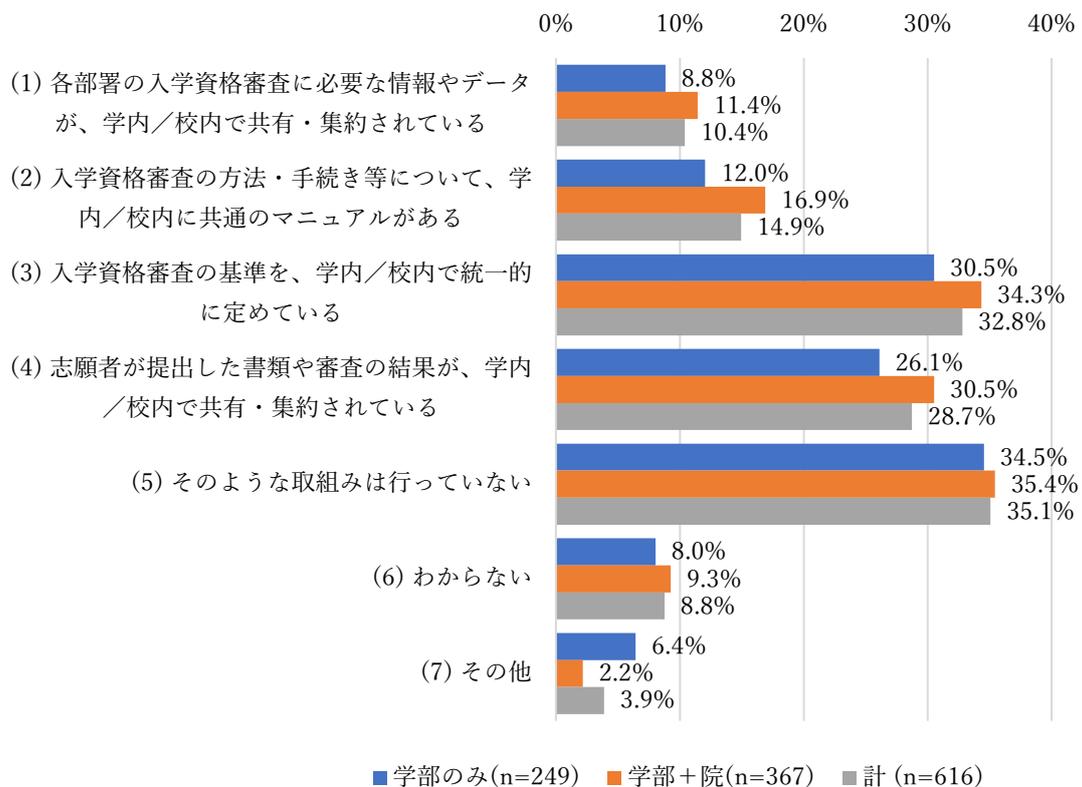


図 2-12 入学資格審査における学内の取組み（学部）

外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関する学内の取組みについて、学部のみを担当している部署と学部及び大学院を担当している部署の間で全体的に同じ傾向が見られた（表 2-15、図 2-12）。最も多く部署が、学内で外国学習歴を有する者の入学資格審査に関する「取組みは行っていない」と回答している。一方、取組のある部署のうち、「入学資格審査の基準を、学内で統一的に定めている」と回答した大学が最も多く、次いで「志願者が提出した書類や審査の結果を学内で共有・集約」している大学が多かった。また、学内で共通のマニュアルを持っている大学は2割未満となっており、各部署の入学資格審査に必要な情報やデータが共有・集約されているケースは1割前後にとどまっている。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりである。入試関係部署における情報収集や共有、学生募集要項の活用等の取組みが記述されているほか、過去は集約されていたが、変わりゆく外国の教育事情に追いつかず陳腐化したという例も見受けられた。

<学部のみ>

- 本件は学生支援部入試課が担当しています。
- 本件に関する前例がないので、受験希望者がいる場合は、都度対応予定。
- 入学資格審査の基準を部局内で定めている
- 入学資格審査に関する情報、データ、マニュアル、審査結果等は、入試種別毎に統一・集約してい

- 日本国内の日本語教育機関の在学生のみに受入れている。
 - 審査基準を検討中
 - 昨年度は、入試担当部署のみで行っていた。
 - 疑義のある書類や内容についてはある程度集約されている。
 - 学生募集要項に基づき資格を満たしているかのみ審査
 - 各学部が対応し、その結果が入試課に集約されている。
 - 過去の事例をファイリングする等して情報共有している。
 - 過去に入学資格審査を行った学校の情報をリスト化している
 - この件に関しまして、本学学生支援部入試課へお問い合わせください。
 - かつては集約されていたが、変わりゆく外国の教育事情に追いつかず陳腐化した。
 - 実績がない
- <学部+院>**
- 入試要項にある出願要件に適合するかどうか、都度、学内関連部署と協議を実施
 - 入試室で一括して個別に対応している。
 - 志願者が志望してきた学部と、担当部署（アドミッションセンター）内で共有
 - 学部入試は入学センターが担当しているが、過去の入学資格審査において時間を要した。判断の難しかった事例の情報を蓄積し、部署内で共有している。
 - 学内規程や要領に従い、手続きを進めている。
 - 外国人留学生担当部署に詳細な対応マニュアルがあり、必要に応じて他部署に情報提供を行っている
 - 過去の対応例をデータベースに一元的に記録している

14. 第三者機関の利用可能性について（Q5.4）

Q5.4 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあれば、どれくらい利用すると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 2-16 Q5.4の選択肢ごとの回答結果（学部）

項目	学部のみ (n=249)	学部+院 (n=367)	計 (n=616)
(1) 大いに利用すると思う	60	108	168
(2) ときどき利用すると思う	117	173	290
(3) あまり利用しないと思う	68	79	147
(4) まったく利用しないと思う	4	7	11
無回答	0	0	0

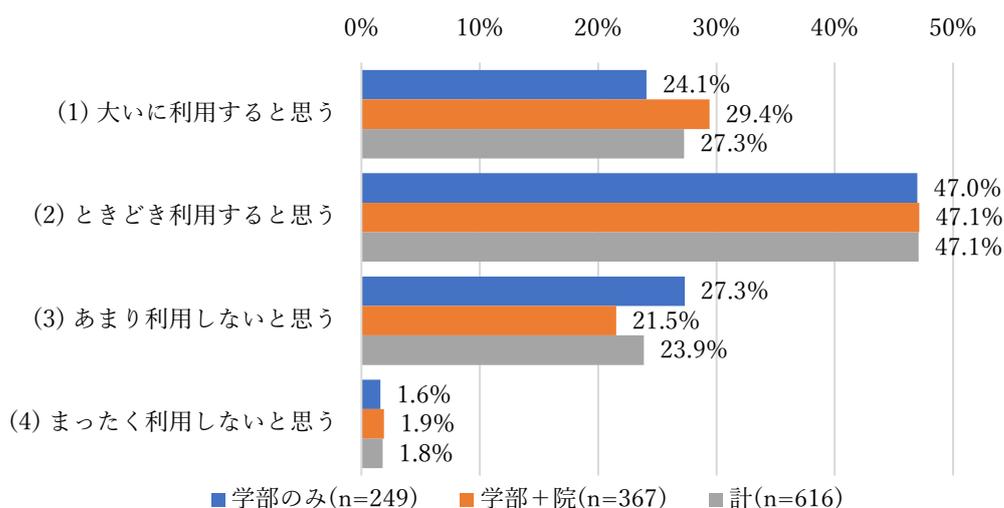


図 2-13 入学資格審査時の第三者機関の利用可能性（学部）

外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行う際に、情報・助言等が求められる第三者機関があれば利用するかに関する問いについて、約7割強の部署が肯定的な姿勢（大いに利用+ときどき利用）を示していた。一方、利用しない（あまり利用しない+まったく利用しない）と回答した部署は2割強であった。これらの大学では比較的に外国人留学生の志願者数が0人であったケースが多く、このことから第三者機関の利用を見込んでいないものと考えられる。

15. 第三者機関に利用するサービス内容について（Q5.5）

Q5.5 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあった場合に、どのようなサービスを期待しますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 2-17 Q5.5 の選択肢ごとの回答結果（学部）

項目	学部のみ (n=173)	学部+院 (n=278)	計 (n=451)
(1) オンライン上で情報を得られる	141	237	378
(2) 日本語で情報が提供される	155	255	410
(3) 世界の多くの国の教育制度等について情報を得られる	115	209	324
(4) 個別の出願案件に対する適切な助言を得ることができる	127	225	352

表 2-17 Q5.5 の選択肢ごとの回答結果（学部）の続き

項目	学部のみ (n=173)	学部+院 (n=278)	計 (n=451)
(5) 電話で問い合わせることができる	118	209	327
(6) 問い合わせに対して短い日数で、回答を得ることができる	129	215	344
(7) 手数料が適正である	97	174	271
(8) 他の教育機関で入学資格審査を行うスタッフと情報交換ができる	36	84	120
(9) その他（具体的にお書きください）	9	13	22
無回答	76	89	165

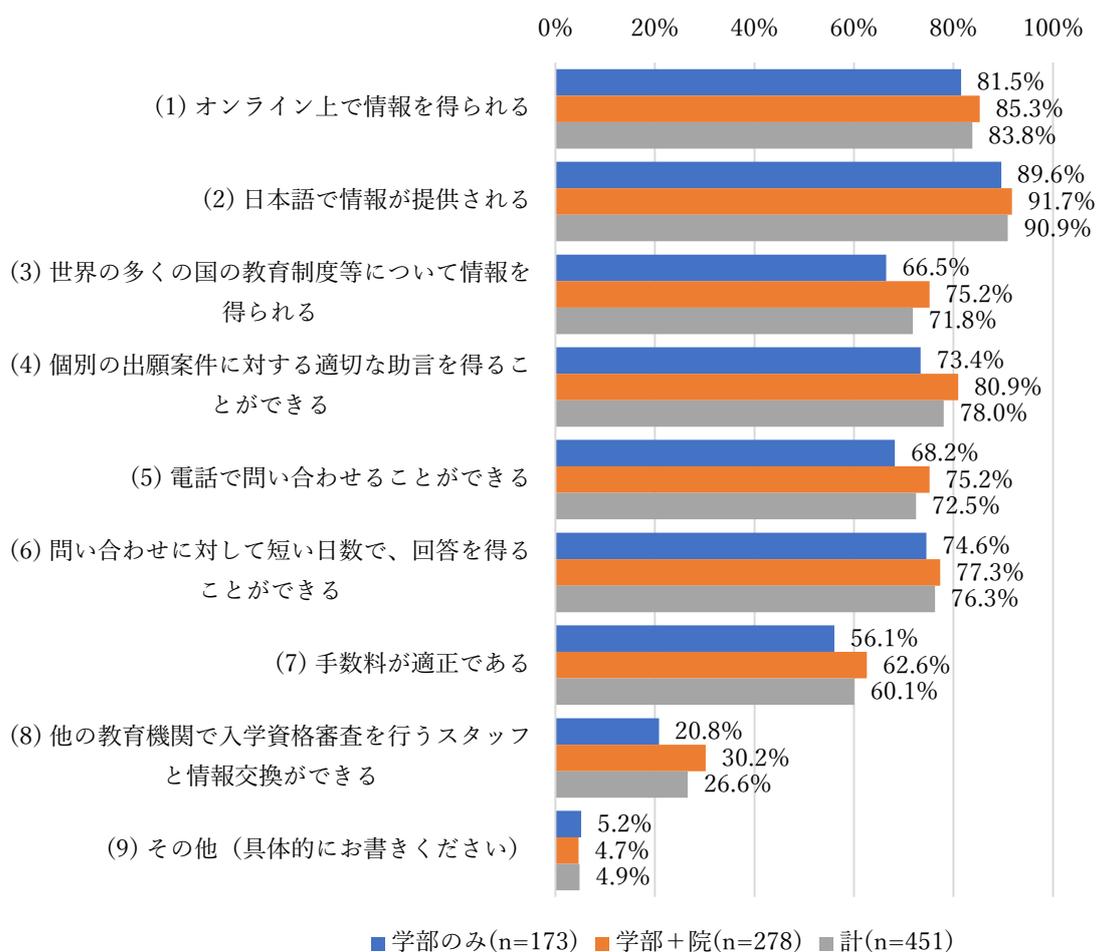


図 2-14 第三者機関に期待するサービス（学部）

表 2-17 と図 2-14 に示すように、学部のみを担当している部署と学部及び大学院を担当している部署の間で全体的に同じ傾向が見られる。国内の第三者機関に求めるサービスとして最も期待していたのは「日本語による情報」であり、次いで「オンライン上での情報」が多い。これらのことから多くの部署は情報のアクセシビリティを優先しているといえる。また、「個別の案件に対する助言」と「短期間での回答」や「電話による」直接的な問い合わせを希望する部署も多い。また、第三者機関の情報提供や助言のサービスは「適正な手数料」であることを要望する部署は約 6 割である一方、「その他」の自由記述では無料のサービスであれば利用するという手数料の無償化に関する要望が過半数を占めている。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりである。

<学部のみ>

- 編入資格についても情報が得られるとありがたいです。
- 備考：Q2.5~2.11、 Q5.1~5.2 の入力項目が無かったため、回答できませんでした。
- 第三者機関の信頼度が高いことを前提に上記のサービスを期待したい
- 情報提供が無料で受けられること
- 情報・助言を求める第三者機関ではなく、ドイツの"uni-assist"のように国として留学生の書類審査を一括して実施して欲しい
- 手数料がかからない。
- 無料ならありがたい。入学資格（受験資格）の有無を判断するにあたり、確かな情報が得られることを希望します。
- (3)に関連し、教育制度の対応表のようなものと検索機能

<学部+院>

- 無料
- 無料でサービスが受けられる
- 無料だと良い。
- 大使館に問い合わせても、回答が得られないため、該当する中等教育又は高等教育機関が正規の課程に該当するかを教えてほしい
- 手数料が必要な場合は、利用しない可能性あり
- 手数料が必要であれば利用しない
- 手数料がかかるのであれば「あまり利用しないと思う」
- 個別のケースが相談できなくてもよい。各国の教育制度等についてオーソライズされた情報が集約されていて、無料でアクセスできればよい。
- 英語以外の言語で記載された提出書類についての資格審査支援もニーズがある

第3章 大学院

本章では、基本情報を尋ねた Q1.3 で、外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）に対する入学資格審査について、担当している審査の対象が、大学院（n=611）であると回答した部署の結果（Q3 と Q5）について述べる。なお、Q5 の問いに関しては前章で示した「学部+院」の結果を除き、大学院のみ（n=244）を対象にした回答結果を示す。

1. 担当する志願者について（Q3.1）

Q3.1 貴部署では、外国における大学の学部に対応する学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当していますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 3-1 Q3.1 の選択肢ごとの回答結果（大学院）

項目	回答数 (n=611)
(1) 外国人留学生入学試験の志願者の入学資格審査を担当している	43
(2) 一般入学試験の志願者で、外国において大学の学部に対応する学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している	25
(3) 外国での学習歴を有する志願者だけでなく、すべての志願者の入学資格審査を担当している	533
(4) その他：具体的にお書きください	19

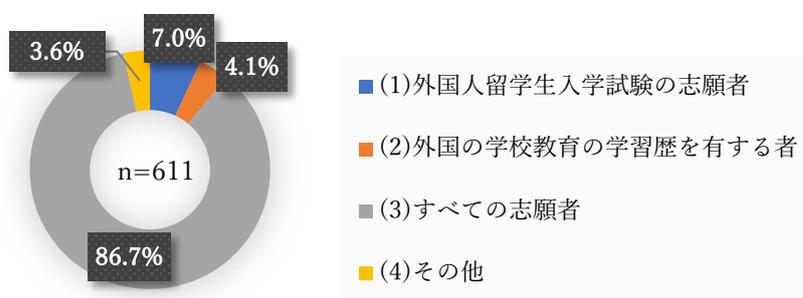


図 3-1 入学資格審査の対象（大学院）

大学院における入学資格審査を担当している部署の9割弱（n=533）は「すべての志願者」を担当していた。また、「外国人留学生入学試験の志願者」と「一般入試で外国の学習歴を有する者」を担当している部署はそれぞれ7.0%（n=43）、4.1%（n=25）であった。

「その他」の記述内容をまとめると以下のとおりであり、各研究科の担当部署での担当と大学の入試室での担当のほか、上記の選択肢（1）及び（2）のうち、主に大学卒業までに16年を要しない国の大学を卒業した者のみを担当している例も見られた。

- 日本の国籍を有しない者について日本能力試験または日本留学試験で本学が設定する基準に達しているかどうか。
- すべての入学資格審査については各研究科担当部署にて担当している。
- 研究科毎に担当部署があるが、研究科の中でも課程毎に担当部署が分かれているところもあり複雑なため、学生支援部入試課でとりまとめて回答。担当部署毎に(1)～(3)を担当している。
- 「個別の入学資格審査」を要する志願者以外の入学資格審査（受付業務）を担当している。
- 留学生向けの特別入試の志願者の入学資格審査を担当している
- 各大学院では判断が難しいものについて調査し助言する。
- 担当研究科（医学系）受験生についての当該審査は当課で担当している。
- 主管部署として取りまとめるが、審査そのものは教員で組織された委員会にておこなう
- 弊学では日本語で提供している MBA プログラムが2つ、英語で提供している MBA プログラムが2つあり、当部署は英語 MBA プログラムの志願者の入学資格審査を担当している
- 選択肢（1）及び（2）のうち、主に大学卒業までに16年を要しない国の大学を卒業した者
- 博士前期課程は外国において出願に必要なとなる課程を修了した者及び修了見込みの者、博士後期課程は出願に必要なとなる学位を授与された者及び授与される見込みの者
- 志願者のうち修士修了以外の者について入学資格審査を行っている
- 博士後期課程であるため行っていない。
- 本学入試室
- 入学資格審査は入試室にて審査
- 本学入試室にて審査
- 専門職大学院（会計大学院）の担当につき、対象外
- 出願書類の受付、チェックを大学院事務室が担当するが、審査は各専攻で行っている。
- 実績無し

2. 研究科における担当範囲について (Q3.2)

Q3.2 貴部署の担当範囲は、貴大学院のすべての研究科ですか。それとも、一部の研究科だけですか。いずれか1つを選び、一部の研究科を担当する場合は研究科名もお教えてください。【1つ選択して記述】

表 3-2 選択肢ごとの回答結果 (大学院)

項目	回答数 (n=611)
(1) すべての研究科の入学資格審査を担当している	353
(2) 一部の研究科の入学資格審査を担当している：該当研究科名をご記入ください	258

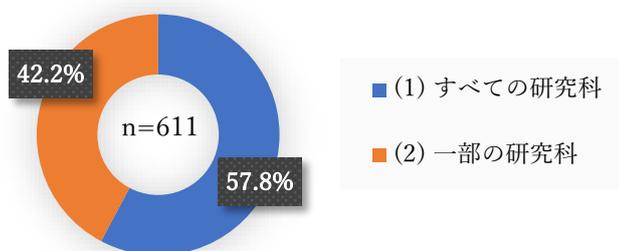


図 3-2 研究科における担当範囲 (大学院)

入学資格審査を担当する研究科の範囲については「すべてを担当」する部署は57.8% (n=353)であり、「一部を担当」する部署は42.2% (n=258)であった。なお、一部の研究科を担当し、記入された研究科名を整理すると表3-3、図3-3に示すとおりである。社会科学分野が最も多く、次いで工学分野、保健の医学分野からの回答が多かった。なお、各研究科で異なると回答した例や文理融合など学際的な分野を含めて、学科系統上の「その他」に分類される分野も少なくなかった。

表 3-3 分野別による結果 (大学院)

人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健					家政	教育	芸術	その他*		
					医学	歯学	薬学	看護学	その他						
15	3	67	18	13	46	24	32	5	7	1	15	2	19	3	27

(注) 分野の区分は文部科学省の学科系統分類表による。

*「その他」には学科系統分類における「その他」の他、学際的な分野及び「各研究科で異なる」回答を含む。

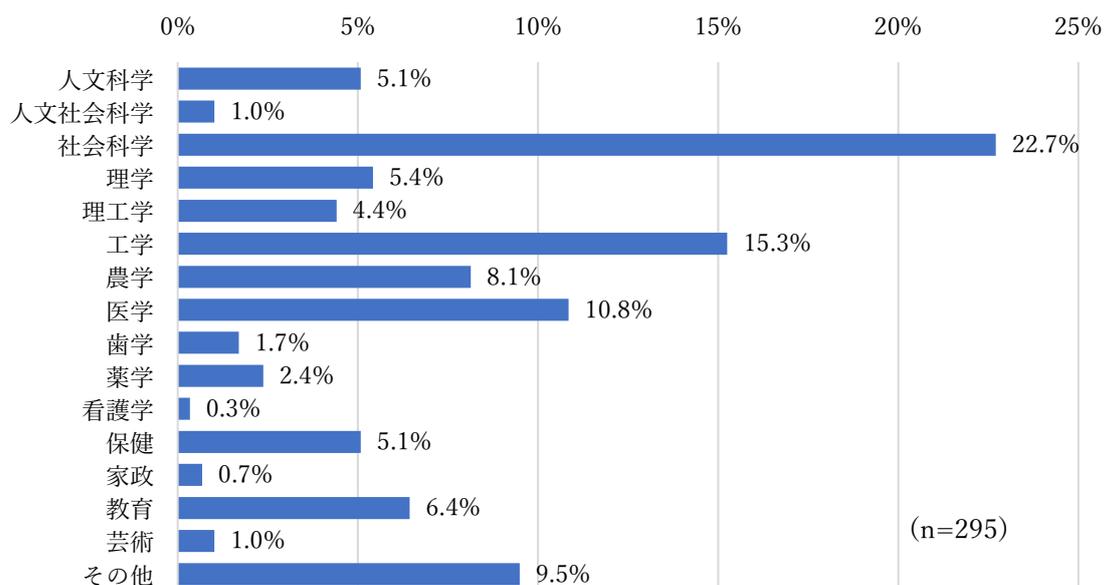


図 3-3 分野別による結果 (大学院)

3. 個別の入学資格審査の担当部署について

3.1. 修士課程・博士課程（前期）／専門職学位課程（Q3.3）

Q3.3 修士課程・博士課程（前期）または専門職学位課程の入学志願者が、日本の大学を卒業していない、あるいは外国において大学の学部に対応する16年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから大学卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は、貴学においてどちらの部署で担当していますか（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 3-4 Q3.3の選択肢ごとの回答結果（修士・博士課程(前期)/専門職学位課程）

項目	回答数 (n=611)
(1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している	484
(2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している	11
(3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ担当部署名をお教えてください	56
(4) その他：具体的にお書きください	60

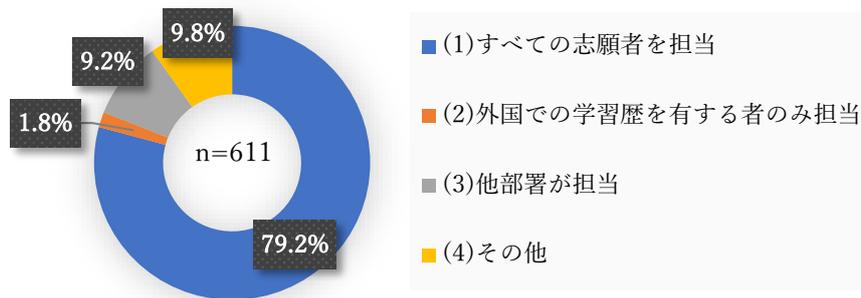


図 3-4 個別入学資格審査の担当部署（修士・博士課程(前期)/専門職学位課程）

修士・博士課程(前期)または専門職学位課程における約8割（79.2%、n=484）の部署は、すべての志願者の個別入学資格審査を自部署が担当していると回答した。また、他部署が担当している割合は9.2%（n=56）であり、これらの部署名を整理すると各研究科・専攻と記述された例が多く、入試委員会や研究科委員会等、教務・教学課といった組織、研究科教員のような例も見受けられた。

一方、外国での学習歴を有する志願者のみを自部署が担当していると回答した部署は1.8%（n=11）であった。

「その他」の具体的な記述は以下のとおりであり、上記の他部署が担当している場合に記述した内容と類似する形として当該研究課・専攻が担当するという回答が多く見られた。

- 当部及び各研究科・専攻で担当している。
- 担当研究科（医学系）受験生についての当該審査は当課で担当している。
- 理学研究科の志願者について「個別の入学資格審査」を担当している
- 受け入れ研究科が個別に判断する。
- 健康福祉学研究科の志願者について「個別の入学資格審査」を担当している
- 国際文化研究科、人間発達学研究科、情報科学研究科におけるすべての志願者については入試課（長〇〇キャンパス）で担当し、看護学研究科におけるすべての志願者については学務課（守〇キャンパス）で担当している
- 通信制大学院は通信教育事務課
- 当部及び各研究科・専攻で担当している。
- 出願事前審査として大学院研究科長に審査依頼
- 創成科学研究科については工学系のみ担当している。
- 医学系研究科を担当している
- 修士課程・博士課程（前期）または専門職学位課程を設けていない。
- 基本的には理学部で審査するが、疑義が生じた場合は大学本部と連携して審査を行っている

- 海外での外国人留学生入試以外を担当している。
- 留学生担当部署と共に確認
- 各研究科と連携して資格審査を行っている
- 英語 MBA プログラムの「個別の入学資格審査」を当部署が担当している
- 博士後期課程であるため行っていない。
- 法科大学院かかりでは専門職学位課程の入学資格審査を担当している
- 大学院医学系研究科保健学専攻の志願者を担当する。
- 経済学研究科を志望するすべての志願者
- 実績は無いが、看護学研究科の個別の入学資格審査のみ担当する。
- 本学大学院医学研究科では、修士課程・博士課程(前期)を置いておりません。
- 人文社会科学研究科のすべての志願者について、「個別の入学資格審査」は本部署が担当している
- 環境情報学府の出願者の資格審査は、環境情報学府係で行っている。
- 各研究科において担当
- 大学院環境生命科学研究科博士前期課程（農学系）のものは、自然系研究科等農学部事務室が担当している。
- 大学院は博士課程(後期)のみ
- 修士課程・博士課程（前期）・専門職学位課程を設置していない。（※4年制博士課程）
- 本研究科において修士課程・博士課程（前期）または専門職学位課程は設置していない
- 本研究科は博士課程（後期）のみのため、当該審査は実施していない。
- 薬学府のみ担当している
- 本研究科は博士課程（後期）である。
- 博士課程（前期）を設置していない。
- 本研究科において修士課程は設置していない
- 国際文化学研究科のすべての志願者について担当
- 融合理工学府（工学系）の志願者について審査しています。
- 外国人留学生の「個別の入学資格審査」は実施していない。
- 本学は博士後期課程のみ。
- 各研究科により扱いが異なる
- 経済学研究科の志願者について「個別の入学資格審査」を担当している
- 医工学研究科に関する「個別の資格審査」を実施している。
- 入試センターだけでなく、国際課と該当の大学院各専攻と共同で担当している。
- 「個別の入学資格審査」は大学院事務課と他部署（理学部事務室、工学部事務室、医学部事務課、看護学専攻事務室、薬学部事務室、スポーツ科学部事務室）が担当している。
- 人間社会研究科の全志願者について担当している
- 経営学専攻を志望する出願者のみ担当している。（他専攻は他部署が担当）
- 大学院総合生存学館への出願を希望する志願者のうち、「個別の入学資格審査」が必要な場合、当部署で担当している。

- 工学専攻志願者については本部署で担当している
- 医学系研究科医科学専攻の志願者に限り、当部署で「個別の入学審査」を担当している
- 文学研究科の志願者については、本研究科が個別の入学資格審査を担当している。他の研究科は各研究科が担当する。
- 外国人留学生特別選抜入試を利用する志願者について担当している
- Q3.2 で回答した研究科の全志願者について担当している
- Q3.2 で回答した研究科の全志願者について担当している
- Q3.2 で回答した研究科の全志願者について担当している
- Q3.2 で回答した研究科の全志願者について担当している
- Q3.2 で回答した「該当研究科」へのすべての志願者について、「個別の入学資格審査」を担当している。
- Q3.2(2)で回答した専攻のすべての志願者について、「個別の入学資格審査」は当部署が担当している
- Q3.2 と同じ
- 該当しない

3.2. 博士課程（後期）（Q3.4）

Q3.4 博士課程（後期）の入学志願者が、修士の学位や専門職学位を有していない、または外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与されていない場合に、個々人の学習歴などから修士の学位を有する者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は、貴学においてどちらの部署で担当していますか（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）。あてはまるものを 1 つ選んでください。【1 つ選択】

表 3-5 Q3.4 の選択肢ごとの回答結果（博士課程（後期））

項目	回答数 (n=611)
(1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している	375
(2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している	6
(3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ担当部署名をお教えてください	51
(4) 博士課程（後期）を設置していない	132
(5) その他：具体的にお書きください	47

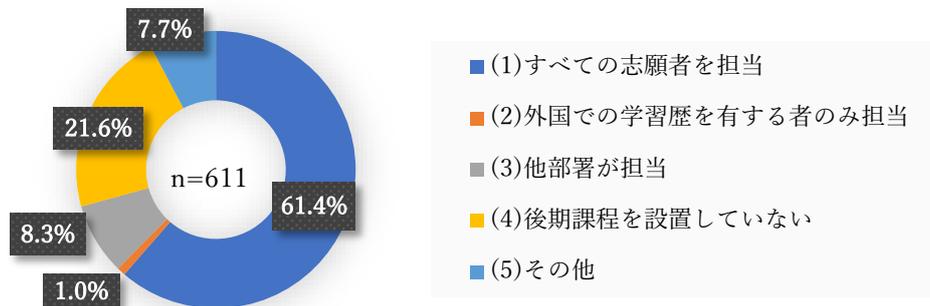


図 3-5 個別入学資格審査の担当部署（博士課程(後期)）

全体回答校の 21.6% (n=132) は、博士後期課程を設置しておらず、設置している大学院のうち、すべての志願者を対象に「個別の入学資格審査」を実施している部署は 61.4% (n=375) であり、他部署が担当している割合は 8.3% (n=51) であった。他部署が担当していると回答した 51 部署のほとんどは、上述の修士・博士課程(前期)または専門職学位課程の記述内容と同様であった。一方、外国での学習歴を有する志願者のみを担当しているという回答数は 6 件であり、1.0%にとどまっていた。

「その他」の具体的な記述は以下のとおりであり、多くは修士・博士課程(前期)または専門職学位課程 (Q3.3) と同様な内容であった。

- 「個別の入学資格審査」は大学院事務課と他部署（理学部事務室、工学部事務室、医学部事務課、看護学科事務室、薬学部事務室、スポーツ科学部事務室）が担当している。
- ○○医科歯科大学・○○大学国際連携医学系専攻においては個別の入学資格審査を実施していない。○○医科歯科大学・○○大学国際連携歯学系専攻においては、個別の入学資格審査は当部署が担当している。
- ほとんどは入試課で担当しているが、連合農学研究科のみ連合農学研究科事務室にて担当している
- 医学系研究科医学専攻の志願者に限り、当部署で「個別の入学審査」を担当している
- 医学系研究科博士課程を担当している
- 医工学研究科に関する「個別の資格審査」を実施している。
- 応用自然科学専攻は本部署。医学専攻は学生課入試室。○○圏総合科学専攻は物部総務課学務室。
- 外国人留学生の「個別の入学資格審査」は実施していない。
- 外国人留学生特別選抜、特待生選抜入試を利用する志願者について担当している
- 各研究科が担当している
- 各研究科において担当
- 各研究科により扱いが異なる
- 環境情報学府の出願者の資格審査は、環境情報学府係で行っている。
- 経営学専攻を志望する出願者のみ担当している。（他専攻は他部署が担当）
- 経済学研究科の志願者について「個別の入学資格審査」を担当している

- 経済学研究科を志望するすべての志願者
- 健康福祉学研究科の志願者について「個別の入学資格審査」を担当している
- 工学専攻志願者については本部署で担当している
- 国際文化学研究科のすべての志願者について担当
- 国際文化研究科、人間発達学研究科、情報科学研究科におけるすべての志願者については入試課（長〇〇キャンパス）で担当し、看護学研究科におけるすべての志願者については学務課（守〇キャンパス）で担当している
- 出願要件に満たない場合は、個別の入学資格審査は行わない。
- 人間社会研究科の全志願者について担当している
- 専門職学位課程を担当しているのが該当外
- 専門職大学院（会計大学院）の担当につき、対象外
- 創成科学研究科については工学系のみ担当している。
- 大学院医学系研究科保健学専攻の志願者を担当する。
- 大学院環境生命科学研究科博士後期課程については、入学者選抜を含めた事務全般を別部署（自然系研究科等学務課大学院担当）が所掌している。
- 大学院環境生命科学研究科博士前期課程（環境系）のみ担当しているため、回答できない。ちなみに、博士後期課程は自然系研究科等学務課が担当している。
- 大学本部と連携して審査を行っている
- 担当研究科（医学系）受験生についての当該審査は当課で担当している。
- 通信制大学院は通信教育事務課
- 当部及び各研究科・専攻で担当している。
- 入試センター、国際課、該当の大学院各専攻
- 農学工学総合研究科についてのみ担当している。
- 博士課程（後期）における個別入学資格審査は実施していない
- 博士課程（後期）の入学は実施していない
- 文学研究科の志願者については、本研究科が個別の入学資格審査を担当している。他の研究科は各研究科が担当する。
- 本学は博士課程を有していない
- 薬学府のみ担当している
- 融合理工学府（工学系）の志願者について審査しています。
- 理学研究科の志願者について「個別の入学資格審査」を担当している
- Q3.2 で回答した研究科の全志願者について担当している
- Q3.2 で回答した研究科の全志願者について担当している
- Q3.2 で回答した研究科の全志願者について担当している
- Q3.3 と同様

4. 入学志願者数と合格者数について（Q.3.5、Q3.6）

Q3.5 貴部署で入学資格審査を担当している研究科について、2017年度（2018年3月末現在）の入学志願者の総数と合格者の総数（日本人及び外国人）を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注1: 複数の研究科の審査を担当している場合には、各研究科の数値の総計をご記入ください。

注2: 半角で入力をお願いします。

注3: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

Q3.6 貴部署で入学資格審査を担当している研究科について、2017年度（2018年3月末現在）の外国人留学生の入学志願者数と合格者数を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注1: 外国人留学生とは、「留学」の在留資格を持つ外国人学生を指します。

注2: 複数の研究科の審査を担当している場合には、各研究科の数値の総計をご記入ください。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 3-6 Q3.5 と Q3.6 の回答結果（大学院）

	Q3.5：日本人及び外国人		Q3.6：外国人留学生	
	入学志願者	合格者	入学志願者	合格者
有効回答数	610	610	567	567
不明：「x」	15	16	29	29
0	17	20	117	136
無回答	1	1	44	44

入学資格審査を担当している大学院の部署における日本人及び外国人と外国人留学生の入学志願者数と合格者数等に関する回答結果は表 3-6 に示すとおりである。また、それぞれの平均値等についての分析結果は表 3-7 に示す。大学院の一つの部署で入学資格審査を担当する日本人及び外国人の入学志願者数と合格者数の平均値はそれぞれ 155 人、111 人であった。また、外国人留学生の志願者数と合格者数の平均値はそれぞれ 63 人、23 人であった。さらに、日本人及び外国人の総数に対する外国人留学生の割合は入学志願者については 20.3%、合格者については 15.7%であり、大学院課程においては志願者数に占める外国人留学生割合が高いことが分かる。

表 3-7 入学志願者数と合格者数の平均値等（大学院）（2017年度、単位：人）

	日本人及び外国人(n=578)		外国人留学生(n=421)	
	入学志願者	合格者	入学志願者	合格者
平均値	155	111	31	17
標準偏差	318.83	224.31	82.49	47.52
中央値	55	41	5	4
最大値	4,091	2,654	938	644
最小値	1	0	0	0
外国人留学生比率			20.3%	15.7%
外国人留学生の合格率				59.5%

5. 日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について（Q.3.7）

Q3.7 外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた者の数をお教えてください。2017年度（2018年3月末現在）の状況をお教えてください。【数値入力】

注1: 複数の研究科の審査を担当している場合には、各研究科の数値の総計をご記入ください。

注2: 日本語教育機関とは、法務省の告示により定められた日本語教育機関を指します。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 3-8 日本語教育機関で学習した外国人留学生の平均値等（大学院）（2017年度）

		日本語教育機関での学習者
有効回答数		406
不明：「x」		197
0		87
無回答		205
(n=209) (単位：人)	平均値	6
	標準偏差	16.95
	中央値	1
	最大値	121
	最小値	0
日本語教育機関での学習者率		29.2%

研究科における外国人留学生の入学志願者のうち、日本語教育機関で学習した者の平均値は6人であり、中央値は1人となっている。このことから大学院に入学志願する外国人留学生には、日本の学部または修士課程を経て進学する者と、外国から志願する場合は現地で日本語を学んでから直接志願する者が多いと推察できる。また、外国人志願者数に対する日本語教育機関で学習した者の比率は29.2%であった。

6. 外国人留学生の出身国・地域について (Q3.8)

Q3.8 貴部署で審査を担当している研究科への入学志願者のうち、外国人留学生の出身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。2017年度(2018年3月末)の状況をお答えください。【3つまで選択】

表 3-9 Q3.8の選択肢ごとの回答結果 (大学院)

	回答数(n=408)
(1) 中国	362
(2) ベトナム	73
(3) ネパール	12
(4) 韓国	80
(5) 台湾	60
(6) インドネシア	49
(7) タイ	34
(8) スリランカ	2
(9) マレーシア	15
(10) ミャンマー	16
(11) 米国	11
(12) バングラデシュ	31
(13) その他	81
無回答	203

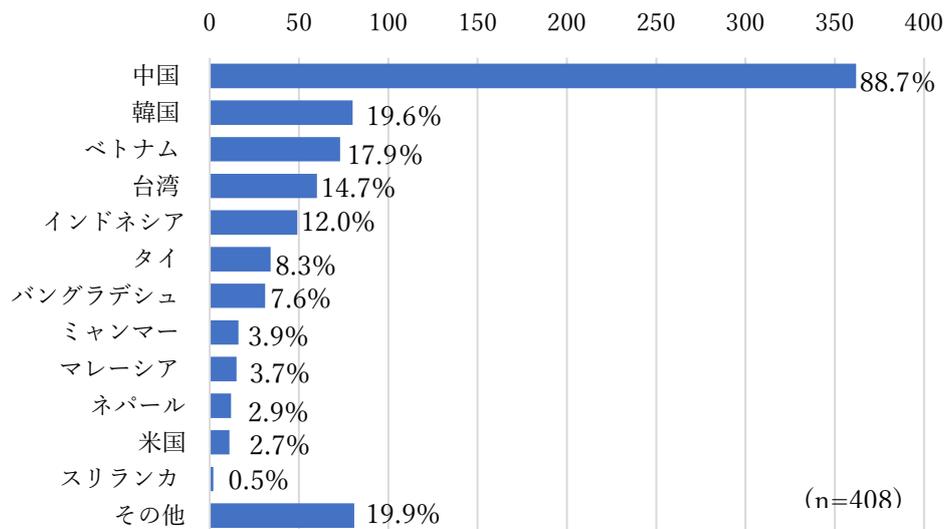


図 3-6 外国人留学生の出身国・地域（大学院）

大学院課程に志願する外国人留学生の出身国・地域として最も多かったのは中国であった（88.7%、n=362）。次いで多い出身国・地域は韓国（19.6%、n=79）、ベトナム（17.6%、n=72）、台湾（14.2%、n=58）の順であるが、1位である中国と69パーセントポイントの差があり、大学院においては他の国より中国出身の志願者が圧倒的に多いことが分かる。「その他」に挙げた出身国・地域名を回答が多かった順に示すと、表 3-10 のとおりである。

表 3-10 「その他」の出身国・地域（大学院）

出身国・地域名	件数
モンゴル	27
インド	8
フィリピン	7
アフガニスタン	6
カンボジア	4
エジプト、ロシア	3
イギリス、ウズベキスタン、エチオピア、サウジアラビア、スーダン、ブータン、ブラジル、モザンビーク、南アフリカ共和国	2
アフリカ各国、アルゼンチン、アルバニア、イタリア、イラン、オランダ、ギニア、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、シリア、スイス、セネガル、タンザニア、チリ、トルコ、フィジー、フランス、ベナン、ベネズエラ、ポーランド、マリ、メキシコ、ラトビア	1
公表していない	1

7. 入学資格判断に時間がかかった事例について (Q3.9)

Q3.9-1 外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、大学院研究科への入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった事例がありましたか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 3-11 Q3.9の選択肢ごとの回答結果 (大学院)

項目	回答数 (n=414)
(1) あった	86
(2) なかった	269
(3) わからない	59
無回答	197



図 3-7 入学資格判断に特に時間のかかった事例の発生の有無 (大学院)

外国での学習歴を有する志願者への入学資格審査で、入学資格を有するか否かを判断するのに「特に時間がかかった事例」の有無については、事例があったと答えた部署は 20.8% (n=86) であった。一方、事例がなかったと回答した部署は 65% (n=269) であった (表 3-11、図 3-7)。

Q3.9-2 「(1) あった」と答えた方は、どれくらいの割合で発生したかについて、下記の目盛りに、該当するおおまかな発生頻度 (%) を示してください。わからない場合は「不明」をチェックしてください。2017 年度 (2018 年 3 月末) の状況をお答えください。【数値選択】

発生頻度 (%) 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 不明

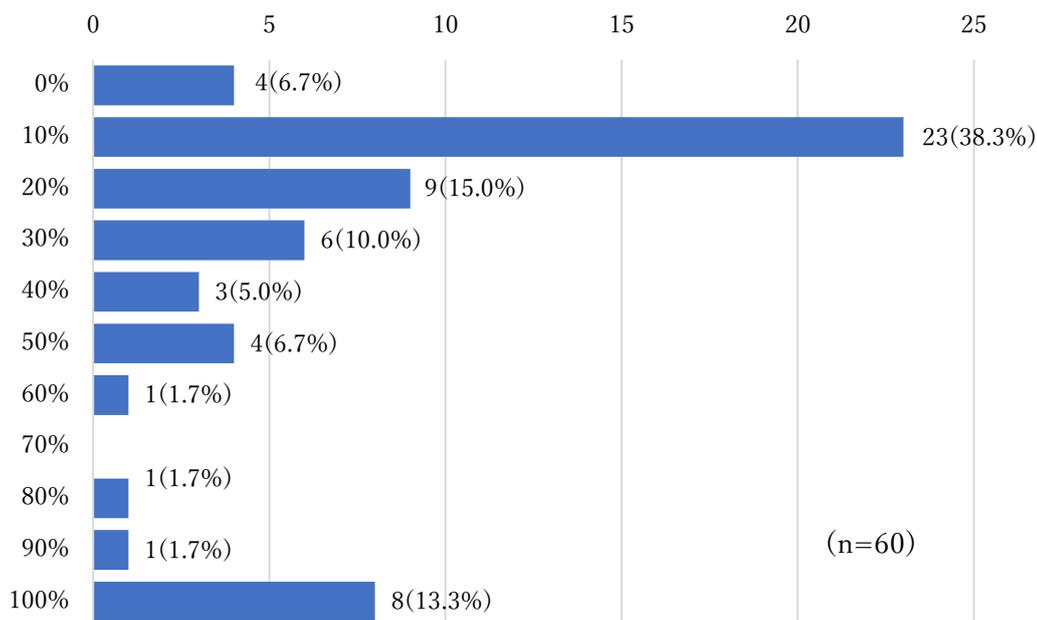


図 3-8 特に時間のかかった事例の発生頻度 (大学院)

特に時間がかかった事例があったと答えた 86 部署のうち、60 部署が発生頻度について回答した (図 3-8)。60 部署のうち、38.3% の部署が入学資格の有無を判断する際に、特に時間がかかる事例は「10%」程度で発生したと回答した。また、「20%」、「30%」の頻度で時間のかかるケースが発生したと回答した部署はそれぞれ 1 割強、1 割であった。

一方、すべての志願者に対する入学資格判断に時間がかかった (100%) と回答した部署も 13.3% を占めていた。これらの研究科に志願した外国人留学生数は 1 人または 2 人で少ない数であったが、いずれも審査に時間がかかったためであろう。

8. 入学資格判断に時間がかかった理由について (Q3.10)

Q3.10 外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった理由をお教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 3-12 Q3.9の選択肢ごとの回答結果（大学院）

項目	回答数 (n=85)
(1) 日本語か英語で入手できる情報が少なかった	23
(2) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからなかった	50
(3) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少なかった	41
(4) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できなかった	9
(5) 志願者が、複数の国（地域）で学校教育を受けていた	14
(6) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった	53
(7) 志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関（インターナショナルスクールなど）が含まれていた	20
(8) 提出書類（証明書等を含む）に虚偽があった	4
(9) その他（具体的にお書きください）	11
無回答	526

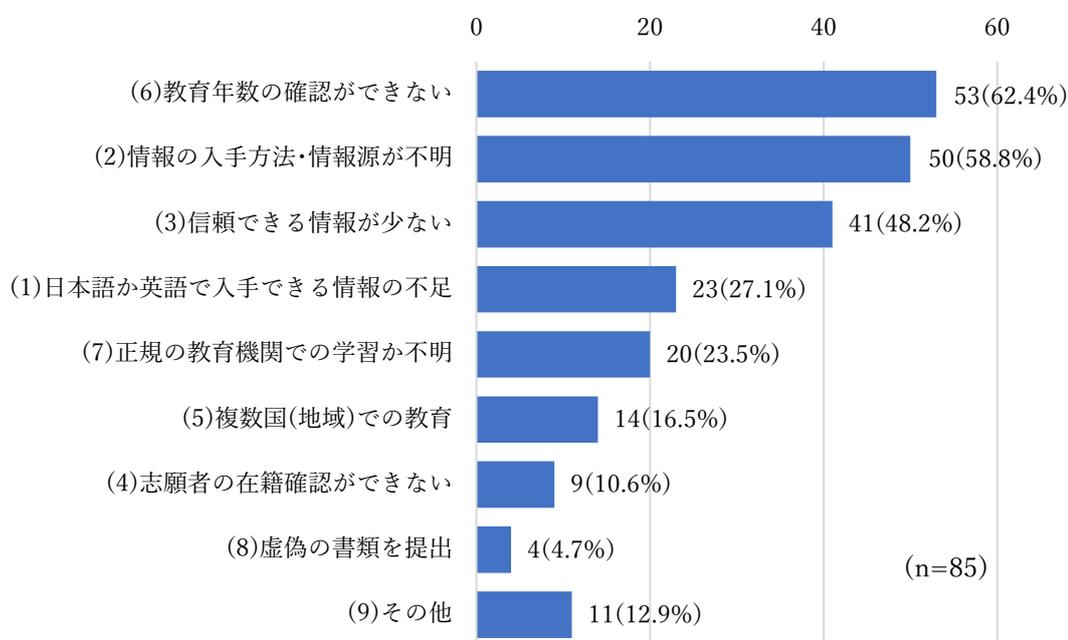


図 3-9 入学資格審査の判断において、特に時間のかかった理由（大学院）

表 3-12 と図 3-9 からわかるように、外国での学習歴を有する志願者への入学資格審査で、入学資格を有するか否かを判断するのに特に時間がかかった理由としては、「教育年数の確認ができない(62.4%、n=53)」、「情報の入手方法・情報源が不明(58.8%、n=50)」、「信頼できる情報が少ない(48.2%、n=41)」が上位を占めている。次いで「日本語か英語で入手できる情報の不足(27.1%、n=23)」、「正規の教育機関での学習か不明(23.5%、n=20)」により入学資格審査に時間がかかった事例が 2 割強を占めているほか、「複数国での教育」、「志願者の在籍確認ができない」、「虚偽の書類を提出」の理由で時間がかかった事例は 2 割未満であった。

「その他」の内容には 1 つの部署から「提出書類の記載ミス」の理由が記述されていた。

9. 入学資格審査のしかたの違いについて (Q3.11)

Q3.11 外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や高等教育機関で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 3-13 Q3.11 の選択肢ごとの回答結果 (大学院)

項目	回答数 (n=121)
(1) どちらの場合でも入学資格の審査のしかたに違いはない	117
(2) 渡日後に日本語教育機関で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	0
(3) 渡日後に国内の学校で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	4
(4) その他 (具体的にお書きください)	3
無回答	490



図 3-10 日本語教育機関等の学習者と外国からの直接志願者間の入学資格のしかたの違い (大学院)

外国人留学生の入学資格を審査する際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、9割強の部署は同一の審査のしかたにより審査を実施していると回答した(96.7%、n=117)。また、4部署は、渡日後に国内の学校で学んだ外国人留学生に対しては審査を簡略化しており、具体的には以下の内容である。

- 研究科によって異なる。国内出願者は日本語能力証明書が不要など。
- 修学に差し支えない程度に日本語を習得していることを示す書類の提出を免除している。
- 日本の高等教育機関を卒業した者については、日本人と同様に取り扱っている。(ただし、卒業したものに限る)

一方、「その他」の具体的な記述内容をまとめると以下のとおりである。

- 外国から直接出願する場合のみ、願書受付後に大学から「受験資格証」を本人へ郵送するので、出願者はそれを受取った後に試験日4日前までに来日し、大学に来校してパスポートと受験資格証を提示した上で受験手続を行う。
- 原則、外国からの直接の志願は認めていない。
- 渡日後に日本の教育機関で学んだ者のみ受け入れている。

10. 入学資格審査における難しさ及び苦勞について（自由記述）(Q3.12)

Q3.12 外国での学習歴を有する志願者が、大学院研究科への入学資格を有するか否かを審査する上で、どのような点にむずかしさを感じていますか。また、どのようなことに苦勞されましたか。これまでの経験や国名等も含めて、自由にご意見をお聞かせください。

【記述】

入学資格審査をする際に感じた難しさや苦勞については、学部と大学院両方を担当している「学部+大学院」の部署のうち、Q2.11(学部)で記入した内容と同一の課題を挙げている部署も多く見られた。大学院研究科の全体で複数回指摘された事項や特徴的な事項としては、教育制度の違いによる学位や学習歴の同等性確認や証明書の真偽判断、情報不足といった意見であり、大学の学部と類似する課題を感じているといえる。とりわけ、文部科学省や関連するサイト等からの情報も十分ではないとの指摘や国名としては中国を言及した例が多数見られ、医歯薬学系の特定分野において標準修業年限の相違による審査の難しさを訴える例も見受けられた。自由記述の全体内容は以下のとおりである。

- 国により教育制度が大きく異なる場合があるため、審査前に受験者の出身国の教育制度を理解する必要があると感じている。
- 本部署では、大学院入学前に研究生となる場合が多いため、その時点で学歴がチェックされている。そのため、実際の入学資格審査時には問題が解決しているので、研究生として受け入れる場合の困難な点を述べれば、次の事がある。

<p>出身国の標準的な学制（小6、中3、高3かどうか）がわからないことが多い。 大学の卒業証明が正しいかどうかを学歴証明機関に問い合わせるのに時間が掛かる。 卒業大学が、該当国の認証を受けた大学かどうかを調べるのが難しい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 大学ごとの成績評価の基準及び記述方法の不統一 推薦状提出者の英文推薦状筆記能力の相違及び推薦状に対する文化的慣行の相違 英語の熟達度の低い学生の学力、適性の評価
<ul style="list-style-type: none"> • 国により教育制度が大きく異なる場合があるため、審査前に受験者の出身国の教育制度を理解する必要があると感じている。
<ul style="list-style-type: none"> • 「外国での学習歴」に関する情報収集（言語がわからない）
<ul style="list-style-type: none"> • 「外国で学士の学位に相当する学位を授与されたかどうか」、「外国において、学校教育における16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了したかどうか」を判断することに苦労した（取得した学位が明確に"学士"と呼ばれていない等）
<ul style="list-style-type: none"> • 「学校教育法施行規則第百五十五条四の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において（以下略）」の該当者の出願例がないため、確認方法等の実例がなく、文部科学省の入学資格のWEBサイトにも指定するものが明記されていないため、このような資格の出願者がいた場合、スムーズな対応ができるか不安を感じている。
<ul style="list-style-type: none"> • アメリカ等の卒業証明書を随時発行していない国だと、卒業証書原本を確認し、認める必要がある。特に中国において、上記と同様に学位記原本を確認する場合はともかく、日本の大学では考えられないような簡易な証明書が提出される場合があるが、それを偽物と判断する根拠がないため、赤い星の印鑑等が押されていると受理せざるを得ない。
<ul style="list-style-type: none"> • ジョイント・ディグリー・プログラムにおける、相手国の優等学士(Honors)課程修了者の博士課程への入学資格確認。医歯薬学系に該当するか否かの判別の難しさ。
<ul style="list-style-type: none"> • ミャンマー。長年の高等教育機関閉鎖を考慮して、短期間で学士学位を取れるよう、大学の修了年限を1年短縮していた時期があった。このことについて、志願者から申し出があったが、その正当性を確認するまで、大変時間がかかった。 修士課程出願者の場合、その人がその国で受けた学部教育の内容を確認したが、学部レベルということのためか、英語のサイトが無く、翻訳サイトを使って内容の確認を行ったので、大変、時間がかかった。（ドイツ、フランス、ミャンマー、タイ、中国） 母国での高等学校時に米国、UKの高等学校に進学し大学入学資格（Aレベル等）を取得したことにより大学に進学するケースが散見される。高校にさかのぼって調査し、証明書等を提出させるので、時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> • ロシア：大学院入学に必要な要件を満たす大学が不明（ロシア大使館でないと分からない） バングラデシュ：学校以前の教育が12年の課程に参入されるか判断に迷った ベトナム：ロシアでは16年未満を認めているが、日本では認めていないという違いがあった。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の学校教育制度を理解するのが困難（フランス、アジア） 学校教育法施行規則第155号第1項第4号の2への理解と対応が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の教育機関で発行される証明書について、様式や内容が多岐にわたり確認に時間がかかる 出願後に証明書類等の返却を求められるケースがある。 出願書類に不備があった場合に本人に連絡を取るが、日本語能力によっては意思疎通が難しいケースがある。 外国からの出願の場合、日本在住の代理人を通してやりとりすることが多く、やりとりに時間がかかったり意思疎通がうまくいかないケースがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 言葉の壁により意志の疎通が困難である。 出願資格及び出願に必要な書類の理解が不十分であることが多い。

<p>締切直前の出願が多い(上記とも関連し、志願者に大至急で出身校からの書類の取り寄せを指示するケースがある)。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 国ごとに、1年間の期間が異なるため、教育期間のカウントに苦慮する。 特に、海外の医学部卒者の場合、医学部の標準修業年限が国ごとに異なるため、注意を要する。 修士課程以上の場合、長期履修、早期修了等の制度により、履歴書のみで標準修業年限を把握することが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 授与される学位が Bachelor、Master、Doctor 以外の場合に日本のどの学位レベル相当であるかを確認するのが難しい。複数の国での学習歴がある場合の確認が難しい。 同一の国でも地方や地域により教育制度が異なる場合の確認が難しい。 外国の大学や国の機関が運営するオンライン上から発行される証明書の信用度の確認が難しい。 改革等で教育制度が途中で変更になった場合の確認が難しい。 国又は大学により証明書の記載内容が異なり、修了や修了見込みが不明の場合の確認が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 証明書がダウンロード式になっており、公印やサインがないためオリジナルかどうか疑わしく確認に時間を要してしまう。国や在籍していた学校により卒業時に得た称号の名称が異なっている場合がある。大学が4年に満たない場合、当該国/学校が卒業までに要する年限を確認すること
<ul style="list-style-type: none"> • 卒業予定証明書など、日本の大学では発行されている証明書がない場合がある。(中国) 各種証明書の発行自体行わず PDF でのみ対応している地域もある。(オセアニア)
<ul style="list-style-type: none"> • 中国における大学区分(本科/専科)の確認
<ul style="list-style-type: none"> • 中国の3年制大学卒業生の取扱い。日本と他国の教育制度の違い。
<ul style="list-style-type: none"> • 提出された学位授与証明書等が本物かどうかの判断が難しい 国により教育制度が異なり、出身学校がどの課程なのかわからないことがある
<ul style="list-style-type: none"> • 当該国の教育制度や学校制度について、日本語で入手できる情報が少なく、英語も含め web による情報の確認に相当な時間を要する。 情報が少ないと、志願者の外国等における学習歴が入学資格に必要な年数を満たしているかの判断に苦慮する。 バングラデシュ等、学位授与証明書の発行に相当な年数を要するため「仮」の証明書が提出されるが、当該仮証明書をもって入学資格を満たすと判断しかねるため、結果的に受験を認めないケースもある。 文科省の「教育調査」や JST の web サイト等も参考にすることがあるが、学校制度を学術的観点から記載しているふうに見受けられ、厳密な判断が求められることがある入学資格審査の観点からすれば記述がもの足りない。 「外国の教育制度等について情報や助言を求めることのできる第三者機関へのニーズ」は十分にあると考えられる。各国の教育事情をとりまとめ蓄積した web サイトを設けるだけでも相当に有用である。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本と異なる教育制度であること。 証明書様式が様々であること。 日本語以外の言語による証明書が提出されること。
<ul style="list-style-type: none"> • 3年制の大学(中国)の取扱いについて
<ul style="list-style-type: none"> • アフリカのあまりなじみのない国(ベナン、チャド、ガボン、コモロなど)からの出願者がたまにあり、教育制度がよくわからず、本人記載の履歴書から主に判断している。また、割と短期間で教育制度が変更されている場合などもあり、本人が在籍していた時期がどの制度にあたるのか判断できないこともあった(結局は本人に口頭で確かめて履歴書を信用した)。
<ul style="list-style-type: none"> • アルゼンチンの学位 LICENCIATURA で博士の出願資格があるか。
<ul style="list-style-type: none"> • いずれの国においても、証明書類の真偽が判別できない。
<ul style="list-style-type: none"> • インド 卒業証書及び証明書が発行されるまでに数ヶ月要する。
<ul style="list-style-type: none"> • インドやバングラデシュからの出願者が提出する Provisional Certificate の取扱いにおいて、最終的な学位所得の確認が出来ないことについてむずかしさを感じている。

<ul style="list-style-type: none"> • その国の最終学歴が、本研究科の受験資格を満たすかどうか分からないことがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 中国では、地域によって小、中、高、大学の正規年数が違うため、入学資格を有する学習歴があるかどうか、判断するのが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • ブルガリアからの出願者について、同国の教育制度に関する情報がなく、在京ブルガリア大使館に電話で照会するなどした。
<ul style="list-style-type: none"> • 医学研究科では、6年制の医学部を卒業していることを条件に入学資格を認めている。しかし、中国では5年制の医学部を設置しているため、中国の医学部を卒業した学生を6年制の医学部卒業相当の学力を持つとして入学資格を認めるかどうかを検討する機会が数多くあった。
<ul style="list-style-type: none"> • 英文または日本語で発行された証明書原本の入手が困難。卒業過程の基準となる就学年数の確認が困難。研究科に就学年数以外の明確な資格判定基準がない。
<ul style="list-style-type: none"> • 海外各国の教育制度に関する情報の不足のために判断が難しいケースがあった。2017年度では、中国の「高等教育自学考试」制度について担当者が理解していなかったために審査に時間がかかった。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国での学習歴に係る証明書が英語以外の言語で記述されている場合、翻訳に時間がかかる上に、正しく翻訳されているのか証明する方法が限られる場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国での就学年数を計算するのに、特に初等教育の期間は本人の申告のみであり、年数を証明するものがない。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国において16年未満の教育課程を修了した場合、学士と同等の学力を有しているか判断する点。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国における大学の学部に対応する学校教育の学習歴を有するものからの出願事例なし
<ul style="list-style-type: none"> • 外国における大学等の機関が必ずしも日本における大学（高等教育機関）に相当するものとは限らない点に苦慮することがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の教育制度、申請者の学習歴について調査するのに時間を要すること
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の教育制度がわからないところ 志願者の出身大学がその国の教育制度で認められた大学であるかどうか調べるところ
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の教育制度について文部科学省や大使館に問い合わせても明確な回答を得られないことが多く、審査の根拠となる制度等の確認が困難又は不可能な場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の教育制度の確認は、基本的に外務省のホームページで行っているが、詳しい情報の掲載のない国について、教育課程を把握することが困難である点。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の教育制度や学校制度が不明
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の教育制度を調べるのが非常に困難
<ul style="list-style-type: none"> • 外国語で授業を行うコースと日本語で授業を行うコースの2つがある。 それぞれに独自の入試を行っているが、入試自身の方針については、本学のアドミッションポリシーに基づいており、基本的な差はない。
<ul style="list-style-type: none"> • 外国人の場合、入学資格の有無を判断するために必要となる出願書類の不備が多いことや、連絡が取り難いこと等があり、やり取りに苦労することがあった。
<ul style="list-style-type: none"> • 各国、地域によって教育制度が異なるため、大学を卒業した者と同等以上の学力を測る基準が設定できない。
<ul style="list-style-type: none"> • 各国において教育制度が異なるため、当該国の正しい情報を収集することが困難である場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 各国における教育制度の事情（大学まで16年間（学士卒業まで）未満等、同国内でも地域ごとに制度が違う、正規の教育課程か否かなど）は気を使う点であると思う。
<ul style="list-style-type: none"> • 各国の教育事情、教育課程を調査することが難しい場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 各国の教育事情の把握が難しく、学歴上の学校が基準を満たしているものかどうかを判断するのがWEBしかなく、時間を要した。
<ul style="list-style-type: none"> • 各国の教育状況（カリキュラム、証明書発行・様式等の制度の相違）の把握が難しい。

<ul style="list-style-type: none"> • 各国の教育制度、標準修業年限等について、政府等の信頼できる機関が公開する日本語、英語の情報が少なく、また探し出すことが難しい場合がある。(例えば、パキスタンの南アジア地域等) また、個別の資格審査には複数の教員による審議を要するため、結論が出るまでに時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> • 各国の教育制度が複雑な場合、入学資格の確認の仕方がわからない。 複数国を移動している人の学歴のカウント方法が不明。 急ぎの対応をする場合がほとんどであり、調査するための時間があまりない。
<ul style="list-style-type: none"> • 学位の取得(学士・修士等)の確認や、卒業年月の確認が記載されている証明書の提出が困難な場合、当該志願者の入学資格があるかが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 学位等が証明書の記載で確認し難い際に、オリジナルの証書等で確認を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> • 学士を授与しているのか不明の場合が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 学習歴を確認する際、記載されている学校名が本当にあるかどうかわからない。
<ul style="list-style-type: none"> • 学部と同様の難しさを感じています。
<ul style="list-style-type: none"> • 学部希望者に比べて国籍や学歴が多様であるため、過去の対応マニュアルに頼ることができないケースが多い。
<ul style="list-style-type: none"> • 学歴等の証明書が日本語・英語以外の言語で書かれている場合、日本語・英語のどちらかの翻訳verを併せて提出するよう募集要項に記載している。しかしながら、公的な翻訳されたもの(出身大学等が作成したもの等)を用意できず、志願者本人が作成したものが提出されることがある。 その際にそれが正確であるのか、またそれを学習歴の根拠書類として使用してもよいのか悩ましい。
<ul style="list-style-type: none"> • 願書や履歴書に記載の学歴内容を確認する際に、日本語や英語がうまく伝わらないとき。
<ul style="list-style-type: none"> • 願書提出時に同封する卒業証明書等の証明書について、中国の受験生のもは正式な証明書であるかの確認、及び原本であるかの確認などに時間がかかることが多い。
<ul style="list-style-type: none"> • 教育課程が日本と異なる場合(「外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は医学等)を修了又は修了見込み」を出願資格としているが修士まで出ていても18年に満たない場合がある。)
<ul style="list-style-type: none"> • 教育制度が国により異なり、最終学歴が大学卒業か、専門学校卒業程度なのかなどを調べるのに時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> • 教育制度が不明な国からの志願者の場合、大使館に問い合わせる等している点。
<ul style="list-style-type: none"> • 教育履歴について記載されている教育機関が大学に該当する教育機関なのかどうかを調べ判断する際、難しさを感じる(事例 コンゴ民主共和国)
<ul style="list-style-type: none"> • 研究科における個別審査の基準をもうけたいが、他大学の情報を得ることが難しく、申請があった場合の都度の検討になっている。又、外国人の場合は国により教育制度が異なるため、教育制度と本人の就学状況を把握するのに時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> • 言語の違いや証明書等の書式が異なるため、資格要件を満たしているのか判断が難しい時がある
<ul style="list-style-type: none"> • 国ごとに教育制度が異なること。当該国政府の認証を受けているか判断が難しいこと。
<ul style="list-style-type: none"> • 国によって、必要な学習期間が異なるため、判断が難しいことがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 国によっては、義務教育年限がわかりにくく、「16年」の学校教育にあてはまらない場合、判断が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 国によっては学校教育における16年の課程を満たしているか判断が難しい場合がある。また、志願者の在籍した課程がその国においてどのような位置づけなのか客観的な情報が得にくい。
<ul style="list-style-type: none"> • 国によって学校教育制度が異なる点。中国の本科と専科の見極め。
<ul style="list-style-type: none"> • 国によって教育課程の年数が異なること、特に医学科に該当する教育課程ではそれが顕著であり、課程の年数等の確認がむずかしいと感じました。また、留学生に特化した部署ではないため、英語での対応や、証明書等の翻訳等に苦労しました。(留学生担当部署等との連携が必要だと感じました。)

<ul style="list-style-type: none"> • 国によって教育制度や学制が異なるため、志願者の学歴が、日本における学士の学位（専門職学位を含む）に相当するか否かの判断に苦慮する場合があった。※主要国は、比較的容易に判断がつくが、近年志願者の多いインドネシアなどの新興国やモンゴルなど
<ul style="list-style-type: none"> • 国によって多様な教育制度が存在すること。実技系の研究科を設置しているため、多様な教育経歴を持つ者が出願すること。
<ul style="list-style-type: none"> • 国により教育課程（教育制度）に差異がある
<ul style="list-style-type: none"> • 国による教育制度の違い
<ul style="list-style-type: none"> • 国による教育制度の違いがある。その情報が少ない国の判断が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 国の制度やレベルが不明な場合に判断できないケースがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 国や地域により教育制度が異なるため、日本の教育制度との照合に時間を要する。
<ul style="list-style-type: none"> • 国外からの志願者がほとんどないので、処理に関するノウハウが蓄積できていない。
<ul style="list-style-type: none"> • 今年7月に異動してきたばかりなので、お答えすることができませんが、中国の大学の入学から卒業までの仕組みがもっと分かれば、入学資格、受験資格の審査に困らないと思います。
<ul style="list-style-type: none"> • 困難は特段感じていないが、提出された証明書や経歴の信憑性には懐疑的な部分がある。（特に中国人志願者の場合）
<ul style="list-style-type: none"> • 参照できる事例がないこと。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者から提出された書類が外国語で書かれている場合、入学資格審査担当部署内でネイティブレベルに外国語を判読できる職員がいないため、判読することができる他部署の教職員に転送する手間がかかることがままあること。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者の学習歴が出願資格に位置づけられている機関、課程に該当するのか判断が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者の中には4年制大学を卒業しておらず、修業年限が3年である専科学校の出身者がおり、その場合は日本の大学等での1年以上の研究歴が無ければ入学資格を認めないとしている。上記の旨を外国人の志願者に説明する際、研究歴を証明する書類に関する説明や、入学資格が認められるのに必要な研究歴の期間の説明等に難しさを感じている。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者本人に学歴証明の必要性・重要性の理解が低く、証明書等の確認に時間を要してしまうことが多い。
<ul style="list-style-type: none"> • 資格審査そのものではなく、その前段階の「資格審査が必要か否か」の判断に時間がかかる。統一の学内規定はあるが、様々な学歴・研究歴をもつ個々の志願者が資格審査の対象となるのか研究科では判断できず、大学本部に問い合わせた結果「資格審査は必要ない」と回答されることがたびたびあり、より研究科内での判断が難しくなっている。
<ul style="list-style-type: none"> • 資料、面談時間の調整などを時間がかかりました。
<ul style="list-style-type: none"> • 受け入れ実績のない国の出身者について、当該国の教育制度を調査するために本学の留学生担当部署に問い合わせる等、時間がかかった。（コスタリカ）
<ul style="list-style-type: none"> • 受験者の卒業校が、どのような学位認証機関で認められた学校なのか調べるのが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 出願資格の基となる「学歴」の確認方法等
<ul style="list-style-type: none"> • 出身大学が、当該国の正式な大学であるか。 また、その大学が当該国において、学校教育における16年の課程であるか。
<ul style="list-style-type: none"> • 書類の不備確認が多い（未記入欄がある等）
<ul style="list-style-type: none"> • 諸外国との教育制度の違いを踏まえて出願資格があるかどうかを審査する点
<ul style="list-style-type: none"> • 証明関係書類の信ぴょう性を判断するにあたり、外国の証明制度について理解する必要があった。
<ul style="list-style-type: none"> • 証明書に記載されている内容及びその真偽の判断に難しさを感じている。
<ul style="list-style-type: none"> • 証明書類の真偽確認

<ul style="list-style-type: none"> 審査上のことではないが、審査をするために、入学願書に記載された学習歴を証明するための書類（卒業証明や成績証明等）を揃える必要があるが、学校によって書類の名称が多少なりとも違うことがあるので、その志願者の日本語の習得状況によって、説明に困難をとまなうことがあった。（書類を揃えるのに時間がかかることもある。）
<ul style="list-style-type: none"> 身元の保証と学費支払い能力の確認
<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書、成績証明書が本物かどうか見極めるのがむずかしい。（中国）
<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書や成績証明書の記載が不十分で書類として確認ができないことがある。卒業大学の認可の状況について（国によって異なる）。
<ul style="list-style-type: none"> 他国の教育制度について理解するのに時間がかかる
<ul style="list-style-type: none"> 対象の志願者の国の標準的な教育システムが分からないこと
<ul style="list-style-type: none"> 大学院に入学を希望する外国人留学生に対し、指導教員の意向によりまずは研究生での修学を勧め、理解を得ること。また、外国と本国で教育制度や基準に差異がある点。
<ul style="list-style-type: none"> 大学院事務室による書類上の確認という点であれば <ul style="list-style-type: none"> 出願書類の不備について再度取り寄せる必要があった場合、日数を要すること。 成績証明書等が証明書の記載が英語でない場合（中国語等）。
<ul style="list-style-type: none"> 大学院前期課程(修士課程)入学資格として不足している学歴について、それを補う研究歴をどう判断するか基準など。
<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業までに16年を要しない国の出身者の出願資格審査をする点
<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業までの学校教育課程の年数が国、さらには個人で異なるため審査に苦勞する。
<ul style="list-style-type: none"> 担当者が外国の教育制度に不慣れなため、入学資格確認に時間を要している。
<ul style="list-style-type: none"> 中国・香港・台湾の大学出身者の学歴については、本学のAAO（アドミッション支援オフィス）で学歴検証をして頂けるので大変助かっていますが、それ以外の国については、国や地域によって制度がさまざまインターネットで検索をしてもよくわからないことが多く、自分の英語力がないのも大きいですが、証明書のどの日付が入学・卒業日にあたるのか、どの部分が研究科・専攻・課程にあたるものが記載されているのかわかりづらいものも多く苦慮しています。このため、どの国であっても出願者の学歴検証をして頂ける機関、サイト等を設けて頂けることを強く望んでいます。
<ul style="list-style-type: none"> 中国において3年以上の大学の課程において「学士」が授与されているか否かの確認に時間を要しています。
<ul style="list-style-type: none"> 中国において学士の取得できない専科（職業学院等）の出身者の出願があった際、大学卒業者と同等の学力があるのか審査するのに、時間を要した。
<ul style="list-style-type: none"> 中国における通称「大専」、3年制大学卒の取扱として、入学資格があるのかどうかの判断に多少むつかしさを感じた。基本的に大専卒の留学生については、個別の入学資格審査を実施して入学資格を有するか確認をしている。
<ul style="list-style-type: none"> 中国の教育機関に関する情報収集
<ul style="list-style-type: none"> 中国の自学考試修了者の取り扱い。
<ul style="list-style-type: none"> 中国の場合、省によって教育課程が異なること。
<ul style="list-style-type: none"> 中国の大学の卒業証明書について、卒業時から出願時まで年数が経過しており、出願者自身が証明書の取得に時間を要した（システムから出力された証明書ではなく、個別に作成・発行されたものだった。）。
<ul style="list-style-type: none"> 中国の大学在籍在学中に出願された一部の学生が卒業見込証明書が存在しないため、提出できないという事例があった。
<ul style="list-style-type: none"> 中国の普通大学、職業技術学院、短期大学の区分の判断やそれぞれのカリキュラム内容の確認等について、日本語や英語の情報が少ないため。

<ul style="list-style-type: none"> • 中国やイギリスでの学習歴を有する志願者の入学資格の有無を判断するのが難しい
<ul style="list-style-type: none"> • 中国出身の出願者が卒業した大学の学位授与権の有無について判断に迷うことがある。
<ul style="list-style-type: none"> • 提出された勝利、特に証明書（CHSI、公証処）の信憑性
<ul style="list-style-type: none"> • 提出書類に疑義等あった場合の連絡方法等
<ul style="list-style-type: none"> • 提出書類の真偽が判断できない場合の確認方法 中国等の教育機関情報を確認する方法（HP 上で公開されている情報が少ない）
<ul style="list-style-type: none"> • 提出書類の真偽について確実な確認を取ることが困難
<ul style="list-style-type: none"> • 提出書類の不備・不足が多く、また志願者本人への連絡がなかなか取れないこと。
<ul style="list-style-type: none"> • 当該国でのカリキュラム内容、修了要件の確認
<ul style="list-style-type: none"> • 当該国の教育課程の年数を調べるのに時間がかかることがある（学歴に、予備教育期間が含まれているのかどうかも判別がつきにくい）。
<ul style="list-style-type: none"> • 当該国の教育制度・学校制度の情報収集や提出証明書類が虚偽でないかの判断に苦慮する場合があります。
<ul style="list-style-type: none"> • 当該国の教育制度や学校制度（該当する学校の修学年数等）についての情報を得ることが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 同一国であっても居住地によって修業年数が異なっている等、当該国の教育・学校制度を個別に調べるのに苦労した。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本と外国における教育制度の違いによって、与えられる学位の名称の違いがあるため、学位が学士相当であるかどうかについての確認をすることや、教育課程における修業年限等について違いがあるため、個別に詳細を確認の上、審査することとなる事に難しさを感じた。また、卒業証明書や成績証明書等の英語表記について、語学力が求められるため、語学能力の向上に苦慮した。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本へ事前に来ることが容易で無い志願者にどのような形で試験を実施するか。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本語が堪能でない場合、経歴（特に職歴）の確認が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> • 博士課程前期課程について、学士学位を持たない中国人志願者（専科大学等出身）で個別の資格審査が必要となるケースが増加している。
<ul style="list-style-type: none"> • 本学では出願資格の確認のために卒業証明書、成績証明書等の原本の提出を求めているが証明書に必要事項が記載されていなかったり本人から提出されなかったり（証明書が発行されない等の申し出をする）する。 中国：学位なし卒業。自学考试等さまざまな制度がある
<ul style="list-style-type: none"> • 本研究科における出願資格のひとつに、「外国の大学において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者（一部抜粋）」とあるが、特に中国などでは3年制の大学が多く、受験者が有する学位が出願資格を満たしているかどうかの確認に、時間を要する場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 本研究科は2018年4月から学生の受入を開始した新設の研究科であり、2018年3月時点では入学資格審査が必要な志願者がいなかった
<ul style="list-style-type: none"> • 留学生が少ないため、特に記述することはない。
<ul style="list-style-type: none"> • 例えば、中国のように高等教育機関にも「本科」と「専科」があり、専科であれば資格審査が必要であるなど、同じ国の中でも教育機関によって資格審査の有無の判断が必要となる事例があるため、「当該国の教育制度」と「志願者の出身教育機関がどのような位置づけにある機関なのか」の2点について確認しなければならない点。志願者の出身国が多岐に渡ってきていることもあり、情報源の少なさと確認時間の増加という点で非常に苦慮している。
<ul style="list-style-type: none"> • 例えば、中国の卒業証明書に「〇〇大学」と記載されていても、実際には「〇〇大学技術学院」を卒業しており、証明書から判断し難い点。
<ul style="list-style-type: none"> • 例えばミャンマーの教育制度において、一時期は大学の年数が短縮されていたことなど、過去の制度について信頼できる情報が少ないと感じた。

• 特になし。
• 特になし。
• 特に無し
• 特に無し
• 特に無し
• とくに無し
• なし
• なし
• なし

以上、大学院研究科における Q3 に対する回答結果を取りまとめた。以下では、調査対象全員に尋ねた Q5（入学資格審査に関する情報や助言が求められる第三者機関）について、大学院のみ（n=244）を対象にした回答結果について述べる。

11. 他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について（Q5.1）

Q5.1 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、以下の機関や関係者に情報・助言等を求めたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 3-14 Q5.1 の選択肢ごとの回答結果（大学院）

項目	回答数 (n=187)
(1) 駐日の外国公館(大使館、総領事館、外国政府代表部など)	23
(2) 文部科学省	12
(3) 志願者が外国で在学していた学校・高等教育機関	13
(4) 志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関	16
(5) 貴学／貴校の他部署の教職員	103
(6) 国内の他機関（大学、専門学校など）で留学生の入学資格審査を担当している教職員	11
(7) 志願者本人	99
(8) 国内の情報・助言サービス（具体的にお書きください）	5
(9) 上記の機関や関係者に情報・助言等を求めたことはない	48
無回答	57

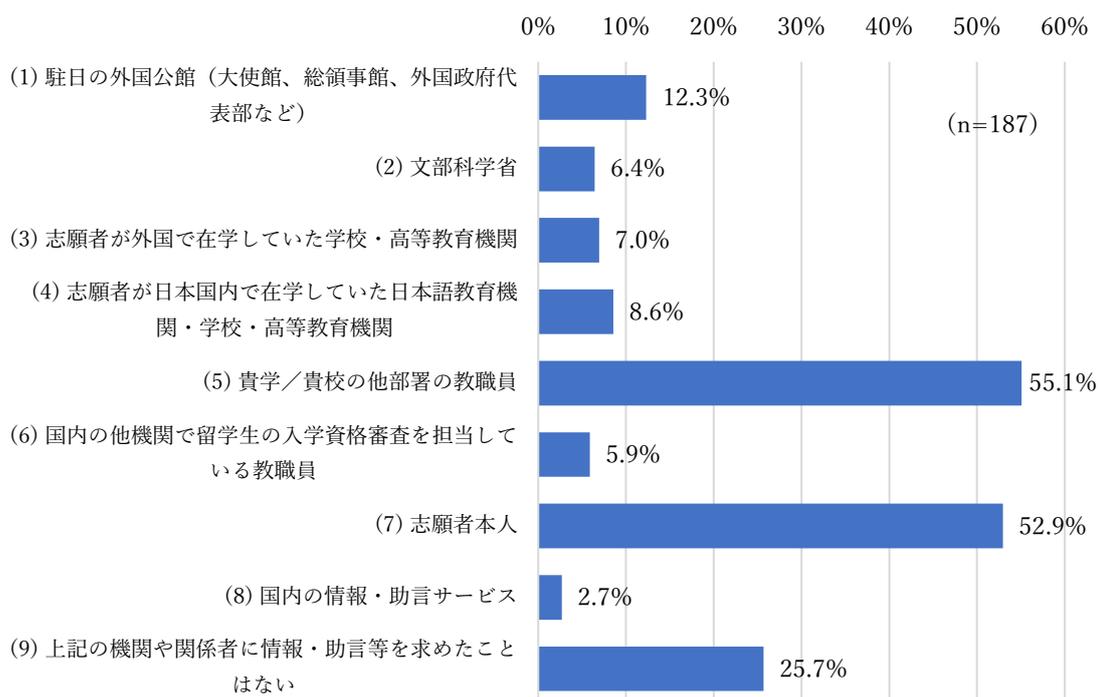


図 3-11 入学資格審査における他機関や関係者への情報・助言等の要求有無（大学院）

大学院課程に志願する外国人留学生の入学資格を審査する際に、(1)から(8)までの機関や関係者を対象に情報・助言を求めた経験のある部署の割合は 74.3% (n=139) であった。問い合わせ先として最も多かったのは「貴学／貴校の他部署の教職員 (55.1%、n=103)」であり、次いで「志願者本人 (52.9%、n=99)」が続く。また、政府関係機関である「駐日の外国公館」への問い合わせは 12.3% (n=23) であり、「文部科学省」に問い合わせた部署の割合は 6.4% (n=12) であった。一方、2割強 (25.7%、n=48) の部署は他機関や関係者に情報・助言等を求めたことはなかった。

なお、「(8) 国内の情報・助言サービス」として記述された具体的な内容は以下のとおりである。

- WEB 検索
- 証明書の真偽確認
- 専門書（中国大学全覧）
- 大学本部入試課
- 中国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ中国の高等教育における質保証システムの概要 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

12. 個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)

Q5.2 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、諸外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用したことがありますか。次の中から利用したことがあるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 3-15 Q5.2 の選択肢ごとの回答結果 (大学院)

項目	回答数 (n=153)
(1) World Education Services (アメリカの民間非営利の学位・資格評価機関)	1
(2) Nuffic (オランダ政府指定の学位・資格評価機関)	1
(3) UK NARIC (英国政府指定の学位・資格評価機関)	0
(4) 中国高等教育学生信息网 (CHSI) またはその日本代理機構による学歴認証	9
(5) 中国教育部学位及大学院教育発展中心 (CDGDC) による学位認証	15
(6) 外国の学歴の証明サービスを利用したことはない	125
(7) その他 (具体的にお書きください)	5
無回答	91

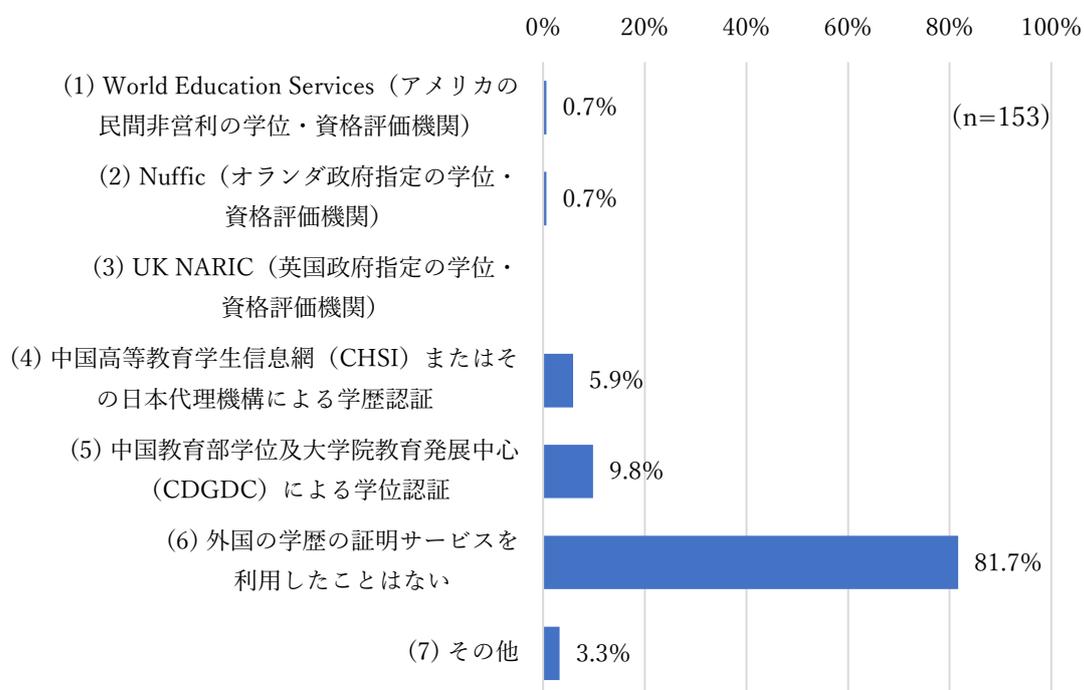


図 3-12 個人の学歴を証明するサービスの利用有無 (大学院)

外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用した経験に関する問いについては、研究科を担当する8割強の部署は外国の学歴の証明サービスを利用したことがなかった（表 3-15、図 3-12）。一方、利用経験のある回答部署のうち、その他を除き、1割弱の部署は、中国政府が運営する学歴照会サービスである「中国高等教育学生信息网（CHSI）またはその日本代理機構証」や「中国教育部学位及大学院教育発展中心（CDGDC）」による学位認証の利用経験を持っていた。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりである。

- 留学生ビザを要する志願者に対してはHirerightによる学歴調査を行っている
- 本学の Admissions Assistance Office
- 志願者本人が CHSI、CDGDC 等を利用し「学歴認証報告書」を提出。
- ないと思われまます。
- ない

13. 学内における取組みについて（Q5.3）

Q5.3 外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関して、貴学／貴校全体で取組んでいることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 3-16 Q5.3 の選択肢ごとの回答結果（大学院）

項目	回答数 (n=244)
(1) 各部署の入学資格審査に必要な情報やデータが、学内／校内で共有・集約されている	22
(2) 入学資格審査の方法・手続き等について、学内／校内に共通のマニュアルがある	26
(3) 入学資格審査の基準を、学内／校内で統一的に定めている	43
(4) 志願者が提出した書類や審査の結果が、学内／校内で共有・集約されている	38
(5) そのような取組みは行っていない	103
(6) わからない	49
(7) その他（具体的にお書きください）	16
無回答	0

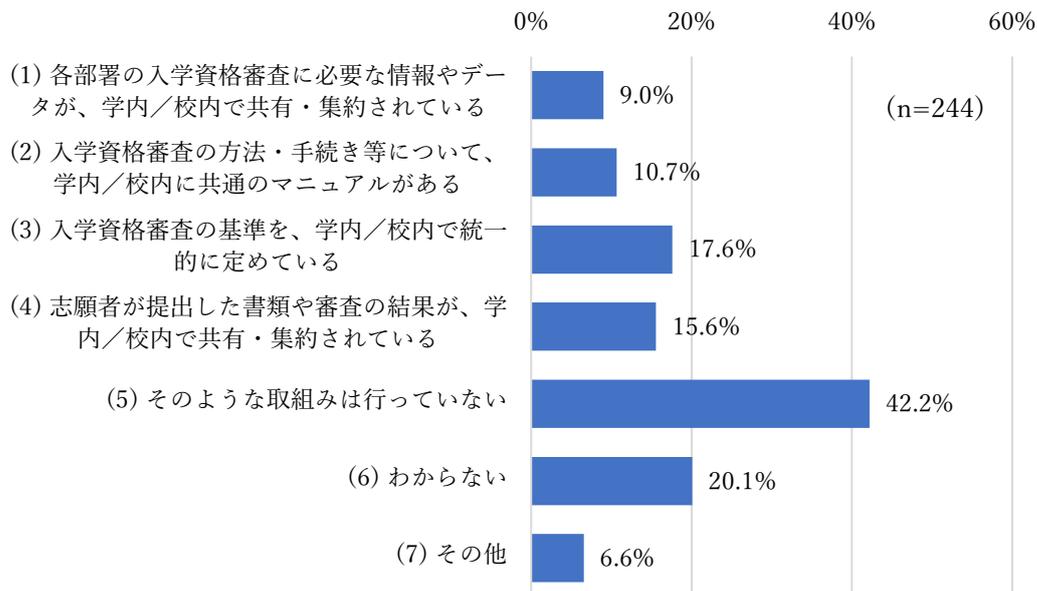


図 3-13 入学資格審査における学内の取組み（大学院）

外国人留学生の入学資格審査に関する全学的な取組みについて、4割強の大学院は「そのような取組みは行っていない」と回答していた（42.2%、n=103）。一方、「入学資格審査の基準を、学内で統一的に定めている」割合は17.6%（n=43）であり、15.6%（n=38）の大学院では「志願者が提出した書類や審査の結果を学内で共有・集約」していた。また、1割前後の大学院では入学資格審査の方法・手続き等について、学内／校内に共通のマニュアルをもっていたり、各部署の入学資格審査に必要な情報やデータを学内／校内で共有・集約していた。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりである。複数回指摘された事項や特徴的な事項としては、学内の担当者のメーリングリストで情報共有している例や中国・香港・台湾出身の志願者に対しては学歴検証を専担する部署を設置している例が見られた。

- 例えば中国人の方が英語学専攻に出願希望の場合、中国語専攻の教員にも提出された証明書の内容を確認してもらうなど、ダブルチェックを行っている。
- 本部入試課が回答します。
- 部局内で入学資格審査基準を定めている
- 入学資格審査の方法・手続き等について、理工学研究科で統一的に定めている
- 入学資格審査の手続き方法について、入試要項にて公開している。また入試時期により、年2回実施している。
- 中国大陸及び香港・台湾の大学を卒業または大学院を修了した（見込みを含む）志願者に対して、本学の Admissions Assistance Office が学歴検証を行っている。
- 中国大陸、香港、台湾の大学を卒業し、〇〇大学に研究生または大学院生として入学を希望する志願者の出願手続きを、より円滑に行うことを目的として設置されたアドミッション支援オフィス（Admissions Assistance Office、AAO）が大学内にあり、出願手続きの助けや中国等の大学に係る学歴検証を行っている。

- 中国の大学については、〇〇大学国際交流課において学歴査証（AAO）を実施
- 大学院医学系研究科保健学専攻では、上記のような取り組みは行っていない。
- 全学の担当者のメーリングリストがあり、情報共有をすることがある。
- 出願があった場合、速やかに対応する
- 研究科によってマニュアル等を整備している
- 学部と大学院入試は別部署が担当するため、情報集約はしていない。
- 学内の担当者のメーリングリストで情報共有することがある
- (外国での学習歴の有無にかかわらず) 入学資格審査の実施状況について、学歴、審査認定の合否、入学選抜の合否等の情報が、学内で共有・集約されている。
- (2) (3) は総括的なものである。(4) 集約はされているようだが共有されているとは言い難い。

14. 第三者機関の利用可能性について (Q5.4)

Q5.4 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあれば、どれくらい利用すると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 3-17 Q5.4の選択肢ごとの回答結果 (大学院)

項目	回答数(n=244)
(1) 大いに利用すると思う	57
(2) ときどき利用すると思う	111
(3) あまり利用しないと思う	69
(4) まったく利用しないと思う	7
無回答	0

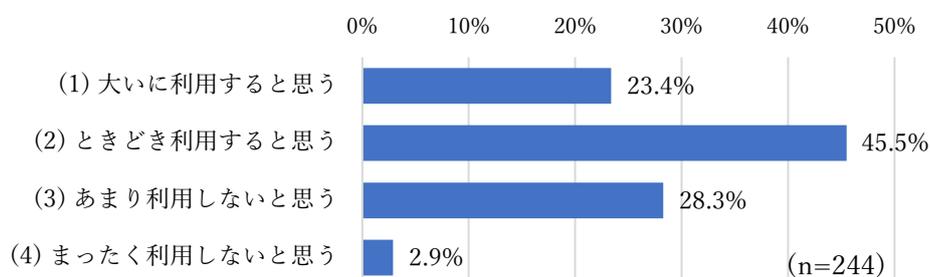


図 3-14 入学資格審査時の第三者機関の利用可能性 (大学院)

外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行う際に、情報・助言等が求められる第三者機関があれば利用するかについて、大学院を担当している部署の約7割（大いに利用＋ときどき利用）が肯定的な姿勢を示していた（表 3-17、図 3-14）。一方、利用しない（あまり利用しない＋まったく利用しない）と回答した部署は約3割であった。外国人留学生の志願者数との関係を見てみると、志願者数が0人である大学院のうち過半はときどき利用すると回答し、約3割はあまり、または、まったく利用しないと回答した。さらに、まったく利用しないと回答した多くの部署では外国人留学生の合格者数が0人であり、あまり利用しないと回答した部署で合格者数0人であった割合は1割強であった。

15. 第三者機関に利用するサービス内容について（Q5.5）

Q5.5 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあった場合に、どのようなサービスを期待しますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 3-18 Q5.5 の選択肢ごとの回答結果（大学院）

項目	回答数 (n=166)
(1) オンライン上で情報を得られる	150
(2) 日本語で情報が提供される	146
(3) 世界の多くの国の教育制度等について情報を得られる	131
(4) 個別の出願案件に対する適切な助言を得ることができる	130
(5) 電話で問い合わせることができる	108
(6) 問い合わせに対して短い日数で、回答を得ることができる	129
(7) 手数料が適正である	101
(8) 他の教育機関で入学資格審査を行うスタッフと情報交換ができる	40
(9) その他（具体的にお書きください）	11
無回答	78

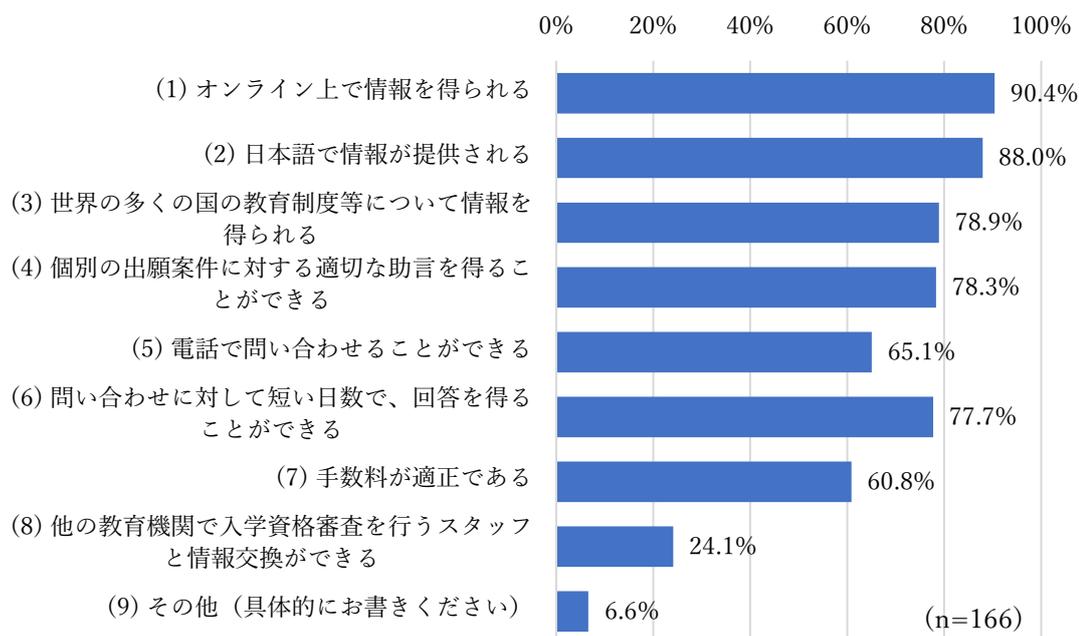


図 3-15 第三者機関に期待するサービス（大学院）

表 3-18 と図 3-15 からわかるように、大学院の入学資格審査を担当している部署において、国内の第三者機関に求めるサービスとして最も期待していたのは「オンライン上での情報」が得られることであった。次いで「日本語による情報」、「世界の多くの国の教育制度等に関する情報」、「個別の出願案件に対する適切な助言」に並んで「短期間での回答」や「電話による」直接的な問い合わせを希望する部署も多かった。また、約 6 割の部署は「手数料が適切である」ことを望んでいたが、「その他」の自由記述式の回答した部署の大多数は（11 件のうち 10 件）無料のサービスであれば利用すると記述しており、手数料の無償化を希望していた。具体的な回答内容は以下のとおりである。

- 無料で利用できる
- 無料でサービスを受けることができる。
- 費用が発生すると単一部局では使用しにくい
- 手数料等の費用が必要であれば、利用が難しいと思われる。
- 手数料が無料であること。
- 手数料が無料である
- 手数料が少しでも掛かると利用は難しいかもわかりません
- 手数料がかかるようだと「あまり利用しないと思う」
- 手数料がかからない
- メールで問い合わせることが出来ると良い。有料となると正直なところ、利用をためらう場合もある。
- すべてのサービスを提供できるような機関の設置は相当に困難と考えられるため、まずは（1）～（3）をお願いしたい

第4章 短期大学

本章では、基本情報を尋ねた Q1.3 で、外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）に対する入学資格審査について、担当している審査の対象が、短期大学（n=156）であると回答した部署の結果（Q2 と Q5）について述べる。

1. 担当する志願者について（Q2.1）

Q2.1 貴部署では、外国における学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

【複数選択可】

表 4-1 Q2.1 の選択肢ごとの回答結果（短期大学）

項目	回答数 (n=156)
(1) 外国人留学生入学試験の志願者の入学資格審査を担当している	21
(2) 帰国生入学試験の志願者（外国の学校教育の学習歴を有する日本人及び外国人であって日本の永住権をもつ者）の入学資格審査を担当している	6
(3) 一般入学試験の志願者で、外国の学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している	17
(4) 外国での学習歴を有する志願者だけでなく、すべての志願者の入学資格審査を担当している	124
(5) その他：具体的にお書きください	7

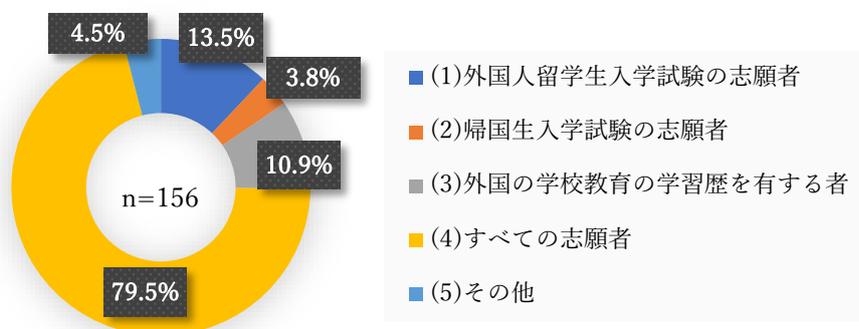


図 4-1 入学資格審査の対象（短期大学）

入学資格審査を担当している短期大学の8割弱（79.5%、n=124）の部署は「すべての志願者」の入学資格審査を実施していた。次いで「外国人留学生入学試験の志願者」を審査している部署（13.5%、n=21）と「一般入試で、外国の学校教育の学習歴を有する者」に対する審査を担当する部署（10.9%、n=17）が続く。一方、「帰国生入学試験の志願者」に対する審査を担当する部署は3.8%（n=6）であった。

「その他」の記述内容をまとめると、以下のとおりである。特徴的な回答として、社会人入試の志願者のうち、学校教育法施行規則第150条7項に該当する者を担当している例や各科教員によるヒアリングを実施した上で判断する例が挙げられる。

- AO入学試験
- 外国人留学生の受け入れを行っておりません
- 各科教員によるヒアリングを実施した上で判断する。
- 実例がなく、経験が無い
- 社会人入試の志願者のうち、学校教育法施行規則第150条7項に該当する者
- 入学資格の確認を担当。審査は各専攻の入学試験担当者
- 入試業務を担当している。

2. 学部における担当範囲について (Q2.2)

Q2.2 貴部署の担当範囲は、貴学のすべての学部ですか。それとも、一部の学部だけですか。いずれか1つを選び、一部の学部を担当する場合は学部名もお教えてください。【1つ選択して記述】

表 4-2 Q2.2の選択肢ごとの回答結果（短期大学）

項目	回答数 (n=156)
(1) すべての学部の入学資格審査を担当している	153
(2) 一部の学部の入学資格審査を担当している：該当学部名をご記入ください	3

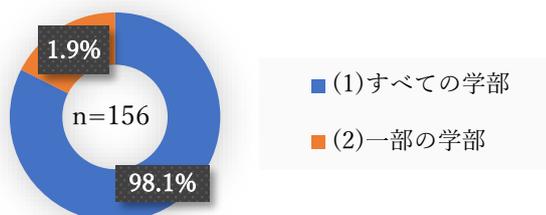


図 4-2 学部における担当範囲（短期大学）

ほぼすべての短期大学の部署はすべての学部・学科の入学資格審査を担当していた(98.1%、n=153)。一方、一部の学部・学科を担当していると回答した部署は3つ(1.9%)であり、文部科学省の学科系統分類表によって分類すると、人文、教育、その他が1件ずつであった。

3. 個別の入学資格審査の担当部署について (Q2.3)

Q2.3 入学志願者が日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校に対応する12年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は、貴学においてどちらの部署で担当していますか(学校教育法施行規則第150条第7号)。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 4-3 Q2.3の選択肢ごとの回答結果(短期大学)

項目	回答数 (n=156)
(1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している	134
(2) 外国での学習歴(日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む)を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している	7
(3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している:よろしければ担当部署名をお教えてください	9
(4) その他:具体的にお書きください	6

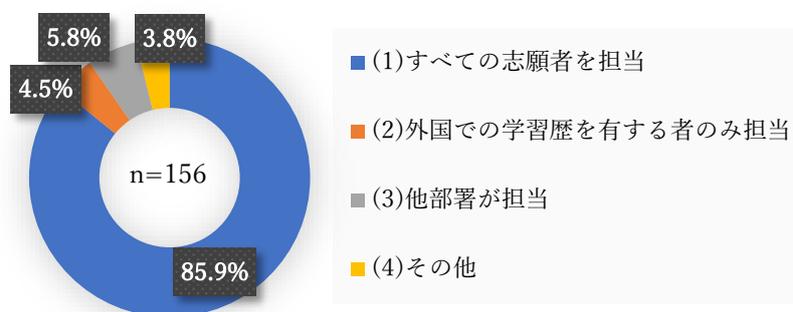


図 4-3 個別入学資格審査の担当部署(短期大学)

短期大学においては、一つの部署がすべての志願者について「個別の入学資格審査」を担当している割合は 85.9% (n=134) であり、外国での学習歴を有する者についてのみ担当している割合は 4.5% (n=7) であった。また、他部署で担当していると回答した割合は 5.8% (n=9) となっており、そのうち、具体的に記述された担当部署名を整理すると、入試委員会、教務・学務、入試部、教員・教授会等に区分することができた。

「その他」6 件の具体的な記述は以下のとおりであり、実績や事例なしを除き、外国人留学生の志願者について担当している内容が 2 件であった。

- 本学では外国からの入学生がいないので担当部署等検討していない
- 外国人留学生入学試験の志願者のみ当部署で担当している。
- 上記のようなケースの実績が無いため、担当部署が無い。
- 本学では個別入学資格審査を行っていない
- 外国人留学生の志願者について担当している。
- 事例無し

4. 入学志願者数と合格者数について (Q2.4、Q2.5)

Q2.4 貴部署で入学資格審査を担当している学部について、2017 年度 (2018 年 3 月末現在) の入学志願者の総数と合格者の総数 (日本人及び外国人) を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注 1: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注 2: 編入学は含みません。

注 3: 半角で入力をお願いします。

注 4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

Q2.5 貴部署で入学資格審査を担当している学部について、2017 年度 (2018 年 3 月末現在) の外国人留学生の入学志願者数と合格者数を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注 1: 外国人留学生とは、「留学」の在留資格を持つ外国人学生を指します。

注 2: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注 3: 編入学は含みません。

注 4: 半角で入力をお願いします。

注 5: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 4-4 Q2.4 と Q2.5 の回答結果（短期大学）

	Q2.4：日本人及び外国人		Q2.5：外国人留学生	
	入学志願者	合格者	入学志願者	合格者
有効回答数	155	155	139	139
不明：「x」	5	4	1	1
0	8	9	85	92
無回答	1	1	17	17

入学資格審査を担当している短期大学の部署における日本人及び外国人と外国人留学生の志願者数と合格者数に関する回答結果は表 4-4 に示すとおりである。また、それぞれの平均値等についての分析結果は表 4-5 に示す。一つの部署で審査を担当する入学志願者総数（日本人及び外国人）と合格者数の平均値はそれぞれ 233 人、195 人であった。

また、外国人留学生の志願者数と合格者数の平均値はそれぞれ 6 人、5 人であった。さらに、日本人及び外国人の総数に対して外国人留学生が占める割合は入学志願者については 2.9%、合格者については 2.4%であった。なお、外国人留学生の合格率は 69.8%であった。

表 4-5 入学志願者数と合格者数の平均値等（短期大学）（2017 年度、単位：人）

	日本人及び外国人		外国人留学生	
	入学志願者 (n=142)	合格者 (n=143)	入学志願者 (n=138)	合格者 (n=138)
平均値	233	195	6	5
標準偏差	226.92	159.75	23.74	14.71
中央値	166	146	0	0
最大値	1,972	1,280	194	114
最小値	1	0	0	0
外国人留学生比率			2.9%	2.4%
外国人留学生の合格率				69.8%

5. 日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について（Q2.6）

Q2.6 外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた者の数をお教えてください。2017 年度（2018 年 3 月末現在）の状況をお答えください。【数値入力】

注 1: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注 2: 日本語教育機関とは、法務省の告示により定められた日本語教育機関を指します。

注 3: 半角で入力をお願いします。

注 4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 4-6 日本語教育機関で学習した外国人留学生数の平均値等(短期大学)(2017年度)

		日本語教育機関での学習者
有効回答数		35
	不明:「x」	0
	0	2
無回答		121
(n=35) (単位:人)	平均値	16
	標準偏差	35.44
	中央値	4
	最大値	189
	最小値	0
日本語教育機関での学習者率		64.4%

短期大学における外国人留学生の入学志願者のうち、日本語教育機関で学習した者の平均値は16人であった。中央値は4人となっており、日本語教育機関で学習した外国人留学生数の過半は5人以下であることがわかる。また、外国人志願者数に対する日本語教育機関で学習した者の比率は64.4%であった。

6. 外国人留学生の出身国・地域について (Q2.7)

Q2.7 貴部署で審査を担当している学部への入学志願者のうち、外国人留学生の出身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。2017年度(2018年3月末)の状況をお答えください。【3つまで選択】

表 4-7 Q2.7の選択肢ごとの回答結果(短期大学)

	回答数(n=53)
(1) 中国	33
(2) ベトナム	24
(3) ネパール	11

表 4-7 Q2.7 の選択肢ごとの回答結果（短期大学）（続き）

(4) 韓国	12
(5) 台湾	7
(6) インドネシア	0
(7) タイ	3
(8) スリランカ	5
(9) マレーシア	0
(10) ミャンマー	3
(11) 米国	1
(12) バングラデシュ	0
(13) その他	8
無回答	103

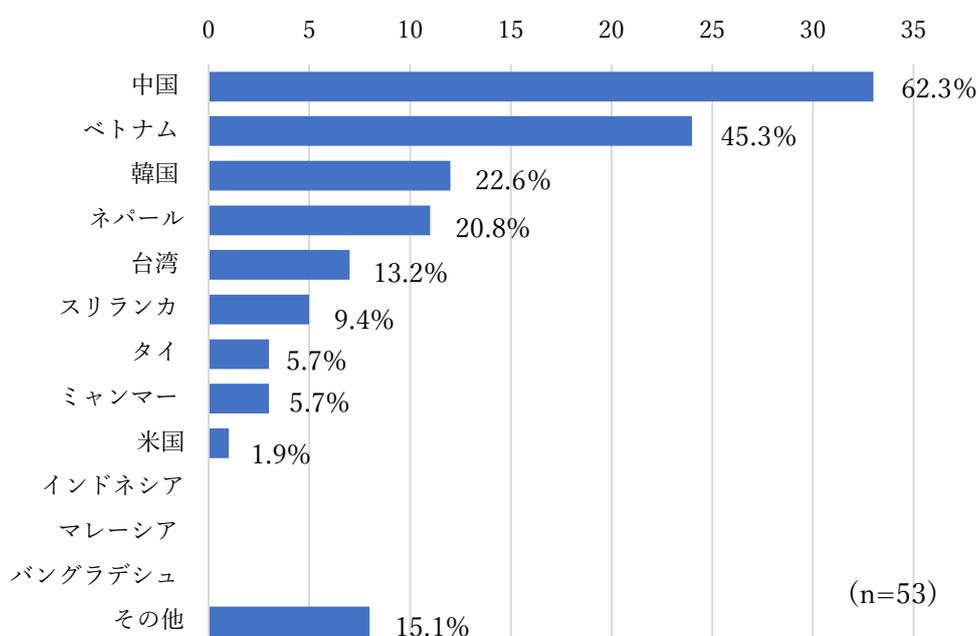


図 4-4 外国人留学生の出身国・地域（短期大学）

短期大学に志願する外国人留学生の出身国・地域としては中国が6割強(62.3%、n=33)で最も多く、次いでベトナム(45.3%、n=24)、韓国(22.6%、n=12)、ネパール(20.8%、n=11)の順に続く(表4-7、図4-4)。これらの出身国に比べて、台湾、スリランカ、タイ、ミャンマー、米国からの志願者は少ない。

「その他」に記述された出身国・地域には、モンゴル、イタリア、インド、ウクライナ、カンボジア、フィリピン、フィンランドが各々1件であり、2017年度は外国人留学生がいなかったという例が1件であった。

7. 入学資格判断に時間がかかった事例について (Q2.8)

Q2.8-1 外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、大学の学部への入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった事例がありましたか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 4-8 Q2.8の選択肢ごとの回答結果 (短期大学)

項目	回答数 (n=53)
(1) あった	9
(2) なかった	40
(3) わからない	4
無回答	103

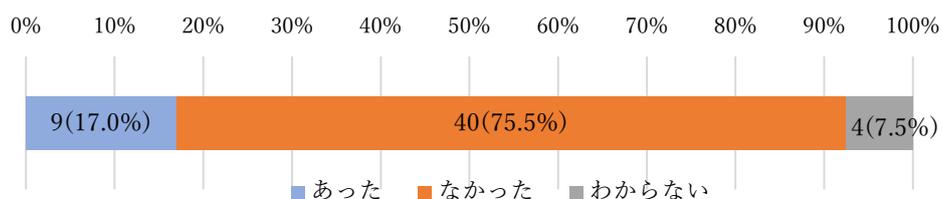


図 4-5 入学資格判断に特に時間のかかった事例の発生の有無 (短期大学)

外国での学習歴を有する志願者への入学資格審査で、入学資格を有するか否かを判断するのに「特に時間がかかった事例」の有無については、事例があったと答えた部署は 17.0% (n=9) である一方、事例がなかったと回答した部署は 75.5% (n=40) であった (表 4-8、図 4-5)。

Q2.8-2 「(1) あった」と答えた方は、どれくらいの割合で発生したかについて、下記の目盛りに、該当するおおまかな発生頻度 (%) を示してください。わからない場合は「不明」をチェックしてください。2017年度 (2018年3月末) の状況をお答えください。【数値選択】

発生頻度 (%) 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 不明

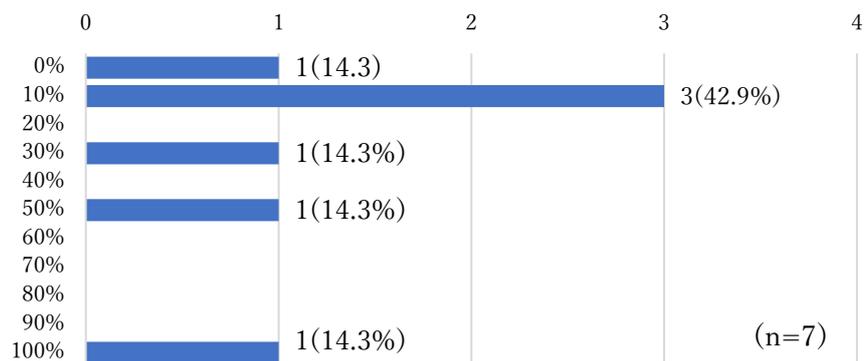


図 4-6 特にかかった事例の発生頻度（短期大学）

特にかかった事例があったと答えた 53 部署のうち、7 部署が発生頻度について回答した（図 4-6）。そのうち、発生頻度「10%」であると回答した部署が 3 件であり、「0%」、「30%」、「50%」、「100%」であると回答した部署はそれぞれ 1 件であった。

8. 入学資格判断にかかった理由について（Q2.9）

Q2.9 外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに、特にかかった理由をお教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 4-9 Q2.9 の選択肢ごとの回答結果（短期大学）

項目	回答数 (n=8)
(1) 日本語か英語で入手できる情報が少なかった	1
(2) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからなかった	7
(3) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少なかった	3
(4) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できなかった	1
(5) 志願者が、複数の国（地域）で学校教育を受けていた	0
(6) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった	2
(7) 志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関（インターナショナルスクールなど）が含まれていた	0
(8) 提出書類（証明書等を含む）に虚偽があった	0
(9) その他（具体的にお書きください）	1
無回答	148

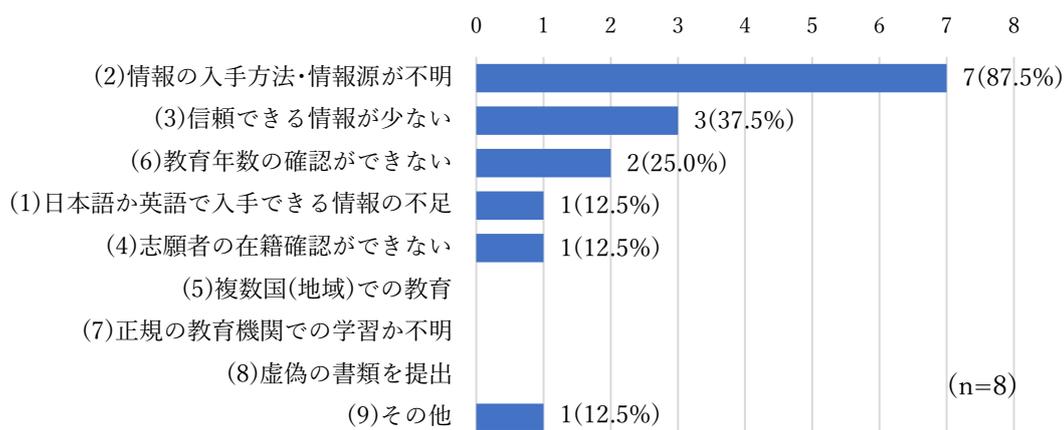


図 4-7 入学資格審査の判断において、特に時間のかかった理由（短期大学）

表 4-9 と図 4-8 に示されているように、短期大学において外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに特に時間がかかった理由として最も多いのは「情報の入手方法・情報源が不明(87.5%、n=7)」であった。次いで、「信頼できる情報が少ない(37.5%、n=3)」、「教育年数の確認ができない(25.0%、n=2)」が続く。また、「日本語か英語で入手できる情報の不足」、「志願者の在籍確認ができない」の理由で時間がかかったと回答した部署がそれぞれ 1 件であった。

「その他」の自由記述（1 件）は、必要書類（日本語能力試験の証明書）の提出までに時間がかかったという内容であった。

9. 入学資格審査のしかたの違いについて（Q2.10）

Q2.10 外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 4-10 Q2.10 の選択肢ごとの回答結果（短期大学）

項目	回答数 (n=31)
(1) どちらの場合でも入学資格の審査のしかたに違いはない	27
(2) 渡日後に日本語教育機関で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	0
(3) 渡日後に国内の学校で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	0
(4) その他（具体的にお書きください）	5
無回答	125



図 4-8 日本語教育機関等の学習者と外国からの直接志願者間の入学資格のしかたの違い（短期大学）

外国人留学生の入学資格を審査する際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で入学資格の審査のしかたに関する問いについて回答した短期大学の31部署のうち、9割弱（87.1%、n=27）は「どちらの場合でも審査のしかたに違いはない」と答えた（表4-10、図4-8）。

「その他」の具体的な記述内容をまとめると以下のとおりであり、外国からの直接志願ではなく日本語教育機関での学習者を対象にしている部署のほか、外国にいる志願者にスカイプ等を通じて面接することで渡日させずに審査する方法を使っている例もあった。

- 外国からの直接志願者は受け入れていません
- 外国から直接志願した者がいない
- 基本的に日本語教育機関で学んだ者を原則としている。
- 審査のために渡日させず、スカイプ等で面接をしている。

10. 入学資格審査における難しさ及び苦勞について（自由記述）（Q2.11）

Q2.11 外国での学習歴を有する志願者が、大学の学部への入学資格を有するか否かを審査する上で、どのような点にむずかしさを感じていますか。また、どのようなことに苦勞されましたか。これまでの経験や国名等も含めて、自由にご意見をお聞かせください。【記述】

入学資格審査をする際に感じた難しさや苦勞について回答いただいた結果、短期大学において複数回指摘された事項や特徴的な事項としては、当該国の教育制度や学校教育の情報収集・把握に関する苦勞が多かった。また、これと同数程度の課題として述べられていたことは志願者が入学後に学習できるくらいの日本語能力を持っているかに関する懸念であった。具体的な記述内容は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> 講義内で専門用語（医療・福祉）があるため、授業についていけるだけの日本語能力があるかどうか日本語能力試験の結果や面接等ではわからない。
<ul style="list-style-type: none"> 日本において短期大学3年課程を大学と呼ぶ国がある 日本における12年の教育課程を各国ごとに読み替える一覧表が欲しい
<ul style="list-style-type: none"> 1つの国に多様な教育システムが存在すること
<ul style="list-style-type: none"> スタッフ不足のため、当該国の教育制度や学校教育を調査するのに苦労する
<ul style="list-style-type: none"> 英語圏の国と違い、タイ国出身者の場合に、文書上での確認において時間と手間を要する。（本学では翻訳を外部にお願いしている）
<ul style="list-style-type: none"> 外国での学習歴の確認が困難に感じることがある。
<ul style="list-style-type: none"> 外国の学校の制度を調べるのが困難である
<ul style="list-style-type: none"> 外国語を専門とする職員がいない。
<ul style="list-style-type: none"> 基礎学力や日本語能力に関する審査
<ul style="list-style-type: none"> 現地日本語教育機関での勉学の詳細がわかりにくい。
<ul style="list-style-type: none"> 国によって学校教育12年というのが異なるため、その確認で苦労したことがある。（ミャンマー）
<ul style="list-style-type: none"> 国によって教育制度が違うので日本のどのレベルに対応するのかわからない
<ul style="list-style-type: none"> 実技以外のコミュニケーションの面
<ul style="list-style-type: none"> 卒業証明書や成績証明書等を提出させているが、その書類や学歴が本物であるか確認できない
<ul style="list-style-type: none"> 中国の学校を卒業した方の自学考査の扱い、及び証明書類が虚偽ではないかなどの不透明さの判断方法。
<ul style="list-style-type: none"> 中国の教育制度は、11年制と12年制があり、本学を志願された方は11年制であった。11年制が日本の大学入学資格として取り扱っているのか、調査するのに時間がかかった。
<ul style="list-style-type: none"> 提出書類で日本語能力試験のN3やN2に合格したとなっても、入試の日本語筆記試験や面接において相当の能力が認められない場合がみられる。また、高校に入学せずに、認定試験等で卒業資格を得たり、日本の高校との協定などから様々な形式の高等教育も見られ、個別対応案件が増えていくと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> 当該国の教育制度の把握と受験生の日本語能力の把握
<ul style="list-style-type: none"> 当該国の教育制度や学校教育の情報収集及び修了した学校教育課程における入学資格の確認
<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力について、日本語能力試験N2以上があっても、学部の学習について行けるかどうか、判断が難しい。特に課題が多い学科に対しては。
<ul style="list-style-type: none"> 入学後に学内で打ち解けることができるか、コミュニケーション能力についての判断が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 入学資格審査に関する書類を記入させるにあたり、日本語能力の低い場合があった。（フィリピン学校教育12年未満）
<ul style="list-style-type: none"> 飛び級制度がある国。 12年間以下で高等学校を卒業できる国（ミャンマーなど）
<ul style="list-style-type: none"> 本学においては外国での学習歴を有する志願者は多くないが、志願者がいた場合、その国の学制、卒業証明及び入学資格の有無の確認などにおいて時日がかかる場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 毎年、外国での学習歴を有する志願者がいるわけでもなく、ほとんど実績がない。受入の積みかさねや経験に乏しいため、事例が発生するたびに、個別に確認することになり、一般入学志願者より時間を要する。

11. 他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)

Q5.1 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、以下の機関や関係者に情報・助言等を求めたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 4-11 Q5.1 の選択肢ごとの回答結果 (短期大学)

項目	回答数 (n=53)
(1) 駐日の外国公館(大使館、総領事館、外国政府代表部など)	7
(2) 文部科学省	13
(3) 志願者が外国で在学していた学校・高等教育機関	7
(4) 志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関	32
(5) 貴学／貴校の他部署の教職員	23
(6) 国内の他機関 (大学、専門学校など) で留学生の入学資格審査を担当している教職員	8
(7) 志願者本人	29
(8) 国内の情報・助言サービス (具体的にお書きください)	4
(9) 上記の機関や関係者に情報・助言等を求めたことはない	3
無回答	103

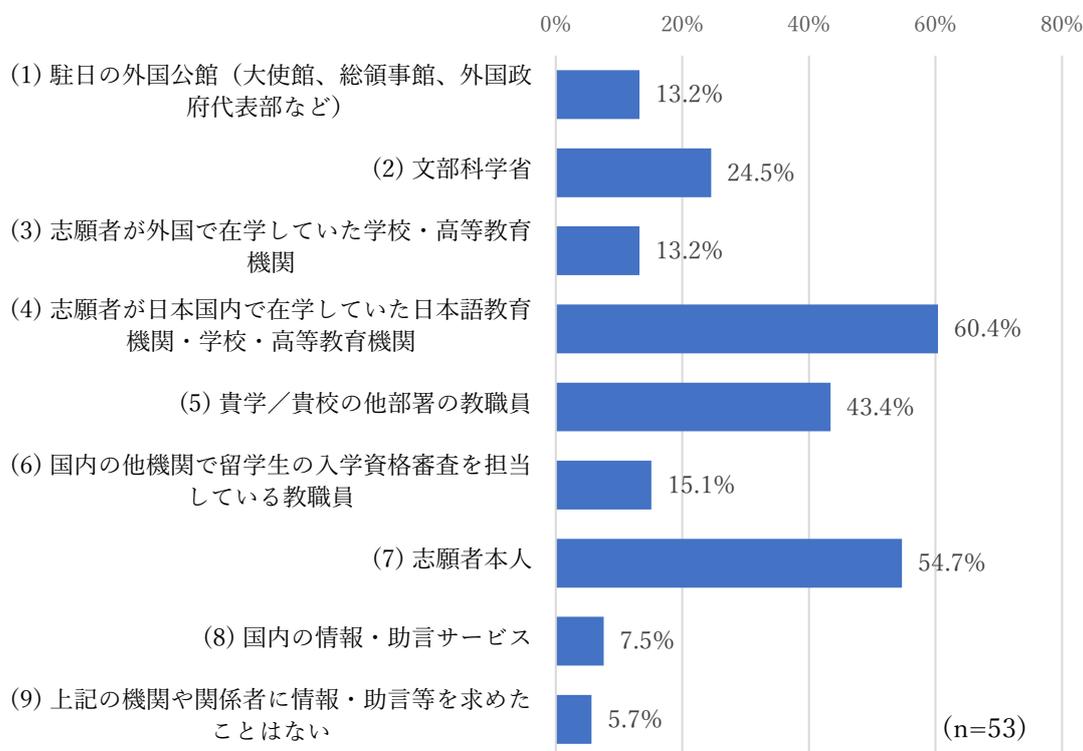


図 4-9 入学資格審査における他機関や関係者への情報・助言等の要求有無 (短期大学)

表 4-11 と図 4-9 に示されているように、短期大学に志願する外国人留学生の入学資格を審査する際に、(1)から(8)までの機関や関係者を対象に情報・助言を求めた経験のある部署の割合は9割強を占めていた(94.3%、n=50)。問い合わせ先として上位を占めているのは「志願者が在学していた国内の日本語教育機関・学校・高等教育機関(60.4%、n=32)」、「志願者本人(54.7%、n=29)」、「貴学／貴校の他部署の教職員(43.4%、n=23)」であった。これらの他に「文部科学省(24.5%、n=13)」、「国内の他機関で留学生の入学資格審査を担当している教職員(15.1%、n=8)」、「駐日の外国公館」及び「志願者が在学していた外国の学校・高等教育(13.2%、n=7)」に問い合わせた経験は1割から2割程度であった。一方、(1)から(7)までの機関以外の「国内の情報・助言サービス(7.5%、n=4)」を求めた先は、入国管理局と留学生斡旋のNPO団体であった。

12. 個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)

Q5.2 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、諸外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用したことがありますか。次の中から利用したことがあるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 4-12 Q5.2 の選択肢ごとの回答結果 (短期大学)

項目	回答数 (n=40)
(1) World Education Services (アメリカの民間非営利の学位・資格評価機関)	0
(2) Nuffic (オランダ政府指定の学位・資格評価機関)	0
(3) UK NARIC (英国政府指定の学位・資格評価機関)	0
(4) 中国高等教育学生信息网 (CHSI) またはその日本代理機構による学歴認証	2
(5) 中国教育部学位及大学院教育发展中心 (CDGDC) による学位認証	0
(6) 外国の学歴の証明サービスを利用したことはない	38
(7) その他 (具体的にお書きください)	0
無回答	116

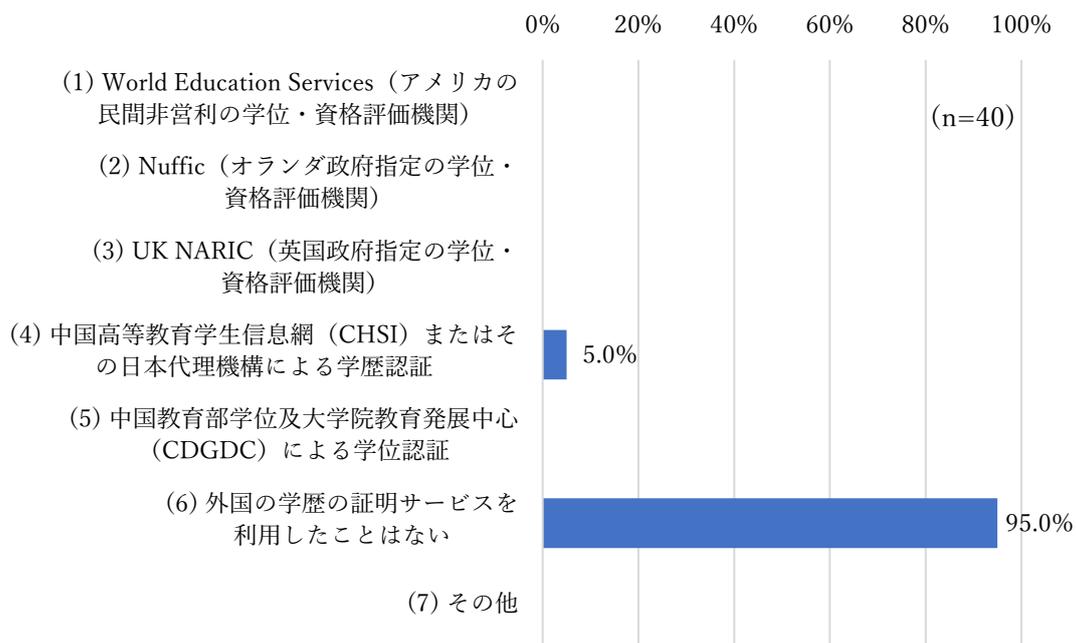


図 4-10 個人の学歴を証明するサービスの利用有無（短期大学）

外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用した経験に関する問いについては、短期大学の40部署が回答し、ほとんどの部署（95.0%、n=38）は、外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用したことがなかったと答えた（表 4-12、図 4-10）。一方、学位認証の利用経験のある2部署では「中国高等教育学生信息网（CHSI）または日本代理機構」を利用していた。

13. 学内における取組みについて（Q5.3）

Q5.3 外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関して、貴学／貴校全体で取組んでいることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 4-13 Q5.3 の選択肢ごとの回答結果（短期大学）

項目	回答数 (n=156)
(1) 各部署の入学資格審査に必要な情報やデータが、学内／校内で共有・集約されている	27
(2) 入学資格審査の方法・手続き等について、学内／校内に共通のマニュアルがある	20
(3) 入学資格審査の基準を、学内／校内で統一的に定めている	54
(4) 志願者が提出した書類や審査の結果が、学内／校内で共有・集約されている	52

表 4-13 Q5.3 の選択肢ごとの回答結果（短期大学）（続き）

(5) そのような取組みは行っていない	60
(6) わからない	9
(7) その他（具体的にお書きください）	3
無回答	0

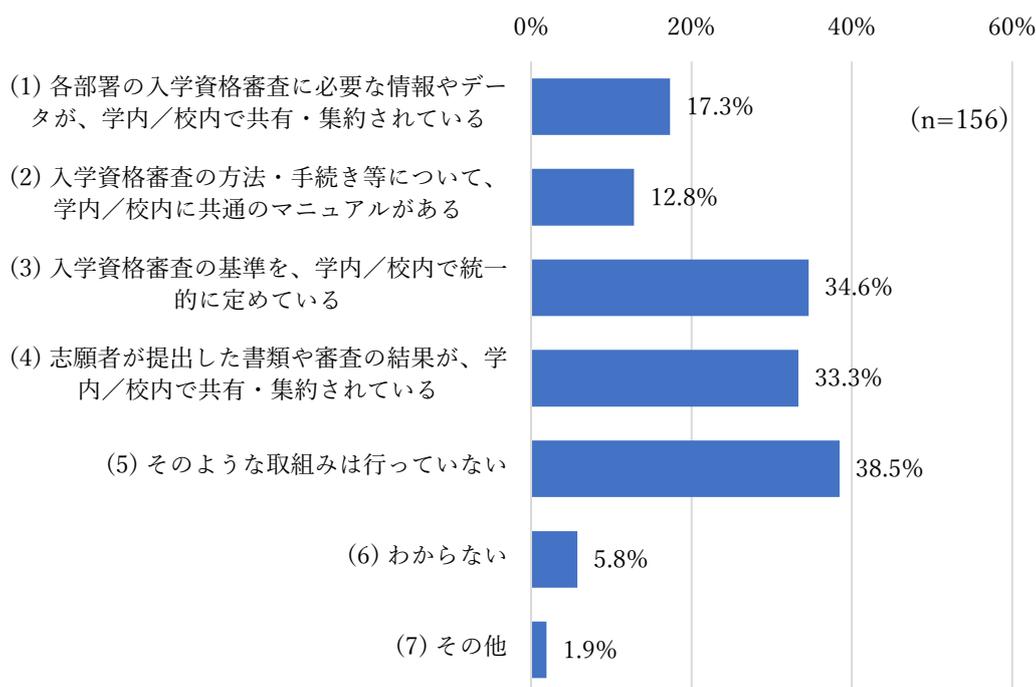


図 4-11 入学資格審査における学内の取組み（短期大学）

外国人留学生の入学資格審査に関する全学的な取組みに関する問いについて、最も多くの部署（38.5%、n=60）は「そのような取組みは行っていない」と回答していた（表 4-13、図 4-11）。一方、学内／校内で実施されていた取組みとして多いのは「入学資格審査の基準の統一的な定め（34.6%、n=54）」、「志願者が提出した書類や審査の結果の共有・集約（33.3%、n=52）」であった。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりである。

- 入学試験委員会（学内委員会）で承認
- 担当部署において、志願者のケースに合わせてその都度、情報共有、対応を図っている
- 外国での学習歴をもって志願された者がいない

14. 第三者機関の利用可能性について (Q5.4)

Q5.4 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあれば、どれくらい利用すると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 4-14 Q5.4の選択肢ごとの回答結果 (短期大学)

項目	回答数(n=156)
(1) 大いに利用すると思う	43
(2) ときどき利用すると思う	64
(3) あまり利用しないと思う	46
(4) まったく利用しないと思う	3
無回答	0

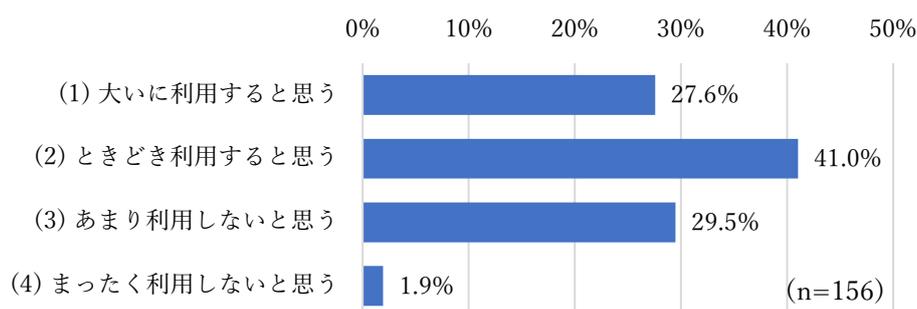


図 4-12 入学資格審査時の第三者機関の利用可能性 (短期大学)

外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行う際に、情報・助言等が求められる第三者機関があれば利用するかに関する問いについて、短期大学の7割弱の部署（大いに利用＋ときどき利用）は肯定的な姿勢を示した（表 4-14、図 4-12）。一方、利用しない（あまり利用しない＋まったく利用しない）と回答した部署は3割程度であり、これらのうち、多くの短期大学においては外国人留学生の志願者数が0人であり、このため第三者機関の利用は見込んでいないものと考えられる。

15. 第三者機関に利用するサービス内容について (Q5.5)

Q5.5 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあった場合に、どのようなサービスを期待

しますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 4-15 Q5.5 の選択肢ごとの回答結果（短期大学）

項目	回答数 (n=106)
(1) オンライン上で情報を得られる	79
(2) 日本語で情報が提供される	96
(3) 世界の多くの国の教育制度等について情報を得られる	59
(4) 個別の出願案件に対する適切な助言を得ることができる	83
(5) 電話で問い合わせることができる	83
(6) 問い合わせに対して短い日数で、回答を得ることができる	75
(7) 手数料が適正である	57
(8) 他の教育機関で入学資格審査を行うスタッフと情報交換ができる	24
(9) その他（具体的にお書きください）	1
無回答	50

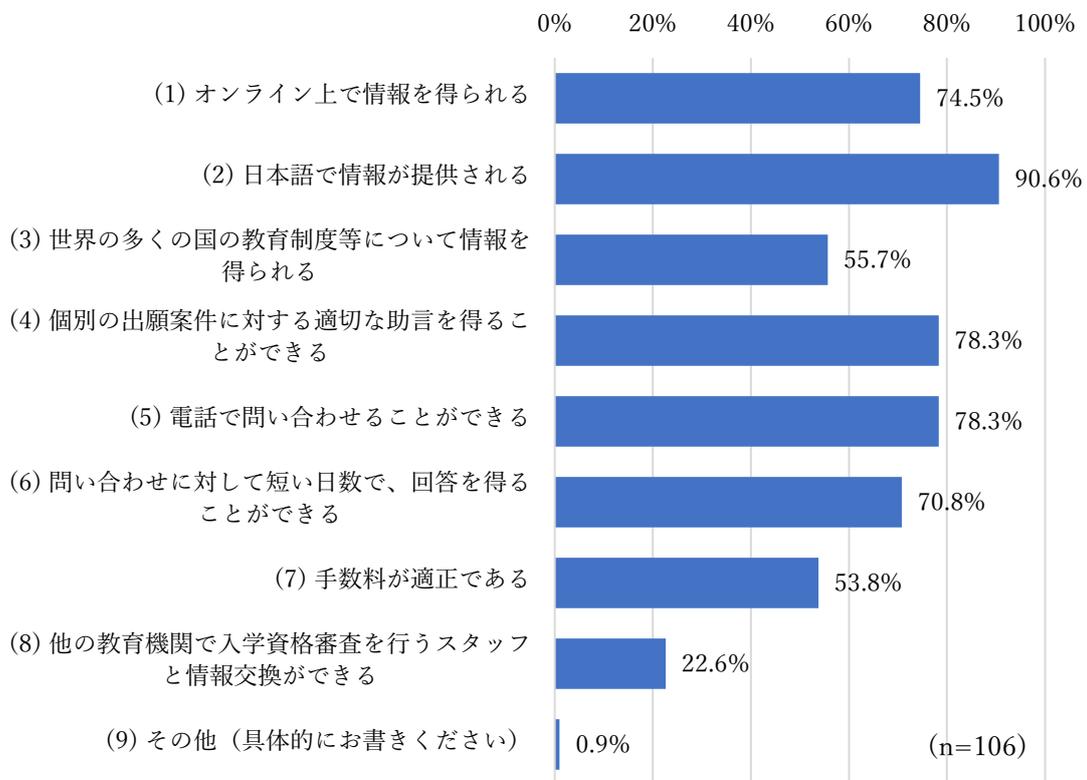


図 4-13 第三者機関に期待するサービス（短期大学）

表4-15と図4-13に示されているように、短期大学の入学資格審査を担当している部署が国内の第三者機関に最も求めるサービスは「日本語による情報（90.6%、n=150）」提供であった。次いで「個別の出願案件に対する適切な助言（78.3%、n=131）」と「電話による直接的な問い合わせ（78.3%、n=130）」を求めている。また、「オンライン上で情報」が得られることや「短期間での回答」を希望する部署は7割強、「世界の多くの国の教育制度等に関する情報」や「手数料が適切である」ことを望んでいる部署は5割強であった。「その他」の自由記述には「情報・助言等に関して無料で相談が受けられる」という無料サービスに関する意見が1件あがっていた。

第5章 専門学校

本章では、基本情報を尋ねた Q1.3 で、外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）に対する入学資格審査について、担当している審査の対象が、専修学校専門課程（専門学校）（n=283）であると回答した部署の結果（Q4 と Q5）について述べる。

1. 担当する志願者について（Q4.1）

Q4.1 貴部署では、外国における学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当していますか。あてはまるものをすべて選んでください。
【複数選択可】

表 5-1 Q4.1 の選択肢ごとの回答結果（専門学校）

項目	回答数 (n=283)
(1) 外国人留学生入学試験の志願者の入学資格審査を担当している	48
(2) 帰国生入学試験の志願者（外国の学校教育の学習歴を有する日本人及び外国人であって日本の永住権をもつ者）の入学資格審査を担当している	11
(3) 一般入学試験の志願者で、外国の学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している	37
(4) 外国での学習歴を有する志願者だけでなく、すべての志願者の入学資格審査を担当している	191
(5) その他：具体的にお書きください	24



図 5-1 入学資格審査の対象（専門学校）

専門学校において、外国の学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査を担当する7割弱（67.5%、n=191）の部署は「すべての志願者」に対する入学資格審査を実施していた。また、「外国人留学生入学試験の志願者」の審査を担当している部署は17.0%（n=48）、「一般入試で、外国の学校教育の学習歴を有する者」に対する審査を担当する部署の割合は13.1%（n=37）であった。一方、「帰国生入学試験の志願者」を担当していると回答した部署の割合は3.9%（n=11）であった。

「その他」の記述内容をまとめると、以下のとおりである。記述のうち、受け入れ体制が整っていない場合を含め、受け入れの実績なしまたは該当なしという例が多く見られた。一方、日本語学校を持っている専門学校では現地に赴き面接を行い、現地の学校と学歴等を確認している例も見受けられた。

- 留学生受け入れの実績はない。
- 留学生がおりません
- 本校での留学生及び外国での学習歴を有した学生の入学、志願はない。
- 当校では、入試委員会を設け、全ての入学志願者について入学資格審査を行っており、担当部署ではその取りまとめを行っている。
- 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成31（2019）年3月修了見込みの者
- 中等教育まで1条校での学習歴のない外国籍志願者の入学審査も担当
- 受入体制が整っていないため、外国人留学生を受け入れていない
- 受け入れ実績なし
- 受け入れてない
- 受け入れていない
- 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 ①外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 ②文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者 ③文部科学大臣の指定した者 ④文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者、及び合格見込であることが証明される者
- 現在のところ、外国人もいないためすべての受験者に対し入学資格審査は未実施
- 現在、外国人の受け入れはありません。
- 該当なし
- 該当なし
- 外国人留学生入学試験は行っていません。
- 外国人留学生及び外国での学習歴を有する志願者の受け入れは現在行ってない
- 外国人の入学希望者がいないため、留学生等の審査担当は配置していない
- 外国における学校教育の学習歴を有する者の入学はいない
- 外国における学校教育の学習歴を有する者の受け入れなし
- 我が校には日本語学校があり、そこから入学する学生については、入国する前に現地に赴き面接をし、現地の学校と学歴等を確認の上、入国管理局を通して入学させている学生たちが入学しているので改めて審査はしていない。
- 過去に外国における学校教育の学習歴を有する者からの出願はなかった
- 部署はない

2. 学科における担当範囲について (Q4.2)

Q4.2 貴部署の担当範囲は、貴校のすべての学科ですか。それとも、一部の学科だけですか。いずれか 1 つを選び、一部の学科を担当している場合は学科名をお教えてください。

【1つ選択して記述】

表 5-2 Q4.2 の選択肢ごとの回答結果 (専門学校)

項目	回答数 (n=283)
(1) すべての学科の入学資格審査を担当している	252
(2) 一部の学科の入学資格審査を担当している：該当学科名をご記入ください	31

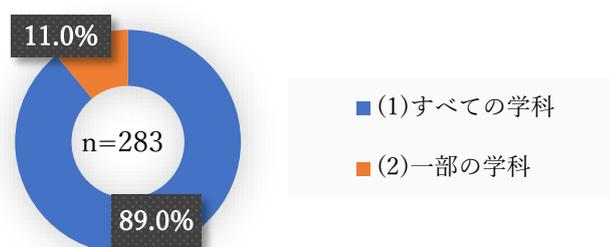


図 5-2 学科における担当範囲 (専門学校)

専門学校では9割弱の部署は(89.0%、n=252)すべての学科の入学資格審査を担当していた。また、一部の学科を担当していると回答した部署は11.0%(n=31)であり、記述された学科名を分野別に整理した結果は表5-3と図5-3に示すとおりである。図表からわかるように、看護学科を含む「医療関係」の分野が最も多く、次いで自動車整備科や情報システム等を含む「工学関係」、デザインや法律学等の「文化・教養関係」、会計や情報ビジネス等の「商業実務関係」の分野の順に続く。

表 5-3 分野別による結果 (専門学校)

工業関係	農業関係	医療関係	衛生関係	教育・社会 福祉関係	商業実務 関係	文化・教養 関係	その他*
8	1	12	3	2	7	8	5

(注) 分野の区分は文部科学省の専修学校の学科及び各種学校の課程のコード表による。

* 「その他」は実績及び該当なしの数である。

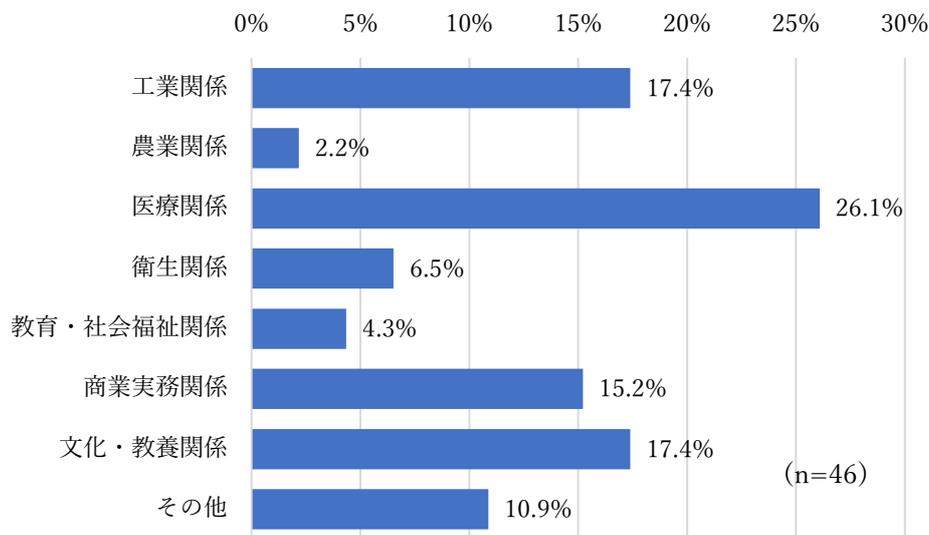


図 5-3 分野別による結果（専門学校）

3. 個別の入学資格審査の担当部署について（Q4.3）

Q4.3 入学志願者が日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校に対応する12年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから高等学校卒業者に準ずる学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は貴校においてどちらの部署が担当していますか（学校教育法施行規則第183条第3号）。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 5-4 Q4.3の選択肢ごとの回答結果（専門学校）

項目	回答数 (n=283)
(1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している	208
(2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している	27
(3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ担当部署名をお教えください	11
(4) その他：具体的にお書きください	37

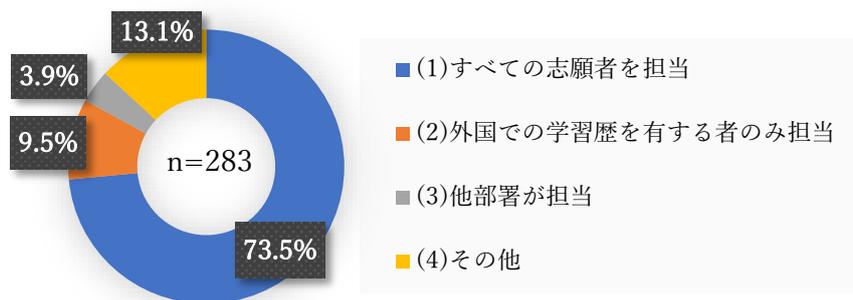


図 5-4 個別入学資格審査の担当部署（専門学校）

専門学校では、一つの部署がすべての志願者について「個別の入学資格審査」を担当している割合は7割強（73.5%、n=208）であり、外国での学習歴を有する者についてのみ担当している割合は1割弱（9.5%、n=27）であった。一方、11部署（3.9%）が他部署で担当していると回答しており、担当部署名には入学広報室、教務課、留学生サポートセンター、学園本部、部長以上の先生たち、副学校長、日本語学科等が記述されていた。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりであり、該当なし及び実績なしという回答が多数を占めている反面、県の健康福祉部保健医療局に相談しているといった例もあった。

- 「個別の入学資格審査」は実施していない。
- 12年の学校教育の課程を修了した者及び大検合格者
- 12年の学校教育の課程を修了していない場合は入学を認めていないため、個別の入学資格審査はしていない
- これまでに担当したことはないが、該当あれば当部署が担当する
- 外国における学校教育の学習歴を有する者の入学はいない
- 外国人の入学希望者がいないため、留学生等の審査担当は配置していない
- 各部署の上層部が集まり、判定会議を行う
- 学校の組織を横断的に構成している入試委員会にて担当している。
- 学校運営会議にて入学資格審査を行っている
- 学則にのっとり、卒業もしくは修了していない入学志願者については対応していない
- 教務部との連携で審査しております。
- 県の健康福祉部保健医療局に相談
- 現在、外国人の受け入れはありません。
- 現状、個別の入学資格審査は行ったことがない。
- 現状、個別の入学資格審査は行っていない。
- 個別の入学資格審査は実施しておらず、12年の課程を修了していない場合は受け入れていない
- 個別の入学資格審査を行う部署は設置していない
- 高校を卒業したものと同等以上の学力が認められる者
- 高卒者のみ入学

- 国家資格取得において高等学校卒業者の資格が必要な学科は実施していません
- 受験資格に「12年以上の学校教育を修了している」が必須となっている。
- 全ての志願者について他部署と担当している
- 全ての志願者について複数部署の人員で担当している
- 特別に対応する部署は設置していない。
- 日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校に対応する12年の学校教育の課程を修了していない場合は入学資格がないので受け付けない
- 入学試験会議で審査
- 入学事務局で担当（学生サービスセンター・広報センター）
- 入学できない
- 受け入れていないので担当不明
- 受け入れてないので部署無し
- 受け入れ実績なし
- 受け入れ実績なし
- 受け入れ実績なし。
- 受け入れ体制なし
- 留学生なし
- 該当なし
- なし

4. 入学志願者数と合格者数について（Q4.4、Q4.5）

Q4.4 貴部署で入学資格審査を担当している学科について、2017年度（2018年3月末現在）の入学志願者の総数と合格者の総数（日本人及び外国人）を、それぞれ教えてください。【数値入力】

注1: 複数の学科の審査を担当している場合には、各学科の数値の総計をご記入ください。

注2: 半角で入力をお願いします。

注3: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

Q4.5 貴部署で入学資格審査を担当している学科について、2017年度（2018年3月末現在）の外国人留学生の入学志願者数と合格者数を、それぞれ教えてください。【数値入力】

注1: 外国人留学生とは、「留学」の在留資格を持つ外国人学生を指します。

注2: 複数の学科の審査を担当している場合には、各学科の数値の総計をご記入ください。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 5-5 Q4.4 と Q4.5 の回答結果（専門学校）

	Q4.4：日本人及び外国人		Q4.5：外国人留学生	
	入学志願者	合格者	入学志願者	合格者
有効回答数	283	283	227	227
不明：「x」	15	11	2	2
0	34	35	132	139
無回答	0	0	56	56

表 5-5 は専門学校の入学資格審査を担当している学科における日本人及び外国人と外国人留学生の志願者数と合格者数に関する問いへの回答結果を示している。また、それぞれの平均値等についての分析結果は表 5-6 に示すとおりである。一つの部署で審査を担当する入学志願者総数（日本人及び外国人）の平均値は 138 人、合格者数の平均値は 105 人であった。また、外国人留学生の志願者数と合格者数の平均値はそれぞれ 27 人、19 人であった。さらに、日本人及び外国人の総数に対して外国人留学生が占める割合は入学志願者については 20.2%、合格者については 18.2%であった。なお、外国人留学生の合格率は 68.2%であった。

表 5-6 入学志願者数と合格者数の平均値等（専門学校）（2017 年度、単位：人）

	日本人及び外国人		外国人留学生	
	入学志願者 (n=234)	合格者 (n=238)	入学志願者 (n=225)	合格者 (n=225)
平均値	138	105	27	19
標準偏差	117.19	94.41	76.36	51.18
中央値	105	76	0	0
最大値	614	616	464	365
最小値	1	0	0	0
外国人留学生比率			20.2%	18.2%
外国人留学生の合格率				68.2%

5. 日本語教育機関で学習した外国人留学生の入学志願者数について（Q4.6）

Q4.6 外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた者の数をお教えてください。2017 年度（2018 年 3 月末現在）の状況をお答えください。【数値入力】

注 1: 複数の学科の審査を担当している場合には、各学科の数値の総計をご記入ください。

注 2: 日本語教育機関とは、法務省の告示により定められた日本語教育機関を指します。

注 3: 半角で入力をお願いします。

注 4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

表 5-7 日本語教育機関で学習した外国人留学生数の平均値等(専門学校)(2017年度)

		日本語教育機関での学習者
有効回答数		92
	不明:「x」	2
	0	8
無回答		191
(n=90) (単位:人)	平均値	58
	標準偏差	99.37
	中央値	11
	最大値	458
	最小値	0
日本語教育機関での学習者率		84.7%

専門学校における外国人留学生の入学志願者のうち、日本語教育機関で学習した者の平均値は 58 人、中央値は 11 人であった。また、外国人志願者数に対する日本語教育機関で学習した者の比率は 84.7% であり、専門学校に志願する多くの外国人留学生は日本語教育機関で学習していたことがわかる。

6. 外国人留学生の出身国・地域について (Q4.7)

Q4.7 貴部署で審査を担当している学科への入学志願者のうち、外国人留学生の出身国・地域として多かったものを、以下の中から 3 つまで選んでください。2017 年度 (2018 年 3 月末) の状況をお答えください。【3 つまで選択】

表 5-8 Q4.7 の選択肢ごとの回答結果 (専門学校)

	回答数(n=92)
(1) 中国	46
(2) ベトナム	56
(3) ネパール	33
(4) 韓国	17

表 5-8 Q4.7 の選択肢ごとの回答結果（専門学校）（続き）

(5) 台湾	17
(6) インドネシア	6
(7) タイ	0
(8) スリランカ	18
(9) マレーシア	0
(10) ミャンマー	7
(11) 米国	1
(12) バングラデシュ	3
(13) その他	8
無回答	191

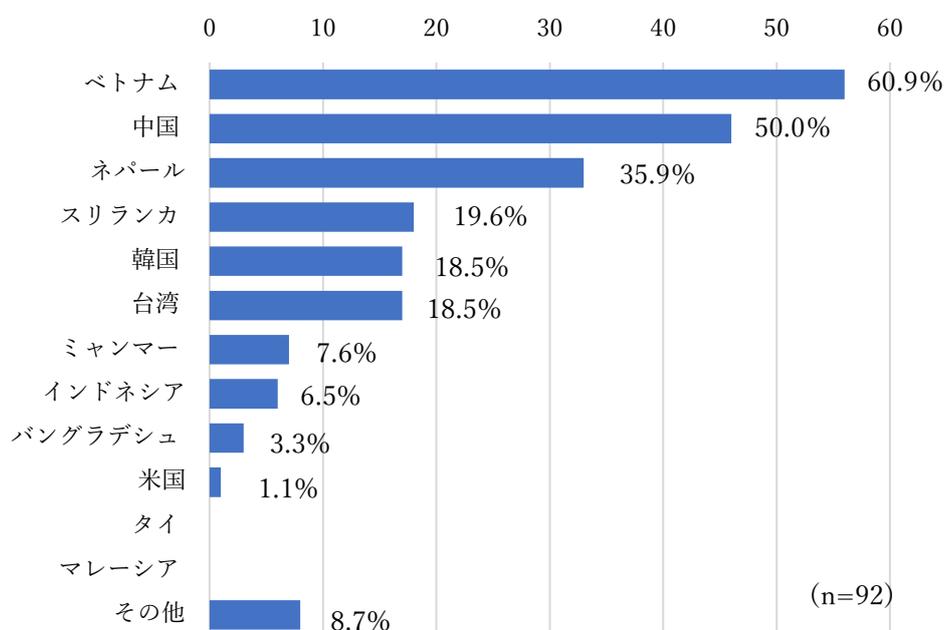


図 5-5 外国人留学生の出身国・地域（専門学校）

専門学校に志願する外国人留学生の出身国・地域としてはベトナムが6割（60.9%、n=56）で最も多かった（表 5-8、図 5-5）。次いで、中国（50.0%、n=46）、ネパール（35.9%、n=33）、スリランカ（19.6%、n=18）の順に続き、韓国と台湾は18.5%（n=17）で並んでいる。これらの出身国と比較し、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、米国からの志願者は少ない。

「その他」に記述された出身国・地域には、フィリピンが4件で、モンゴル、パキスタン、エジプト、ウズベキスタンが各々1件であった。

7. 入学資格判断に時間がかかった事例について (Q4.8)

Q4.8-1 外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、専門学校への入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった事例がありましたか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

表 5-9 Q2.8の選択肢ごとの回答結果 (専門学校)

項目	回答数 (n=92)
(1) あった	22
(2) なかった	65
(3) わからない	5
無回答	191

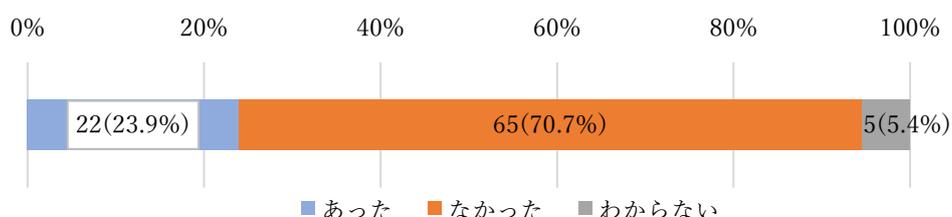


図 5-6 入学資格判断に特に時間のかかった事例の発生の有無 (専門学校)

専門学校において外国での学習歴を有する志願者への入学資格審査で、入学資格を有するか否かを判断するのに「特に時間がかかった事例」の有無については、事例があったと答えた部署は2割強 (23.9%、n=22) であり、約7割 (70.7%、n=65) の部署では、特に時間のかかった事例がなかったと回答した (表 5-9、図 5-6)。

Q4.8-2 「(1) あった」と答えた方は、どれくらいの割合で発生したかについて、下記の目盛りに、該当するおおまかな発生頻度 (%) を示してください。わからない場合は「不明」をチェックしてください。2017年度 (2018年3月末) の状況をお答えください。【数値選択】

発生頻度 (%) 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 不明

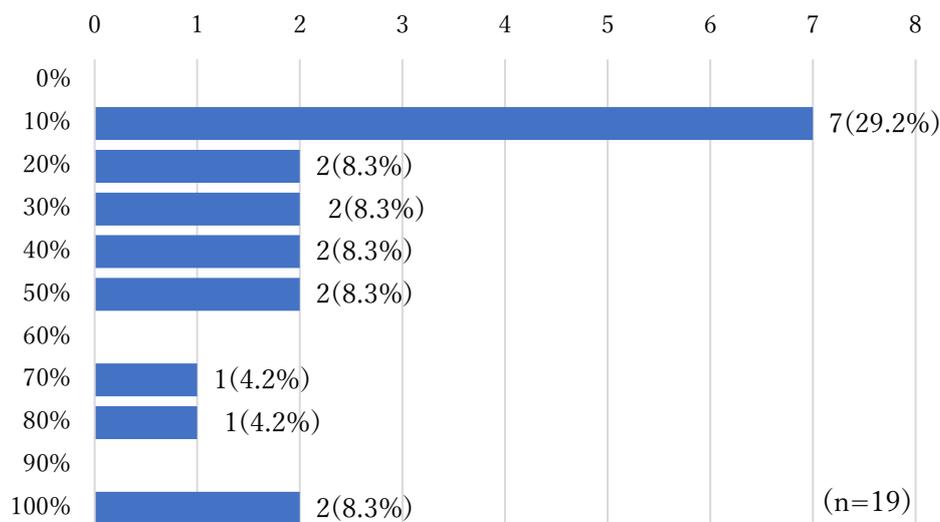


図 5-7 特に時間のかかった事例の発生頻度（専門学校）

特に時間がかかった事例があったと答えた 22 部署のうち、19 部署が発生頻度について回答した（図 5-7）。そのうち、発生頻度が「10%」であると回答した部署は 7 件であり、「20%」から「50%」までと「100%」がそれぞれ 2 件、「70%」、「80%」が 1 件であった。

8. 入学資格判断に時間がかかった理由について（Q4.9）

Q4.9 外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった理由をお教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 5-10 Q4.9 の選択肢ごとの回答結果（専門学校）

項目	回答数 (n=22)
(1) 日本語か英語で入手できる情報が少なかった	6
(2) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからなかった	8
(3) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少なかった	7
(4) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できなかった	2
(5) 志願者が、複数の国（地域）で学校教育を受けていた	0

表 5-10 Q4.9の選択肢ごとの回答結果（専門学校）（続き）

(6) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった	7
(7) 志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関（インターナショナルスクールなど）が含まれていた	4
(8) 提出書類（証明書等を含む）に虚偽があった	2
(9) その他（具体的にお書きください）	2
無回答	261

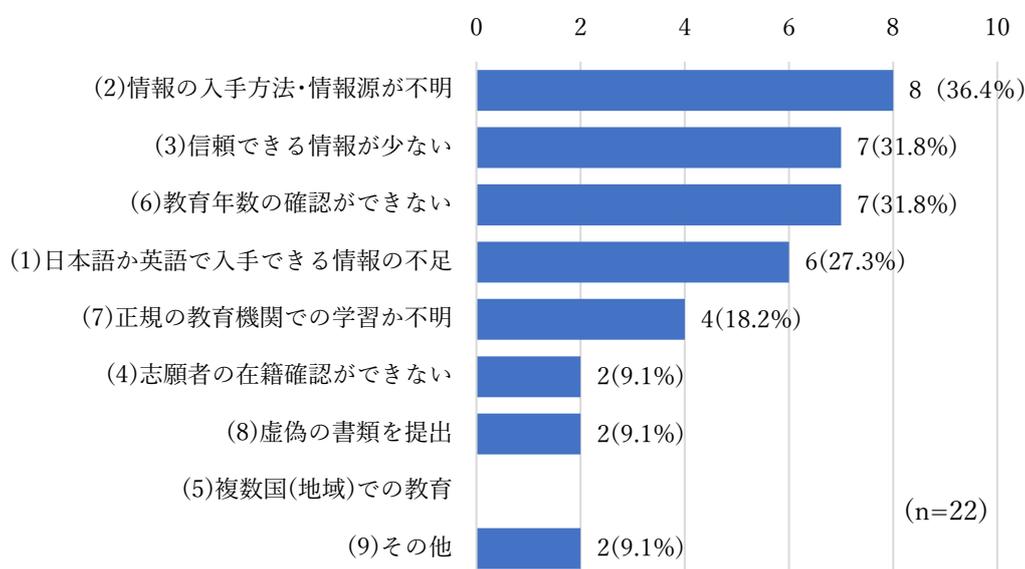


図 5-8 入学資格審査の判断において、特に時間のかかった理由（専門学校）

表 5-10 と図 5-8 でわかるように、専門学校では「情報の入手方法・情報源が不明(36.4%、n=8)」、「信頼できる情報が少ない(31.8%、n=7)」、「教育年数の確認ができない(31.8%、n=7)」、「日本語か英語で入手できる情報の不足(27.3%、n=6)」といった理由により入学資格判断に特に時間がかかっていた。また、「志願者の在籍確認ができない」、「虚偽の書類を提出」の理由で時間がかかったと回答した部署はそれぞれ 2 件で少なかった。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりである

- 経費支弁について
- 日本語教育機関で得た日本語能力の有無や専門学校へ入学後に支障がないかの判断

9. 入学資格審査のしかたの違いについて (Q4.10)

Q4.10 外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 5-11 Q4.10 の選択肢ごとの回答結果 (専門学校)

項目	回答数 (n=82)
(1) どちらの場合でも入学資格の審査のしかたに違いはない	59
(2) 渡日後に日本語教育機関で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	8
(3) 渡日後に国内の学校で学んだ者の審査は簡略化している (よろしければ具体的にお書きください)	5
(4) その他 (具体的にお書きください)	14
無回答	201

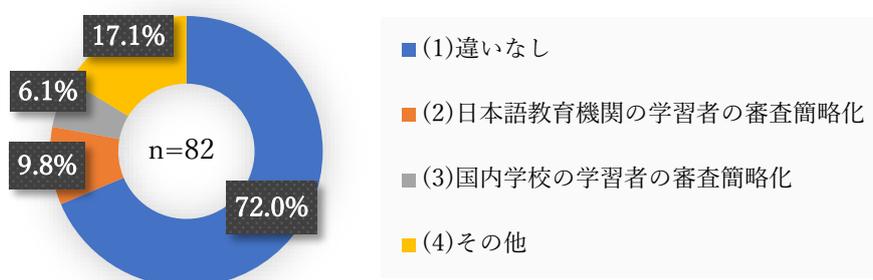


図 5-9 日本語教育機関等の学習者と外国からの直接志願者間の入学資格のしかたの違い (専門学校)

専門学校の7割強の部署は(72.0%、n=59)、外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、同一のしかたで入学資格を審査していると回答した(表 5-11、図 5-9)。また、渡日後に日本語教育機関で学んだ者の審査を簡略していると回答した専門学校の部署は8件(9.8%)であり、記述のあった例は以下のとおりである。

- 外国から直接志願した者の中には、入管の指定に従い母国最終学歴の卒業証書原本を提出してもらっている国もあるが、日本語教育機関で学んだ者に関しては、全て卒業証書の写しで審査している。
- 学歴や書類などの翻訳など全て日本語教育機関が担当しているので、書類の審査など簡略になっております。

- 渡日前の学生が本校に入学する基準は、日本語能力試験（JLPT）でN1（1級）またはN2（2級）に合格した人もしくは、「日本留学試験」（EJU）を日本国外で受験し、日本語科目（読解・聴解及び聴読解の合計）で200点以上を取得した人が対象です。渡日後の方は、資格がなくても日本語学校で6か月以上学ばれていたなら、入学は可能になります。
- 日本語教育機関卒業者は外国において高等学校に対応する12年の学校教育の課程を修了しているため
- 母国で12年間の教育を受けた証明書も在籍していた日本語学校が所有していたため、願書に副本が添付されていた。日本語学校にも6ヶ月以上在籍していた証明があるかを確認する程度で済んでいる。信頼性もある。

また、渡日後に国内の学校で学んだ者の審査は簡略していると回答した専門学校の部署は5件（6.1%）であり、記述のあった例は以下のとおりである。

- 経費支弁関係書類について母国の証明書は求めない
- 専門学校・大学卒業者は外国において高等学校に対応する12年の学校教育の課程を修了しているため
- 専門学校と大学

「その他」の自由記述に回答した専門学校では外国から直接志願した者がいない、または日本語教育機関で学んだ者のみを審査しているようである。

- 外国からの直接志願した方がいなかった
- 外国からの直接志願者はいない
- 外国から直接志願した者がいないため、比較ができない。
- 外国から直接志願した者に入学資格は与えられない
- 外国から直接志願した者はいない
- 外国から直接志願した者は受け入れたことがない
- 国内の日本語教育機関で学んだもののみ入学を認めている
- 国内の日本語教育機関で学んだ者のみ対象
- 出願の条件として、国内の日本語教育機関で学んでいることがあり、外国からの直接志願は受け付けていない。
- 日本語学校の卒業した外国人のみ対象としています。直接現地から入学させることはやっていません。
- 日本語教育機関で学んだもの以外の入学者がこれまでにいない
- 日本語教育機関で学んだ者のみ審査を行っている
- 日本語教育機関で学んだ者を出願資格としている
- 本校は、外国から直接志願した実績はない。

10. 入学資格審査における難しさ及び苦勞について（自由記述）（Q4.11）

Q4.11 外国での学習歴を有する志願者が、専門学校への入学資格を有するか否かを審査する上で、どのような点にむずかしさを感じていますか。また、どのようなことに苦勞されましたか。これまでのご経験をふまえ、国名等も含めて具体例をお聞かせください。【記述】

専門学校で感じている入学資格審査への難しさや苦勞について、複数回指摘された事項や特徴的な事項としては、学習歴を含む教育制度等の違いから生じる問題、証明書等の真偽確認が多く見受けられた。また、志願者の日本語能力問題を指摘した例も少なくなかった。さらに、授業料等の支払いに関する支弁能力への懸念や、入学する理由が学習的なものではない等の留学目的が疑わしいと指摘する例も見受けられた。具体的な記述内容は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> 1、支弁者の支弁能力の有無。2、卒業証書の真偽。3、成績評価の仕方
<ul style="list-style-type: none"> 1. 志願者の外国において終了した学校教育の課程が入学資格に必要な年数を満たしているかの判断が難しい。 2. 日本語能力試験 N2 級以上に合格していない志願者においては、日本語能力が低く、出願の際の書類不足等のやりとりで意思疎通ができず、大変苦勞する場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> いずれにせよ語学力が問題になるため、専門的な知識を習得できるものがあるか否かが問題になる
<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、ベトナム国籍の留学生の志願率が非常に高くなっている。彼らは日本語学校在籍時の出席率は問題ないが、日本語能力に不安が残る。当校の募集要項には出席率（90%以上）の基準しか明記していないため、実際入学してからの学習力に影響があり、講師の指導の悩みどころとなっている。
<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力が低い。非漢字圏の学生は漢字の読み書きが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> これまでに出席履歴のない国や教育制度が違う国からの出願者の最終学歴について本学の入学資格を満たすかどうか、すぐに判断できないことがあります。例えば今年バングラディッシュの高校を卒業した方からの出願がありましたが、提出された最終学歴証明書に「卒業した」という記載ではなく「～の試験に合格した」というような記載がありました。これは卒業したとみなしていいのかわかるか、日本語学校の先生に問い合わせして確認しました。このように判断できないことがあったら、まず当該国からの留学生を受け入れている日本語学校の先生方にご教示いただき、判断することが多いです。
<ul style="list-style-type: none"> これまで、本校に入学する前に必ず日本での学習歴がある学生の入学対応しか担当したことがないので、特に難しさは感じていない。
<ul style="list-style-type: none"> これまで専門課程への入学希望者はごく数名であり、入学資格も明確であったため、そのような経験はありませんが、本学園高等部への入学を希望するアフガニスタン人について入学資格の判断に時間を要したことがあります。
<ul style="list-style-type: none"> スリランカ学生の出席率
<ul style="list-style-type: none"> ネパール・・・現地大学の卒業証明書の発行が日本入国後であり、大学教育を終えた時期と日付のズレがあった。

<ul style="list-style-type: none"> ネパールの方であり、外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものであるかを確認する際に、法に該当する学校教育課程であったかなど修了の証明としての卒業証明等の入手が可能かを確認することなどに苦労した。
<ul style="list-style-type: none"> フィリピンの初等・中等教育を旧制度で履修した受験志願者。日本の初等・中等教育に比べ2年間少なかった。卒後、高等教育での資格と日本語能力検定等を総合的に審査した。
<ul style="list-style-type: none"> ブラジル国籍で、幼い頃から日本在住であるが卒業した高等学校がブラジルにある高校の系列のようで、教育を受ける際の言語が日本語ではないため、日本語力が乏しかった。学習歴や学習内容など卒業高校そのものの位置づけが前例のないことだった為、判断に時間がかかった。
<ul style="list-style-type: none"> ベトナム・授業についていけるか（語学力） ・授業料等の支払いは問題なくできるか
<ul style="list-style-type: none"> ベトナムからの留学生は、専門学校や大学を卒業して留学してくるが、本当に留学が目的なのか疑わしい留学生も多いと思うが、入学時点での判断には苦慮する。日本語学校を經由している留学生なので、ある程度経費支弁についても入管が認めている外国人であるので、改めて、親の所得証明などの提示は行っていない。ただし、資格外活動だけで、留学中の経費を賄うような外国人は、詳しく内容を確認しているが、海外送金をすると言えば、それ以上は追求できない。
<ul style="list-style-type: none"> ベトナム人学生は英語があまり通じない。
<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの学生が我が校の日本語学校で学んだ学生なので特に難しさを感じることはないです。
<ul style="list-style-type: none"> モンゴル、マレーシア、ロシア等からの入学希望者のうち高卒者は、11年教育の為、専門学校への入学は可能である反面、卒業後に日本での大学進学が難しい。母国で大学1年生終了後の入学を勧めるケースがあり、11年教育の国の大学入学への道を検討して頂きたい。
<ul style="list-style-type: none"> モンゴルの学生ですが、飛び級が存在するようでそのことをこちらが理解していなかった。
<ul style="list-style-type: none"> 以前の香港のような、11年教育の国。
<ul style="list-style-type: none"> 一律に高校卒業以上かの確認ではなく、出身国によっては12年の課程修了確認のために、中退した学校の在籍歴などを確認する必要がある点。
<ul style="list-style-type: none"> 外国からの直接の入学希望者はいないため、この件に関しましては特に苦労しておりません
<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生の入学実績が少ないので、入学資格審査の基準を適正に定めること、また入学後の留学生修学意欲の確認など
<ul style="list-style-type: none"> 学習履歴が不明確な場合がある（ベトナム・ネパール）
<ul style="list-style-type: none"> 漢字圏以外の国からの留学生の受け入れについては、出願手続においても難しいことが多いと感じます。
<ul style="list-style-type: none"> 教育制度や学校制度について、正確な情報の入手方法や情報源が分からない場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 教育歴の確認
<ul style="list-style-type: none"> 近年は、中国や韓国などにおいても英語で学歴証明書を出す学校も多くなったように感じる。中国語や韓国語については、日本語訳をしたものの提出をしてもらっているが、英語の場合はそのまま書類を提出して来る。しかし、本校に英語に精通している職員がいるわけではないので、審査の前段階で非常に手間がかかっている。
<ul style="list-style-type: none"> 経費支弁情報の信憑性に対する判断（国は問わず）
<ul style="list-style-type: none"> 現地の学校卒業に関する書類について、英語以外の言語である場合、和訳書類との整合を取りにくい。特にスリランカが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 公的な機関による公証書の提出が困難な場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 国によっては、学校教育を12年間受けているかどうかについて。

<ul style="list-style-type: none"> • 国によっては11年教育の場合もあり、12年教育と同等と判断して良いか、日本語教育機関において準教育課程を1年以上修了しなくてはならないかの判断。
<ul style="list-style-type: none"> • 志願者の母国へ直接問い合わせをしたが、言葉の壁があり詳細まで確認することが困難であった。そのため、志願者の母国語が話せる職員を雇うなどして行ったこともある
<ul style="list-style-type: none"> • 資格証明関係の書類が原語のため理解できなかったことがあった。
<ul style="list-style-type: none"> • 受け入れの前例がない国の情報について質問できる適当な機関が分からない
<ul style="list-style-type: none"> • 就学する上で必要な生活費や学費等支弁者の書類をとるのに時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> • 出席や成績が良くても、在学中の学費の支払い状況までは分からない為、入学後学費を滞納する学生が多々いる。
<ul style="list-style-type: none"> • 前述にもあるように、専門学校卒業後は日本企業への就職を目指します。その上で、授業についていくための日本語能力は不可欠となります。それを筆記・面接試験でどう判断するか、常に慎重に且つ正確に行っているところです。
<ul style="list-style-type: none"> • 卒業証明書の提出を求め受理できるまでの期間猶予の見通しが立て難く、また想定機関より長いこと。志願者の出願時期によるし、留学生募集要項で想定に基づき予め留意事項として促す必要があった。
<ul style="list-style-type: none"> • 提出された証明書等を目にしても、それが何の証明かすぐに理解することが難しく、内容確認するのに、こちら側の時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本のマナーや習慣について、教えることに苦労している。 留学生間でも語学力に差があり、授業についていけないのか不安。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本の高等学校卒業と同等と認めることができるかどうかの判断
<ul style="list-style-type: none"> • 日本の日本語学校から志願をされる方しかいないので現在は問題がないが、直接入学志願される方の場合は審査の判断が難しいと思う
<ul style="list-style-type: none"> • 日本語学校からの志願者のため、特に問題なく入学資格の有無を判断できる。また、1例だけであるが、ベトナムからの直接応募についても、過去に日本で日本語教育機関(告示校)を修了している者なので、問題なく審査できた。
<ul style="list-style-type: none"> • 日本語能力の問題
<ul style="list-style-type: none"> • 日本語訳または英文訳の卒業証明書の発行に時間がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> • 母国での12年の教育を受けているかの判断
<ul style="list-style-type: none"> • 母国での最終学歴が日本語で翻訳しないままに出願に来ること
<ul style="list-style-type: none"> • 母国で卒業している学校が、中等教育を行っている学校かどうかの確認
<ul style="list-style-type: none"> • 母国の成績証明書や卒業証明書を翻訳しないで、そのまま出願される場合があり、一度、本校の留学生担当者に翻訳をしてもらってから審査を行わなければならない事がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 本校の場合、書類の提出が出来ない者、日本語での教育が受けられない、日本語能力の2級レベルに達しない者は出願ができません。
<ul style="list-style-type: none"> • 本当にその学校の勉強がしたいのか(本人希望は「ITビジネス」、当校は「IT(情報処理)」等の違いなど)、その部分をよく検討せずに、授業内容を吟味しなかったり、「友人が在学中なので」「紹介されたから」「恋人が進学するので、私も一緒に学校に行きたい」などの理由で入学を希望する学生がいる。特にスリランカなど。
<ul style="list-style-type: none"> • 留学生すべてに言えることですが、入学前よりも入学後のフォローが大変難しいです。学費の説明や、学ぶ年数の説明は入学前に行っていますが、100%伝わっているわけではなく、入学後トラブルが発生しやすいです。

特に学費面は、ベトナム、インドネシア、タイ、ミャンマーなどの学生が不安視しており、入学前に何度も確認することがあります。
・ 特にございません。しいて申し上げるのであれば音楽業界用語でコミュニケーションが日本語でとれるのかの判断です。
・ 特にありません
・ 特にありません
・ 特にはありません。
・ とくにございません。
・ 特になし
・ なし

11. 他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)

Q5.1 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、以下の機関や関係者に情報・助言等を求めたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 5-12 Q5.1 の選択肢ごとの回答結果 (専門学校)

項目	回答数(n=92)
(1) 駐日の外国公館(大使館、総領事館、外国政府代表部など)	6
(2) 文部科学省	7
(3) 志願者が外国で在学していた学校・高等教育機関	7
(4) 志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関	56
(5) 貴学／貴校の他部署の教職員	38
(6) 国内の他機関 (大学、専門学校など) で留学生の入学資格審査を担当している教職員	20
(7) 志願者本人	34
(8) 国内の情報・助言サービス (具体的にお書きください)	13
(9) 上記の機関や関係者に情報・助言等を求めたことはない	10
無回答	191

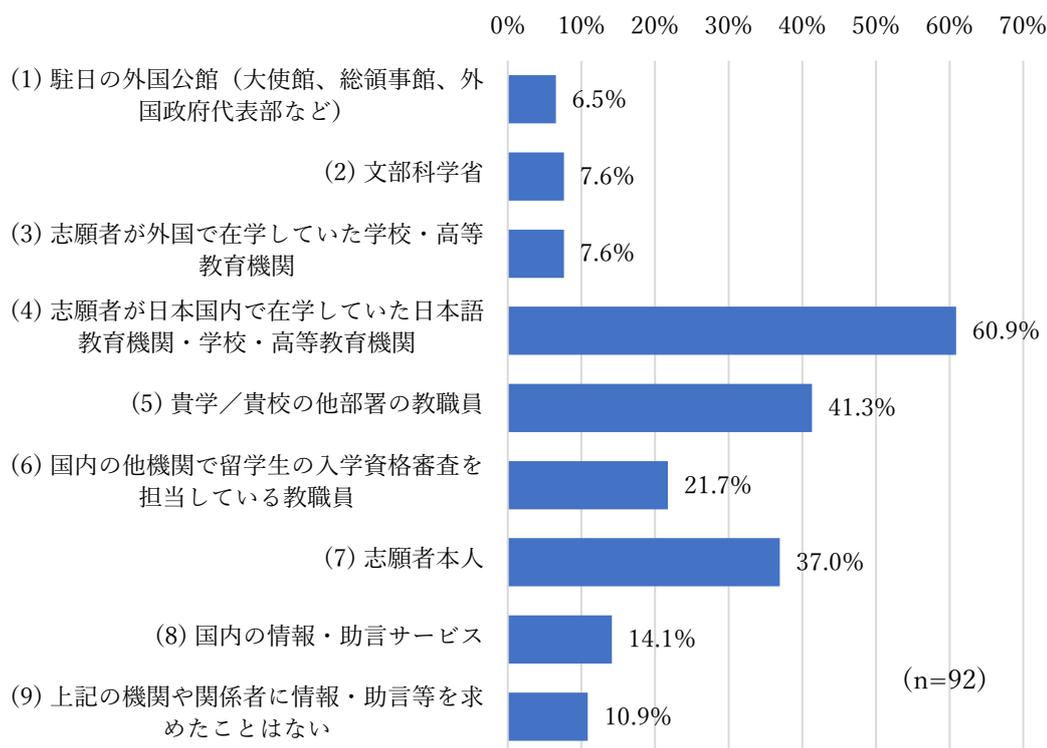


図 5-10 入学資格審査における他機関や関係者への情報・助言等の要求有無（専門学校）

9 割弱の専門学校の部署（89.1%、n=82）では、外国人留学生の入学資格審査において、(1)から(8)までの機関や関係者を対象に情報・助言を求めた経験があった（表 5-12, 図 5-10）。その問い合わせ先として最も多かったのは「志願者が在学していた国内の日本語教育機関・学校・高等教育機関（60.9%、n=56）」であり、多くの専門学校にとって最も頼りやすい情報源としての国内機関は日本語学校であるといえる。また、「貴学／貴校の他部署の教職員（41.3%、n=38）」、「志願者本人（37.0%、n=34）」、「国内の他機関で留学生の入学資格審査を担当している教職員（21.7%、n=20）」への問い合わせも 2 割から 4 割程度で利用していたことがわかる。一方、その他の「国内の情報・助言サービス」を利用した部署は 1 割強（14.1%、n=13）」であり、その問い合わせ先は、当該国の教育制度を研究している研究者、県の担当課、当該国のネット検索、全国専修学校各種総連合会、東京都専修学校各種学校協会、入国管理局といったところであった。また、「駐日の外国公館」、「文部科学省」、「志願者が在学していた外国の学校・高等教育」に情報・助言等求めたことのある部署は 1 割未満となっていた。

12. 個人の学歴を証明するサービスの利用有無について（Q5.2）

Q5.2 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、諸外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用したことがありますか。次の中から利用したことがあるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 5-13 Q5.2 の選択肢ごとの回答結果（専門学校）

項目	回答数 (n=73)
(1) World Education Services（アメリカの民間非営利の学位・資格評価機関）	0
(2) Nuffic（オランダ政府指定の学位・資格評価機関）	0
(3) UK NARIC（英国政府指定の学位・資格評価機関）	0
(4) 中国高等教育学生信息网（CHSI）またはその日本代理機構による学歴認証	8
(5) 中国教育部学位及大学院教育発展中心（CDGDC）による学位認証	6
(6) 外国の学歴の証明サービスを利用したことはない	61
(7) その他（具体的にお書きください）	2
無回答	210

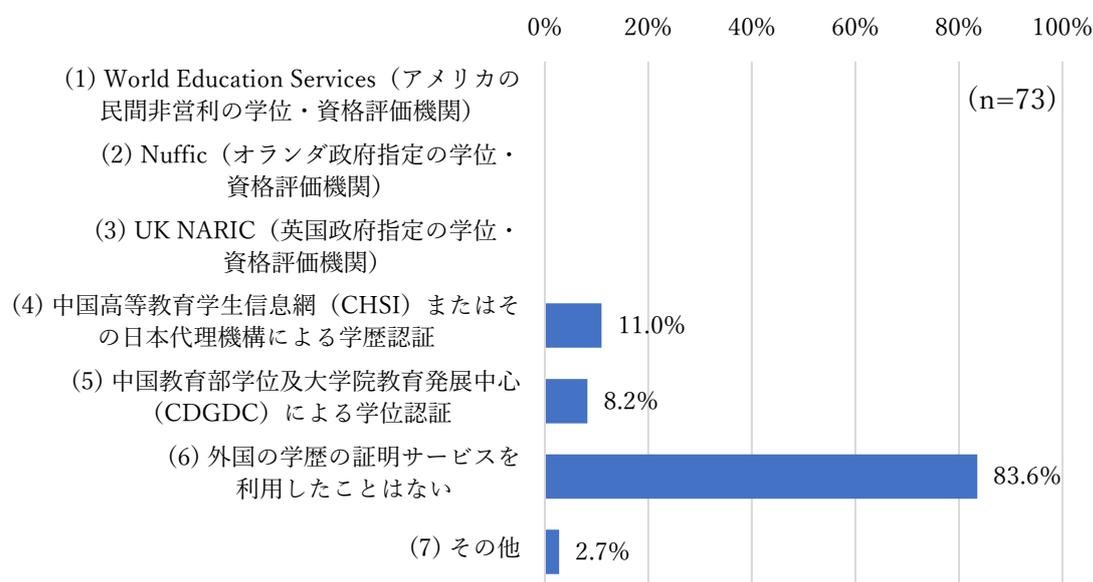


図 5-11 個人の学歴を証明するサービスの利用有無（専門学校）

外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用した経験について、8割強（83.6%、n=61）の専門学校の部署は外国の学歴の証明サービスを利用した

ことがなかった（表 5-13、図 5-11）。一方、サービスの利用経験のある部署で利用した外国の機関は、「中国高等教育学生信息网（CHSI）またはその日本代理機構（11.0%、n=8）」と「中国教育部学位及大学院教育発展中心（CDGDC）（8.2%、n=6）」であった。

13. 学内における取組みについて（Q5.3）

Q5.3 外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関して、貴学／貴校全体で取組んでいることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 5-14 Q5.3 の選択肢ごとの回答結果（専門学校）

項目	回答数 (n=283)
(1) 各部署の入学資格審査に必要な情報やデータが、学内／校内で共有・集約されている	68
(2) 入学資格審査の方法・手続き等について、学内／校内に共通のマニュアルがある	62
(3) 入学資格審査の基準を、学内／校内で統一的に定めている	125
(4) 志願者が提出した書類や審査の結果が、学内／校内で共有・集約されている	103
(5) そのような取組みは行っていない	97
(6) わからない	14
(7) その他（具体的にお書きください）	10
無回答	0

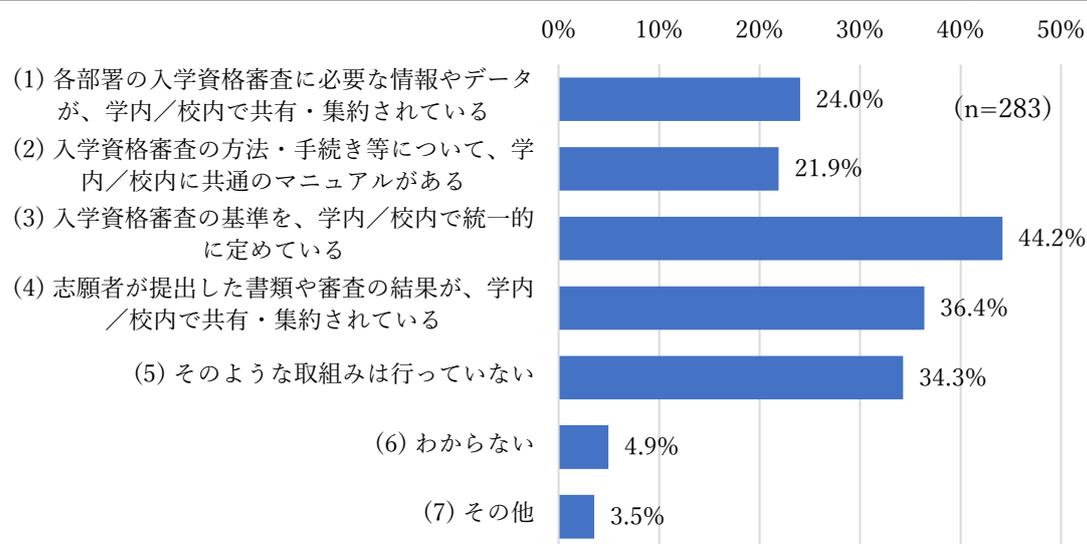


図 5-12 入学資格審査における学内の取組み（専門学校）

外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関して、多くの専門学校が全学レベルで取り組んでいたのは「統一的な入学資格審査の基準の設定（44.2%、n=125）」と「志願者が提出した書類や審査結果の共有・集約（36.4%、n=103）」であった（表 5-14、図 5-12）。一方、全学的な取組は行っていないと回答した専門学校も 3 割強を占めていた（34.3%、n=97）。

「その他」の具体的な内容は以下のとおりである。複数回指摘された事項や特徴的な事項としては、実績なし等を除いて、管轄県の担当者への問い合わせや厚生労働省の規約に従う（看護学校の場合）といった例が挙げられていた。

- 過去、外国での学習歴を有する志願者はいなかった。
- 看護学校なので、入学条件は厚生労働省の規約にある。
- 管轄する県の担当者にお問い合わせ
- 希望者なしのため前例がない
- 規定のみ
- 系列の日本語学科に留学する際に専門部署がチェックしている
- 現在、外国人の受け入れはありません。
- 現在、外国人留学生の受け入れについて検討段階のため、実績がない。
- 特別な限り受け入れていない
- 不明な点等は在籍していた日本語教育機関に照会依頼する

14. 第三者機関の利用可能性について（Q5.4）

Q5.4 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあれば、どれくらい利用すると思いますか。あてはまるものを 1 つ選んでください。【1 つ選択】

表 5-15 Q5.4 の選択肢ごとの回答結果（専門学校）

項目	回答数(n=282)
(1) 大いに利用すると思う	69
(2) ときどき利用すると思う	111
(3) あまり利用しないと思う	88
(4) まったく利用しないと思う	14
無回答	1

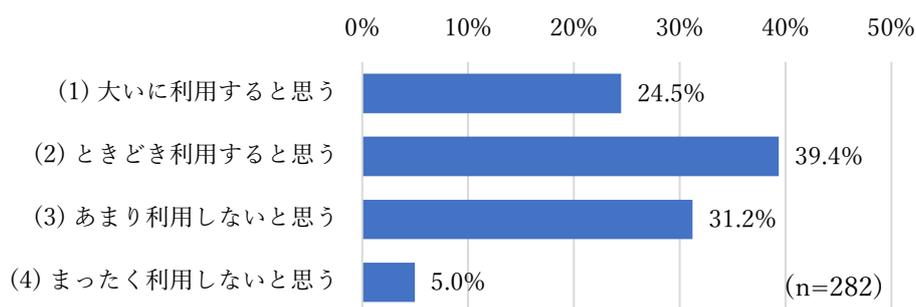


図 5-13 入学資格審査時の第三者機関の利用可能性（専門学校）

外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行う際に、情報・助言等が求められる第三者機関があれば利用するかに関する問いについて、専門学校の6割強の部署（大いに利用＋ときどき利用）は肯定的な姿勢を示した（表 5-15、図 5-13）。一方、利用しない（あまり利用しない＋まったく利用しない）と回答した部署は4割弱であり、これら部署の多くは外国人留学生の志願者数が0人であった。

15. 第三者機関に利用するサービス内容について（Q5.5）

Q5.5 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあった場合に、どのようなサービスを期待しますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

表 5-16 Q5.5 の選択肢ごとの回答結果（専門学校）

項目	回答数 (n=177)
(1) オンライン上で情報を得られる	139
(2) 日本語で情報が提供される	146
(3) 世界の多くの国の教育制度等について情報を得られる	79
(4) 個別の出願案件に対する適切な助言を得ることができる	112
(5) 電話で問い合わせることができる	127
(6) 問い合わせに対して短い日数で、回答を得ることができる	108
(7) 手数料が適正である	77
(8) 他の教育機関で入学資格審査を行うスタッフと情報交換ができる	39
(9) その他（具体的にお書きください）	10
無回答	106

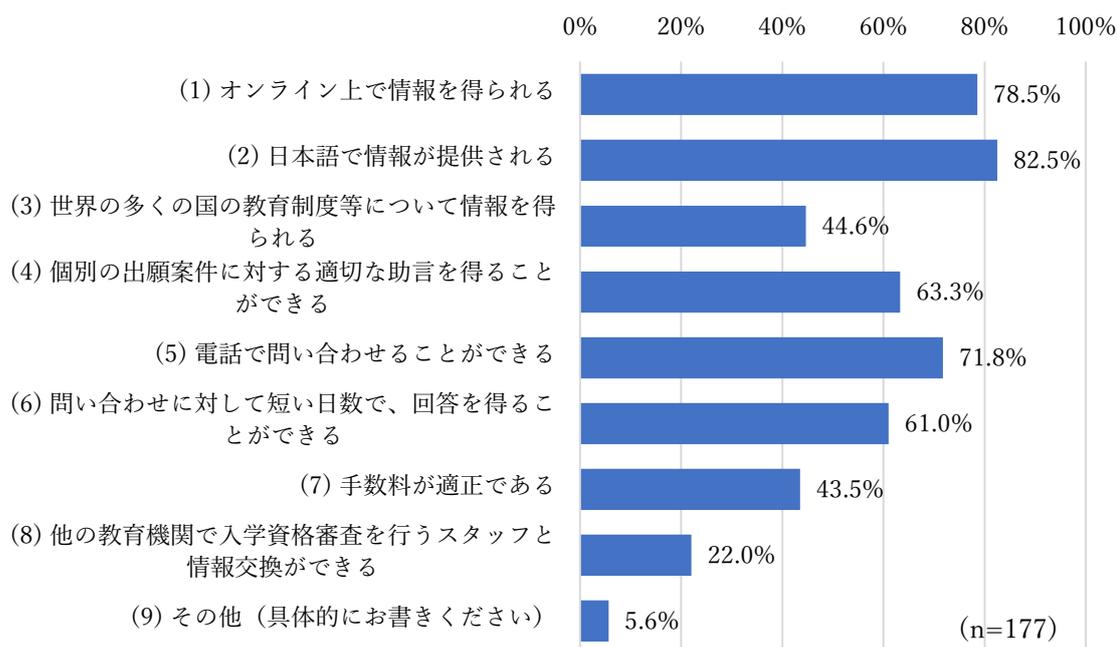


図 5-14 第三者機関に期待するサービス（専門学校）

表5-16と図5-14に示されているように、国内の第三者機関に求めるサービスに関する問いについて、8割強の専門学校では「日本語による情報提供（82.5%、n=146）」を最も期待している。次いで「オンライン上で得られる情報（78.5%、n=139）」、「電話による直接的な問い合わせ（71.8%、n=127）」が7割程度で、「個別の出願案件に対する適切な助言（63.3%、n=112）」と「短期間での回答（61.0%、n=108）」が6割程度で続く。さらに、「世界の多くの国の教育制度等に関する情報（44.6%、n=79）」や「手数料が適切である（43.5%、n=77）」ことを望んでいる部署は4割強であった。一方、「その他」の自由記述では「無料であれば利用する」旨の意見が多数であり、具体的内容は以下のとおりである。

- 有料なら利用できない。
- 無料であればなおいい。
- 無料だと活用しやすい
- 無償で対応して欲しい
- 費用がかからなければ利用したい
- 第三者機関なので無理かと思いますが、手数料がかからないこと
- 手数料無料
- 手数料がかかると利用しないと思う
- 現在は卒業証書の発行に時間がかかり、公正証書の作成にも更に時間がかかる。その国の教育制度も公に記されている物が無い。機構等で日本の高等学校の卒業証明書と同等に扱える証明書を作成していただくとありがたい。
- メールによる問合せが可能である

第6章 相互比較分析

本章では大学の学部、大学院、短期大学、専門学校の学校種別による相違及び特徴を確認するため、相互比較分析を行った結果について述べる。

1. 入学資格審査の担当部署と担当対象について

1.1. 入学資格審査の対象となる志願者（Q2.1、Q3.1、Q4.1）

外国における学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当しているかに関する問い（複数選択可）についての回答結果は図6-1に示すとおりである。大学の学部、大学院、短期大学、専門学校のすべての学校種において、すべての志願者に対する入学資格審査を担当している部署の割合は、大学院（86.7%）、短学（79.5%）、学部（79.1%）、専門学校（67.5%）の順に高かった。大学院は他の学校種に比べて、一つの部署ですべての志願者の入学資格審査を担当している割合が高く、専門学校は他の学校種に比べて入学資格審査の担当対象が分散されているといえる。

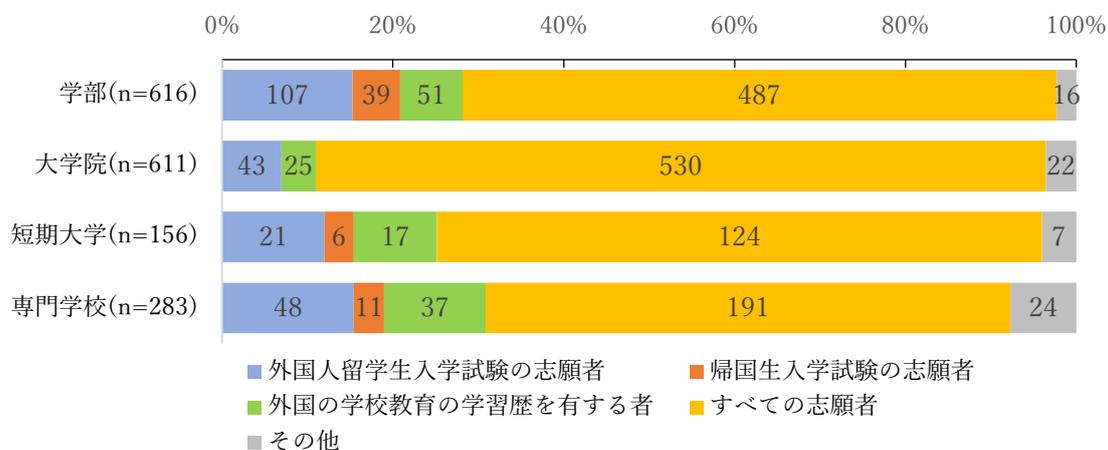


図 6-1 入学資格審査の対象となる志願者（学校種別）

1.2. 担当部署が扱う入学資格審査の範囲（Q2.2、Q3.2、Q4.2）

入学資格審査を担当する範囲について、すべての組織（学部・研究科・学科）なのか、一部の組織なのかを尋ねたところ、大学の学部、短期大学、専門学校においては「すべての組織を担当」している部署の割合は8割強から9割強を占めていた（図6-2）。一方、大

学院の場合は 6 割弱の部署は「すべての研究科を担当」、4 割強は「一部の研究科を担当」していた。

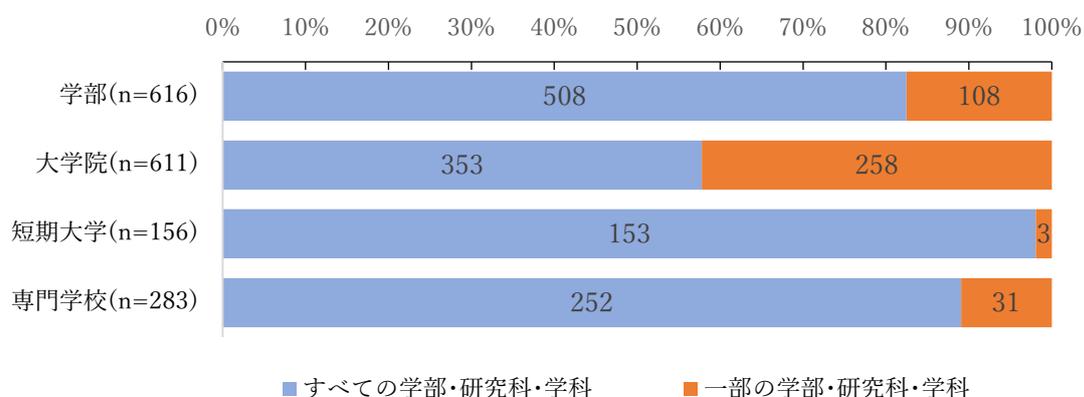


図 6-2 入学資格審査の担当範囲（学校種別）

1.3. 「個別の入学資格審査」状況（Q2.3、Q3.3、Q3.4、Q4.3）

入学志願者の個々人の学力を判定する「個別の入学資格審査」を担当する部署に関する学校種別の結果は図 6-3 に示す。なお、学校種別における個々人の入学資格の条件についてはそれぞれの問いで示しており、改めて整理すると以下のとおりである。

- ・学部及び短期大学：日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校に対応する 12 年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定
- ・修士課程・博士課程（前期）／専門職学位課程：日本の大学を卒業していない、あるいは外国において大学の学部に対応する 16 年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから大学卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定
- ・博士課程（後期）：修士の学位や専門職学位を有していない、または外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与されていない場合に、個々人の学習歴などから修士の学位を有する者と同等以上の学力があるかどうかを判定
- ・専門学校：日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校に対応する 12 年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから高等学校卒業者に準ずる学力があるかどうかを判定

図 6-3 に示すように、一つの部署ですべての志願者を対象に「個別の入学資格審査」を担当している割合は、学部 79.4%、大学院の修士・博士前期課程または専門職学位課程

79.2%、博士後期課程（「設置していない」を除く）78.3%、短期大学 85.9%、専門学校 73.5%であり、短期大学は他の学校種に比べて、一つの部署ですべての志願者を担当している割合が高かった。大学院の博士課程後期課程の場合、設置していない部署（n=132）を除いた分布は、修士・博士前期課程または専門職学位課程と類似している。

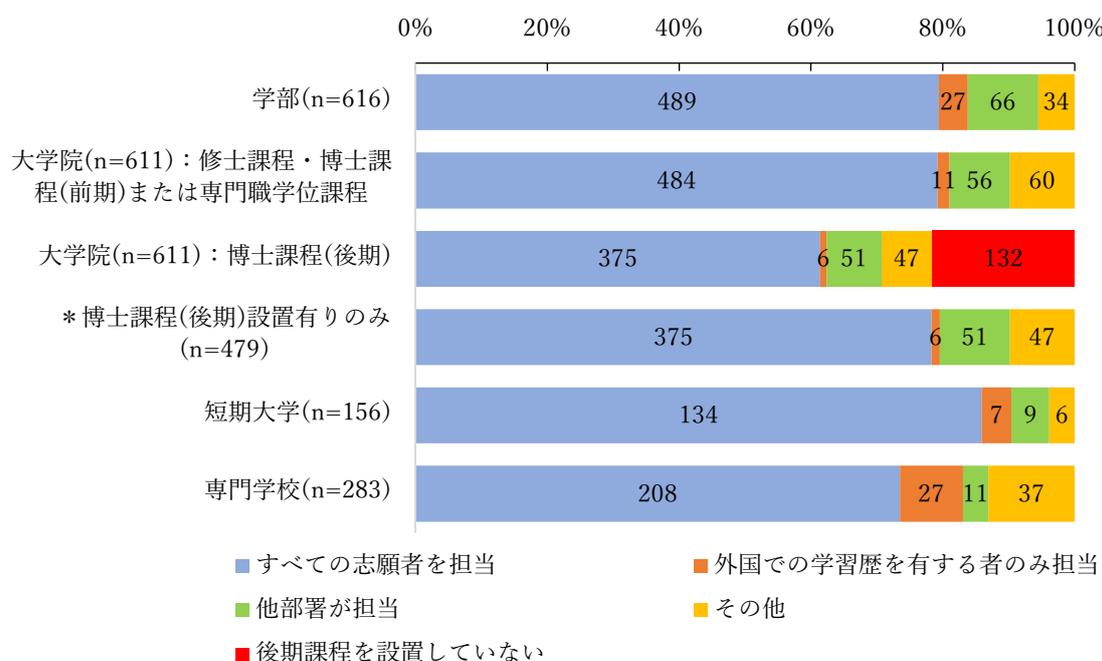


図 6-3 「個人の入学資格審査」状況（学校種別）

2. 入学資格審査の実施状況について（Q2.4～6、Q3.5～7、Q4.4～6）

2.1. 入学志願者と外国人留学生の規模(Q2.4-5、Q3.5-6、Q4.4-5)

表6-1は入学志願者の総数（日本人及び外国人の合計）と、外国人留学生（「留学」の在留資格を持つ者）の志願者数と合格者数について、担当部署の回答から学校種ごとに示した結果である。一方、外国人留学生の志願者の有無（あり：1人以上）についての結果は図6-4に示すとおりである。大学の学部と大学院における外国人留学生の有無の比率は約7対3、8対2で1人以上の留学生志願があったものの、短期大学と専門学校においては両方とも約4対6で、留学生の志願のなかった部署が多いことがわかる。

表 6-1 入学志願者数と合格者数に対する担当部署の回答状況 (2017 年度、単位：人)

種	学校 回答区分	学部		大学院		短期大学		専門学校		
		志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	
日本人 及び外 国人	有効回答数	612	612	610	610	155	155	283	283	
	うち	不明：「x」	19	21	15	16	5	4	15	11
		0	12	15	17	20	8	9	34	35
	無回答	4	4	1	1	1	1	0	0	
外国人 留学生	有効回答数	574	574	567	567	139	139	227	227	
	うち	不明：「x」	38	36	29	29	1	1	2	2
		0	151	185	117	136	85	92	132	139
	無回答	42	42	44	44	17	17	56	56	
	志願者あり (注1)	423		450		54		95		
	志願者なし	151		117		85		132		

(注1) 「x」 不明の回答を含む。

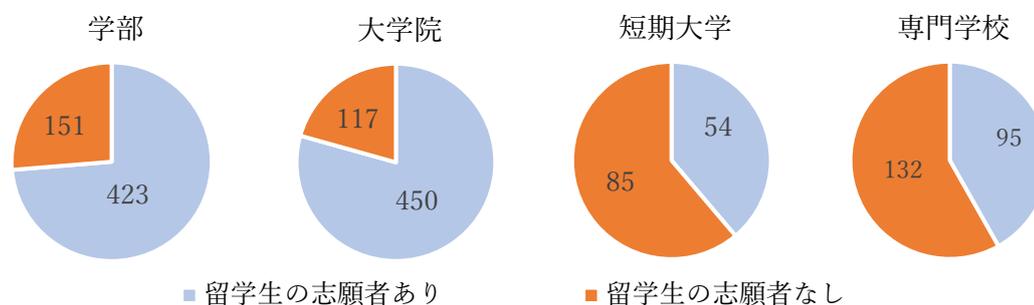


図 6-4 留学生志願者の有無 (学校種別)

学校種ごとの入学志願者総数 (日本人及び外国人) と合格者数、外国人留学生の志願者数と合格者数に対する平均値等の結果については表 6-2 に示す。

一つの部署で審査を担当している入学志願者総数 (日本人及び外国人) と合格者数の平均値は、学部が最も高く、次いで短期大学、大学院、専門学校の順であった。また、外国人留学生の志願者数の平均値については、学部、大学院、専門学校、短期大学の順に高くなっており、短期大学には外国人留学生からの志願が最も少ないことがわかる。

一方、表6-3に示すように、日本人及び外国人の入学志願者総数と合格者数のうち外国

人留学生が占める割合は、大学院と専門学校が高く、とりわけ合格者数に対する外国人留学生の比率は専門学校で最も高かった。一方、外国人留学生の志願者数に対して合格した者の比率は、短期大学、専門学校、大学院、学部の順で高く、学部を除き、志願する外国人留学生の6割前後は合格していることがわかる。

表 6-2 学校種ごとの入学志願者数と合格者数の平均値等の結果(2017年度、単位:人)

区分	学校種	平均値		中央値		最大値		最小値	
		志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者
日本人 及び 外国人	学部	5,360	1,525	1,218	504	156,225	29,729	1	0
	大学院	155	111	55	41	4,091	2,654	1	0
	短期大学	233	195	166	146	1,972	1,280	1	0
	専門学校	138	105	105	76	614	616	1	0
外国人 留学生	学部	63	23	8	3	1,805	1,217	0	0
	大学院	31	17	5	4	938	644	0	0
	短期大学	6	5	0	0	194	114	0	0
	専門学校	27	19	0	0	464	365	0	0

表 6-3 学校種ごとの外国人留学生比率と合格率

学校種	外国人留学生比率(%)		外国人留学生の合格率(%)
	志願者	合格者	
学部	1.2	1.6	37.5
大学院	20.3	15.7	59.5
短期大学	2.9	2.4	69.8
専門学校	20.2	18.2	68.2

2.2. 外国人留学生の入学志願者数と合格率

学校種ごとの外国人留学生の入学志願者数と合格率の関係について分析した結果を図6-5に示し、志願者数の規模と合格率について表6-4と表6-5に示した。総合的にまとめると以下のとおりである。

<学部>

- 外国人留学生の入学志願者数が1人以上50人未満の割合は49.1%、50人から100人未満は11%である。
- 入学志願者数が0人のケースを含め、全体の9割強(92%)の大学における外国人

留学生の志願者数は200人未満である。

- ・ 志願者数が200人未満の大学における外国人留学生の合格率はばらついており、合格率が0%であるすべて大学における志願者数は10人以下である。
- ・ 外れ値のうち、志願者数の規模が500人以上で合格率が70%を越える場合、その大学は国際系、経済系の単科大学である。

<大学院>

- ・ 外国人留学生の入学志願者数が1人以上50人未満の割合は63.8%、50人から100人未満は7.4%である。
- ・ 入学志願者数が0人のケースを含め、全体の9割強(92.9%)の大学における外国人留学生の志願者数は100人未満である。
- ・ 志願者数が100人未満の大学院において、外国人留学生の合格率が高いほど全体に占める割合が大きくなる傾向が見られる。
- ・ 合格率が100%である大学院の割合は31.3%であり、高いといえる。そのうち、ほとんどは志願者数が10人以下である。
- ・ 外れ値のうち、国際関係専門の大学院においては志願者が200人以上でありながら、90%以上の留学生が合格している。

<短期大学>

- ・ 短期大学においては、入学志願者数が200人を越えるケースは見られず、他の学校種に比べて、外国人留学生の志願者数の規模は比較的小さい。
- ・ 外国人留学生の入学志願者数が1人以上50人未満の割合は35.5%であり、50人から100人未満は2.9%である。
- ・ 入学志願者数が0人である件数の割合は61.6%で、ほかの学校種に比べて高い。このケースを含め、全体の97.1%の短期大学における外国人留学生の志願者数は50人未満である。
- ・ 他の学校種に比べて、合格率100%の割合は最も高い(57.7%)。ほとんどの場合、志願者数が5人以下であるものの、20人以上のケースもある(2件)。

<専門学校>

- ・ 外国人留学生の入学志願者数が1人以上50人未満の割合は28%であり、50人から100人未満は9.3%である。
- ・ 入学志願者数が0人である件数は短期大学に次いで2番目に多く(58.7%)、これを含め、全体の9割(90.7%)の専門学校における外国人留学生の志願者数は100人未満である。

- ・ 合格率 50%以上の学校が占める割合は他の学校種に比べて最も高く（83.7%）、外国人留学生の合格率が高いほど全体に占める割合が大きい傾向が見られる。
- ・ 当該年度における入学志願者の総数（日本人及び外国人）と合格者数がすべて外国人留学生（合格率 100%）である専門学校は 16 件であり、そのうち志願者数が 100 人以上である学校は過半を占めている。

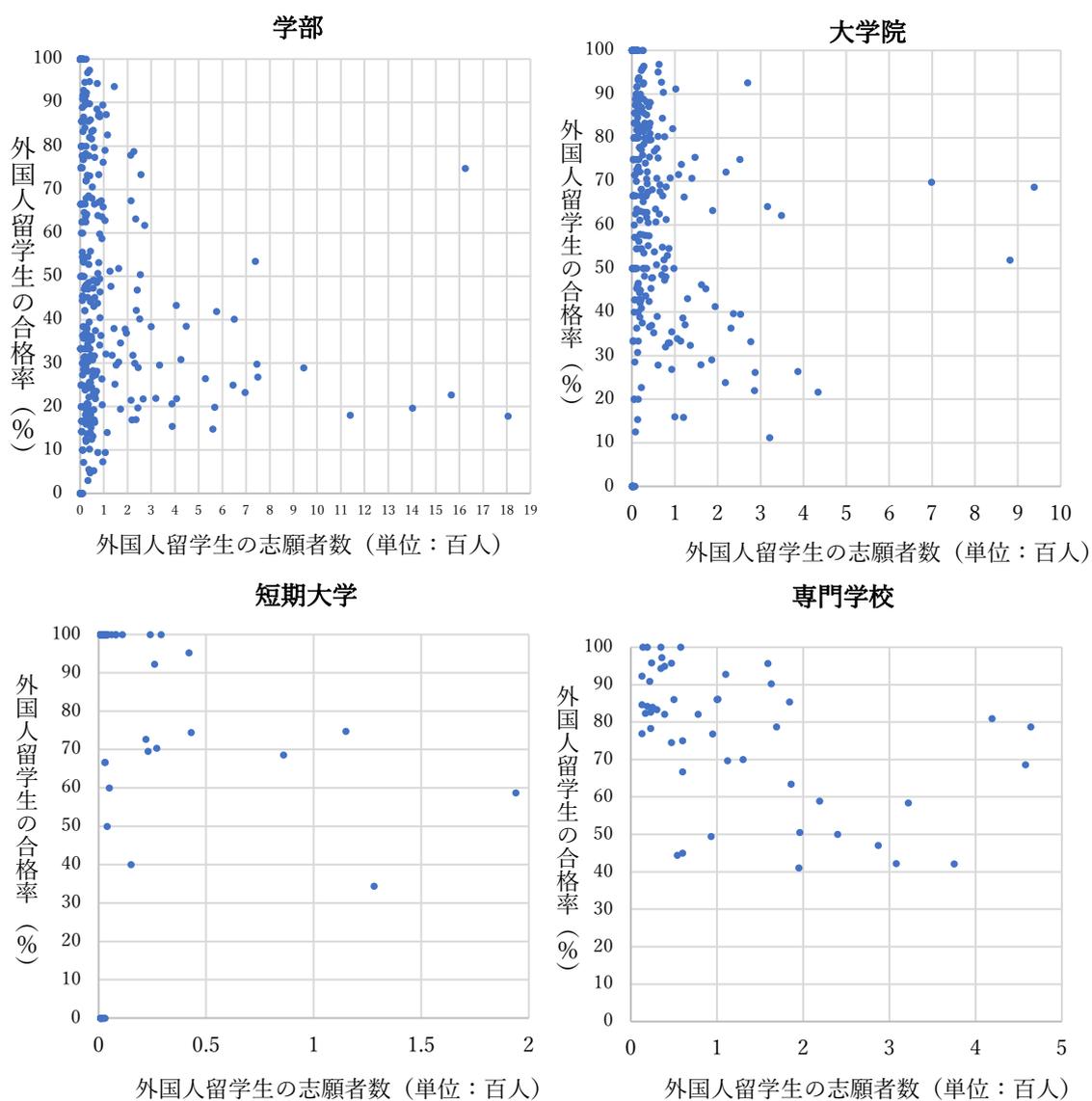


表 6-4 学校種ごとの外国人留学生の入学志願者数の規模別集計（2017年度）

志願者規模 (人)	学部		大学院		短期大学		専門学校	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0	151	28.2%	117	21.7%	85	61.6%	132	58.7%
1~49	263	49.1%	343	63.8%	49	35.5%	63	28.0%
50~99	59	11.0%	40	7.4%	1	0.7%	9	4.0%
100~199	20	3.7%	20	3.7%	3	2.2%	12	5.3%
200~299	19	3.5%	10	1.9%			3	1.3%
300~399	4	0.7%	4	0.7%			3	1.3%
400~499	4	0.7%	1	0.2%			3	1.3%
500~599	4	0.7%	0	0.0%				
600~699	3	0.6%	1	0.2%				
700~799	3	0.6%	0	0.0%				
800~899	0	0.0%	1	0.2%				
900~1000	1	0.2%	1	0.2%				
1000以上	5	0.9%	0	0.0%				
計	536	100%	538	100%	138	100%	225	100%

表 6-5 学校種ごとの外国人留学生の合格率の階級別集計（2017年度）

合格率 (%)	学部		大学院		短期大学		専門学校	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0	32	8.3%	19	4.5%	7	13.5%	7	7.6%
1-9	8	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10-19	42	10.9%	5	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
20-29	49	12.8%	14	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
30-39	50	13.0%	27	6.4%	1	1.9%	0	0.0%
40-49	31	8.1%	28	6.7%	1	1.9%	8	8.7%
50-59	25	6.5%	38	9.1%	2	3.8%	9	9.8%
60-69	29	7.6%	41	9.8%	5	9.6%	4	4.3%
70-79	28	7.3%	38	9.1%	4	7.7%	8	8.7%
80-89	28	7.3%	54	12.9%	0	0.0%	14	15.2%
90-99	13	3.4%	24	5.7%	2	3.8%	11	12.0%
100	49	12.8%	131	31.3%	30	57.7%	31	33.7%
計	384	100%	419	100%	52	100%	92	100%

(注) 入学志願者数0人は分析から除外。

2.3. 日本語教育機関で学習した留学生の状況（Q2.6、Q3.7、Q4.6）

外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた者の数に関する学校種ごとの結果は表 6-6 に示すとおりである。外国人留学生の志願者があった（1人以上）部署のうち、日本語教育機関で学習した者の数に回答した部署の割合は、専門学校が最も高く、学部と大学院においても9割前後であり、短期大学では6割強で最も低かった（表 6-6 の「c」）。

一方、日本語教育機関で学習した者の数について「不明」と回答した部署の数（d）を外国人留学生の志願者のある部署の数（a）から引いた数の割合（f）は、専門学校が9割強で最も高く、短期大学は6割強、学部は5割強、大学院は4割強となっている。

さらに、表 6-7 に示すように、日本語教育機関で学習した留学生数の平均値と比率は、専門学校が58人と84.7%で最も高くなっている。専門学校に入学を志願する多くの外国人留学生は日本語教育機関での学習者であり、ほぼすべての専門学校の部署ではその数を把握していることがわかる。一方、大学院では日本語教育機関で学習した留学生の数を把握している部署の割合は5割弱にとどまっており、日本語教育機関での学習者数の平均値は6人、学習者率は29.2%であり、他の学校種に比べて低いことが分かる。

表 6-6 外国人留学生の入学志願者のうち、国内の日本語教育機関での学習者を持つ部署の数（学校種別）（2017年度）

	学部 (n=616)	大学院 (n=611)	短期大学 (n=156)	専門学校 (n=283)
留学生の志願者があった部署(a)	423	450	54	95
日本語教育機関での学習者(b) (c=b/a)	370 (87.5%)	406 (90.2%)	35 (64.8%)	92 (96.8%)
うち	不明：「x」(d)	146	197	0
	0	30	87	2
日本語教育機関学習者の把握 (e=b-d)	224	209	35	90
志願者有りの回答に対する学習者を把握している部署の比率 (f=e/a)	53.0%	46.4%	64.8%	94.7%
無回答	246	205	121	191

表 6-7 日本語教育機関での学習者数の平均値等（学校種別）（2017年度、単位：人）

	学部 (n=224)	大学院 (n=209)	短期大学 (n=35)	専門学校 (n=90)
平均値	48	6	16	58
標準偏差	124.51	16.95	35.44	99.37
中央値	12	1	4	11
最大値	1,123	121	189	458
最小値	0	0	0	0
日本語教育機関での学習者率	60.9%	29.2%	64.4%	84.7%

3. 外国人留学生志願者の出身国・地域について（Q2.7、Q3.8、Q4.7）

入学を志願する外国人留学生の出身国・地域として多かったものを3つまで選択する問いに関する回答結果は表 6-8 と図 6-6 に示しており、以下のようにまとめることができる。

- ・ 大学の学部、大学院、短期大学においては中国、韓国、ベトナムが志願者の多い国に挙げられており、専門学校においてはベトナム、中国に加え、ネパール出身の志願者が多い。
- ・ 中国を出身国とする志願者はすべての学校種において上位を占めており、学部と大学院では9割近くまで達している。
- ・ 大学院においてはトップである中国と2位との差が大きく、他の学校種に比べて中国出身の志願者が圧倒的に多いことが分かる。
- ・ ベトナム、ネパール、スリランカを出身国とする志願者は、学部、短期大学及び専門学校で多く見られる。
- ・ 韓国出身の留学生は、他の学校種に比べて大学の学部に多く、バングラデシュ出身の留学生は、大学院に多く志願している。
- ・ その他については、すべての学校種においてモンゴルを挙げており、とりわけ大学院で多く見られる。具体的には各章で記述した内容を参照されたい。

表 6-8 外国での学習歴を有する志願者の出身国・地域（学校種別）（2017年度）

順位	学部(n=375)			大学院(n=408)			短期大学(n=53)			専門学校(n=92)		
	出身国・地域	n	%	出身国・地域	n	%	出身国・地域	n	%	出身国・地域	n	%
1	中国	344	91.7	中国	362	88.7	中国	33	62.3	ベトナム	56	60.9
2	韓国	205	54.7	韓国	80	19.6	ベトナム	24	45.3	中国	46	50.0
3	ベトナム	164	43.7	ベトナム	73	17.9	韓国	12	22.6	ネパール	33	35.9
4	台湾	65	17.3	台湾	60	14.7	ネパール	11	20.8	スリランカ	18	19.6
5	ネパール	30	8.0	インドネシア	49	12.0	台湾	7	13.2	韓国	17	18.5
6	マレーシア	28	7.5	タイ	34	8.3	スリランカ	5	9.4	台湾	17	18.5
7	インドネシア	23	6.1	バングラデシュ	31	7.6	タイ	3	5.7	ミャンマー	7	7.6
8	スリランカ	8	2.1	ミャンマー	16	3.9	ミャンマー	3	5.7	インドネシア	6	6.5
9	ミャンマー	8	2.1	マレーシア	15	3.7	米国	1	1.9	バングラデシュ	3	3.3
10	タイ	8	2.1	ネパール	12	2.9	インドネシア	0	0.0	米国	1	1.1
11	米国	4	1.1	米国	11	2.7	マレーシア	0	0.0	タイ	0	0.0
12	バングラデシュ	3	0.8	スリランカ	2	0.5	バングラデシュ	0	0.0	マレーシア	0	0.0
-	その他	31	8.3	その他	81	19.9	その他	8	15.1	その他	8	8.7

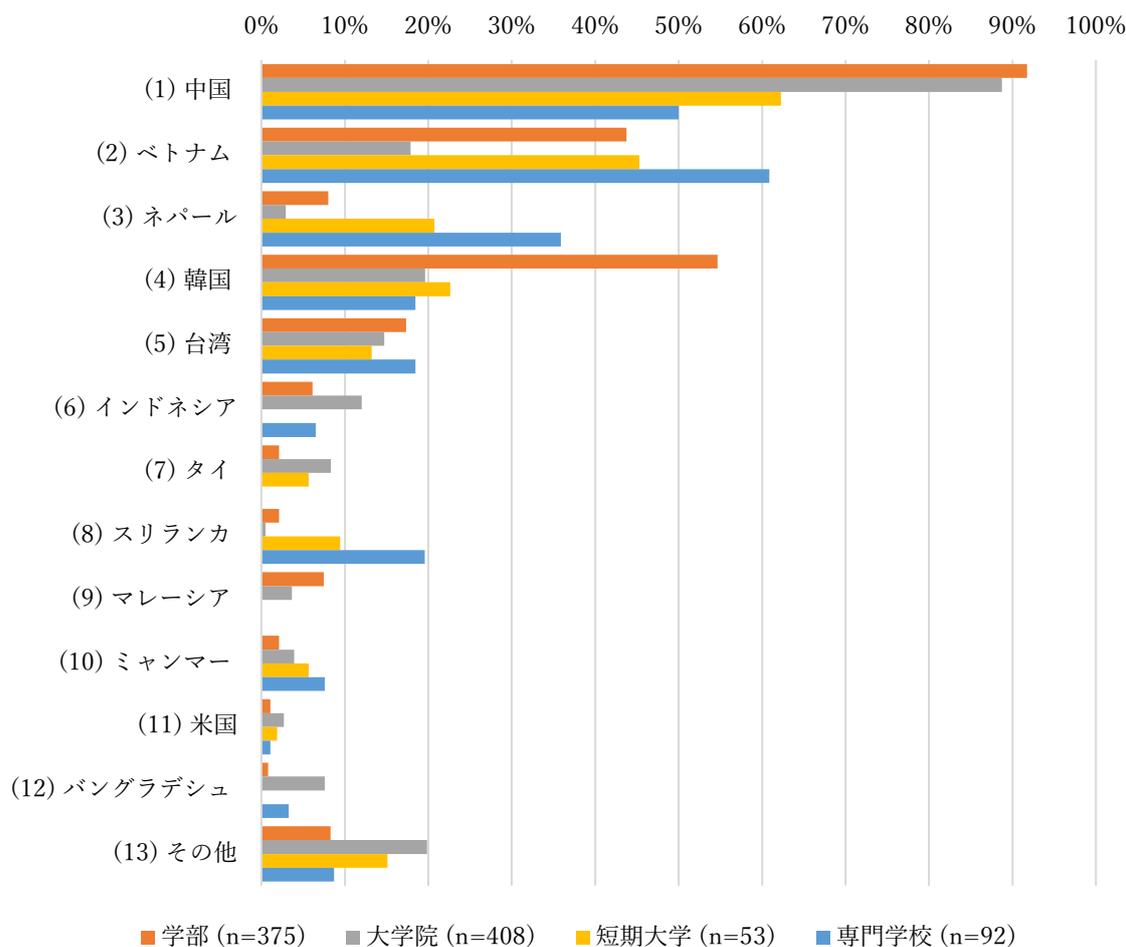


図 6-6 外国での学習歴を有する志願者の出身国・地域（学校種別）

4. 入学資格判断に時間がかかった事例について(Q2.8-9、Q3.9-10、Q4.8-9)

図 6-7 に示すように、外国での学習歴を有する志願者への入学資格審査で、入学資格を有するか否かを判断するのに「特に時間がかかった事例」の有無については、事例があったと答えた部署は短期大学では 2 割弱、それ以外では 2 割強～4 割弱であり、学校種で類似する傾向にあった。

一方、特に時間がかかった事例があったと答えた部署のうち、発生頻度に回答した部署に対する結果は図 6-8 に示すとおりであり、学校種間に違いが見られた。すなわち、大学の学部と短期大学では「特に時間がかかった事例」の発生頻度を 10%以下と回答している部署は 6 割程度であったが、大学院と専門学校では 4 割前後であった。また、大学院においては「特に時間がかかった事例」が 100%であった部署の割合が 1 割強を占めるなど、発生頻度が全体的に高い傾向が見られた。専門学校においては回答した部署数が 19 件で

あるものの「特に時間がかかった事例」がなかったケース（0%）は0件であり、多かれ少なかれすべての専門学校では、外国人留学生志願者の入学資格の有無の判断に特に時間をかけていた。

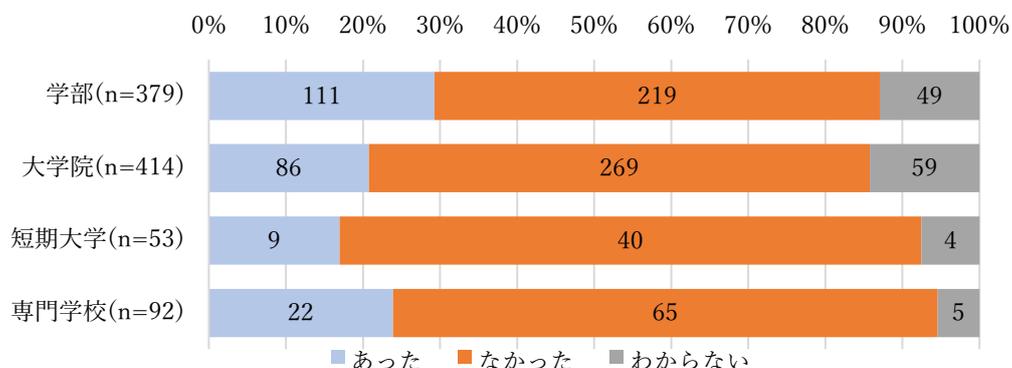


図 6-7 入学資格判断に特に時間のかかった事例の発生の有無（学校種別）



図 6-8 特に時間のかかった事例の発生頻度（学校種別）

さらに、入学資格審査に特に時間のかかった理由について、回答の結果は図 6-9 に示すとおりであり、以下のように整理できる。

- ・ 回答が多かった順に上位 3 つまでの理由を比較すると、大学の学部と大学院で、短期大学と専門学校で同様の結果が示された。すなわち、大学の学部と大学院では「(6)教育年数の確認ができない」、「(2)情報の入手方法・情報源が不明」、「(3)信頼できる情報が少ない」という理由が多く、短期大学と専門学校では「(2)情報の入手方法・情報源が不明」、「(3)信頼できる情報が少ない」、「(6)教育年数の確認ができない」の順が多かった。
- ・ このことから多くの日本の高等教育機関は外国人留学生の入学資格審査をする際に、必要な情報の取得困難を解決することや信頼性の確認に労力をかけているといえる。

- ・ 上記の3つの理由のほかに、学部、大学院、専門学校では「(1)日本語か英語で入手できる情報の不足」と「(7)正規の教育機関での学習か不明」であったことにより、短期大学では「(1)日本語か英語で入手できる情報の不足」と「(4)志願者の在籍確認が不可能」であったことにより、入学資格審査に時間がかかっていた。

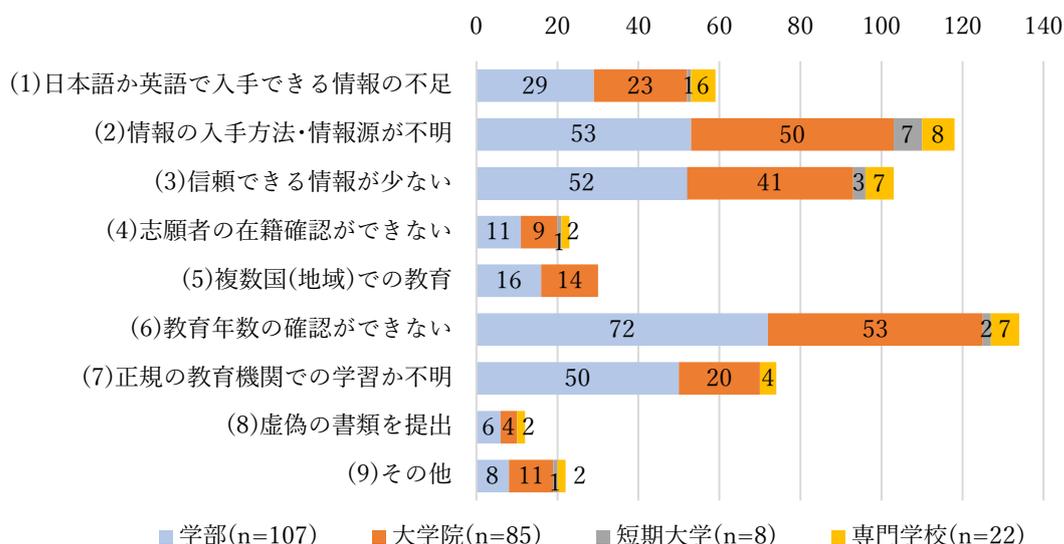


図 6-9 特に時間のかかった事例の発生理由（学校種別）

5. 入学資格審査のしかたの違いについて（Q2.10、Q3.11、Q4.10）

入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはあったかに関する問いについては、すべての学校種において違いはないと回答した部署が多かった（図 6-10）。

日本語教育機関の学習者に対する審査を簡略化していた部署は、学部と専門学校のみであり、日本語教育機関での学習者率が高い専門学校でさえ1割弱にとどまっており、ほとんどの部署は審査を簡略化していないことがわかる。一方、「その他」に自由記述式で回答した内容の多くは、学校種にかかわらず、外国からの直接志願はない、または、直接志願できないということであった。

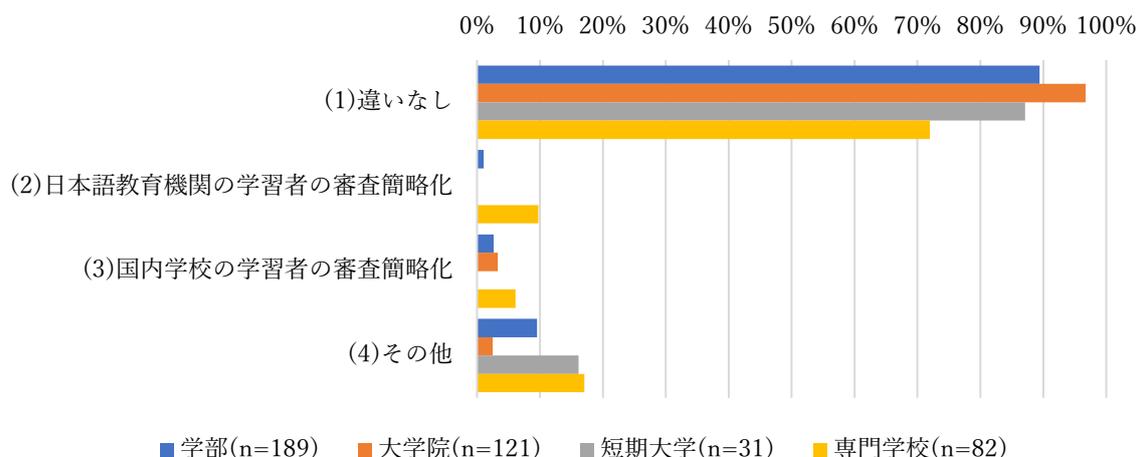


図 6-10 日本語教育機関等の学習者と外国からの直接志願者間の入学資格のしかたの違い（学校種別）

6. 入学資格審査における難しさ及び苦勞について（Q2.11、Q3.12、Q4.11）

外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査における難しさ、または苦勞した点について記述された内容から、全学校種で総合的にみられた主な点をまとめると以下のとおりである。

- ・ 教育制度の違い： 教育制度等に関する情報の不足（日本語による情報を含む）、異なる教育年数（修業年限）、正規課程の卒業（飛び級か非正規課程かの判断を含む）、日本の学歴との同等性や整合性の確認、担当者の不慣れによって志願者の出身国に対する教育制度に関する理解や調査に苦勞している例などがあつた。
- ・ 証明書の確認： 公的な証明書であるかの真偽の判断、国・地域によっては証明書の発行なし、証明書の言語問題で英語による発行ができない場合と日本語訳の場合に翻訳と内容の信頼性判断に時間を要する、日本と異なる様式や掲載項目、証明書の不備等による確認のための本人とのやりとりに時間が費やされるといった例が多く見られた。
- ・ 日本語能力： 提出された書類等の確認を行う時に志願者の日本語能力不足によって意思疎通がうまくいかない場合を含めて、授業に対応できる日本語能力が備わっているかに関する懸念が、主に大学の学部、短期大学及び専門学校で多く見られた。
- ・ これらの事項について、特定の国名として比較的によく挙げられたのは中国であり、特に大学院と学部が多かつた。次いで、ベトナムであり、とりわけ専門学校と学部が多かつた。このほか、ミャンマー、ネパール、マレーシアといった国についても言及があつた。

7. 他機関や関係者への情報・助言等の要求有無について (Q5.1)

外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行う際に、国内の他機関や関係者に情報・助言を求めたことがあるかに関する問いについて、あったと答えた部署は大学院では7割強で、大学の学部、短期大学、専門学校では8割以上を占めていた（図 6-11）。

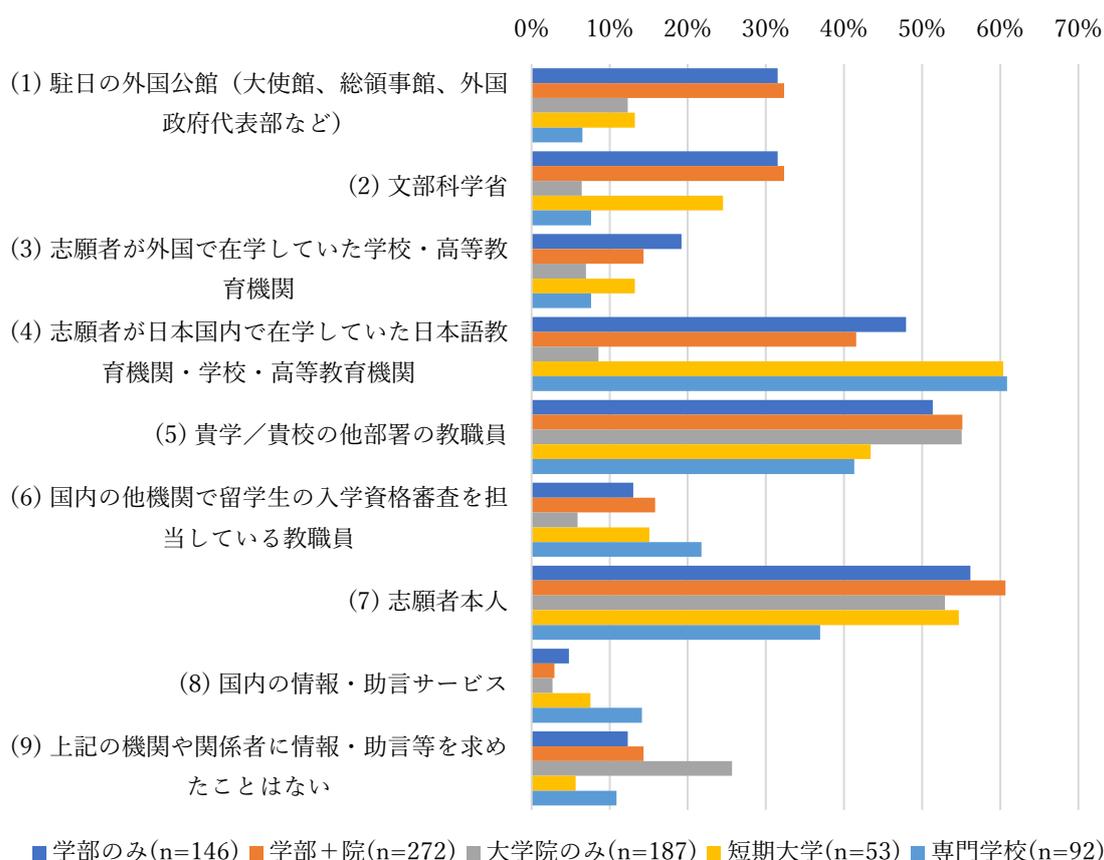


図 6-11 入学資格審査における他機関や関係者への情報・助言等の要求有無 (学校種別)

問い合わせ先としては、大学の学部と大学院では「自機関の他部署の教職員」と「志願者本人」が上位を占め、それぞれ5割を超えていた。その他にも、大学の学部では「志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関」、「駐日の外国公館」、「文部科学省」等にも3割~4割程度が問い合わせせていたが、大学院では他への問い合わせが1割前後で低く、問い合わせ先が「自機関の他部署の教職員」と「志願者本人」に集中している傾向が見られた。一方、短期大学と専門学校においても、「自機関の他部署の教職員」と「志願者本人」への問い合わせが4割~5割程度を占めていたものの、それ以上に利用した問い合わせ先は、6割を占めた「志願者が在学していた国内の教育機関」で

あった。それは短期大学と専門学校に志願する留学生の多くは日本語教育機関で学習者していたことによるものであると考えられる。これらの問い合わせ先のほかに、短期大学では「文部科学省」、専門学校では「国内の他機関で入学資格審査を担当している教職員」への問い合わせがそれぞれ2割程度であった。

8. 個人の学歴を証明するサービスの利用有無について (Q5.2)

外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用した経験に関する問いについては、全学校種において外国のサービスをほとんど利用していないことがわかった。特に、短期大学ではその割合が9割強にも達していた。一方、本調査のいくつかの問いにより、外国人留学生には中国からの志願者が多かったこと、多くの学校では中国の教育制度や証明書の確認等を課題として認識していたものの、中国政府が運営する学歴照会サービス (CHSI 及び CDGDC) の利用は1割以下にとどまっていることが明らかになった。

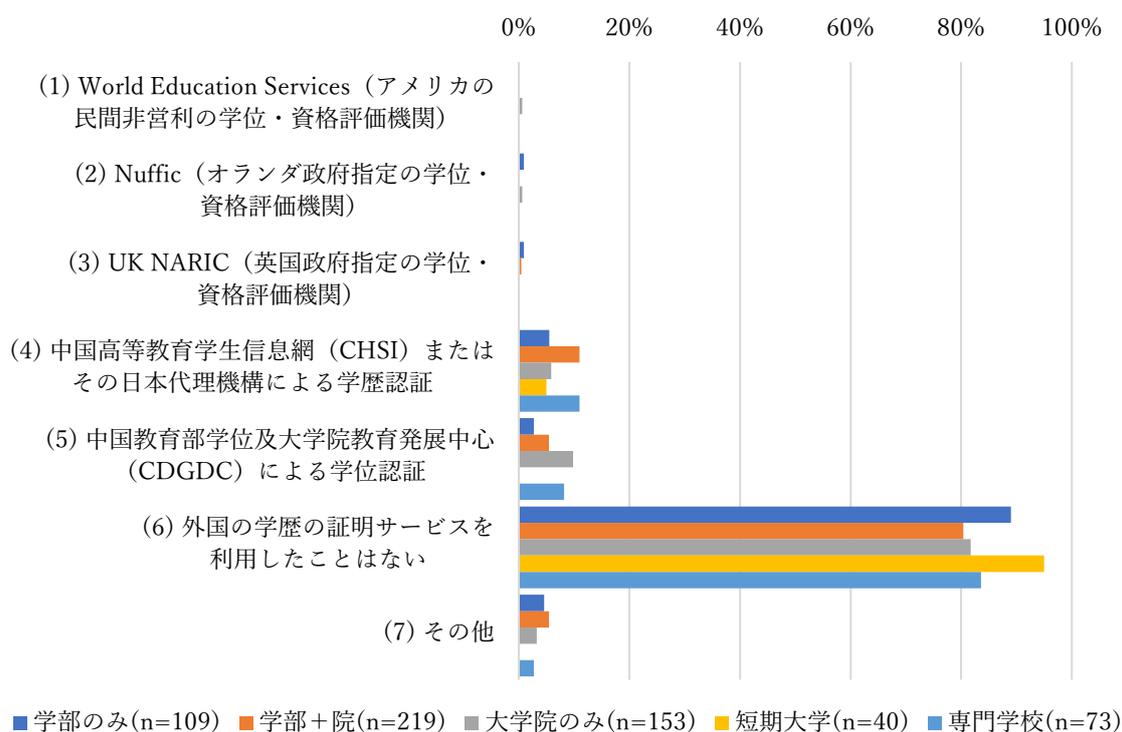


図 6-12 個人の学歴を証明するサービスの利用有無 (学校種別)

9. 学内における取組みについて (Q5.3)

外国人留学生の入学資格審査に関して実施されている全学的な取組みについて、大学院では6割強、他の学校種は4割程度の部署が「そのような取組みは行っていない」及び「わからない」と回答した(図6-13)。図に示されている取組み(1)から(4)のうち、全学校種で多く実施されているのは「(3)統一された審査基準」であり、特に専門学校での実施率が最も高く、次いで「(4)提出書類や審査結果を共有・集約」している学校が多いことがわかる。全体的に、専門学校、短期大学、学部と大学院両方、学部のみ、大学院のみを担当する部署の順に実施率が高い傾向が見られた。

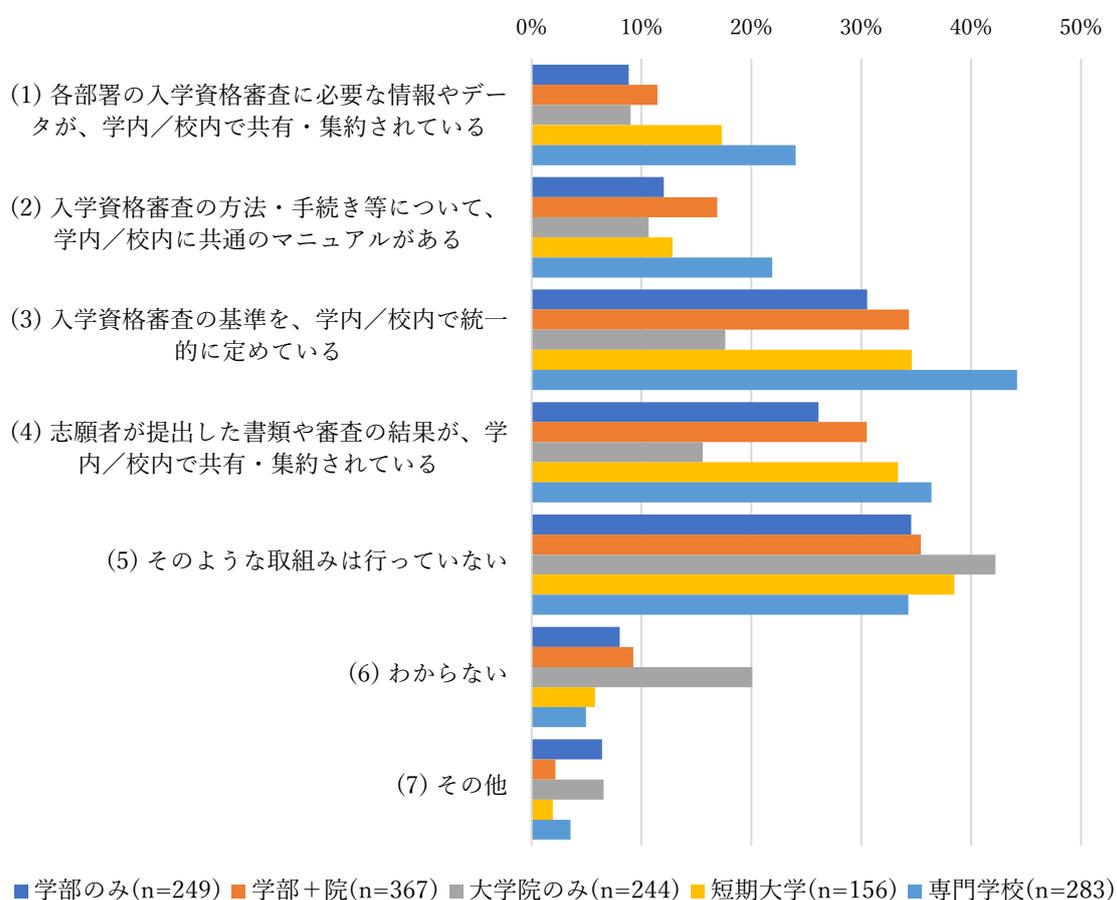


図 6-13 入学資格審査における学内の取組み (学校種別)

10. 第三者機関の利用可能性について (Q5.4)

外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行う際に、情報・助言等が求められる第三者機関があった場合の利用可能性に関する問いでは、図 6-14 に示すように、全学校種において類似の傾向であり、約 7 割前後の部署で肯定的な姿勢を示していることがわかる（大いに利用+ときどき利用）。

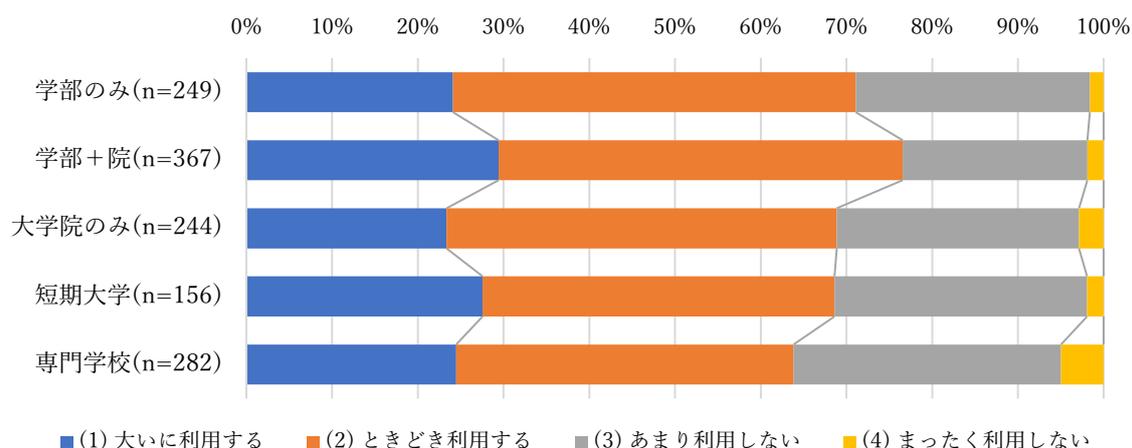


図 6-14 入学資格審査時の第三者機関の利用可能性 (学校種別)

11. 第三者機関に利用するサービス内容について (Q5.5)

上述の第三者機関の利用可能性については、おおむね高い割合で利用を希望するという結果であったが、これに合わせて、どのようなサービスを期待しているかに関して尋ねた結果は図 6-15 に示すとおりである。

「他の教育機関で入学資格審査を行うスタッフとの情報交換」を除き、ほとんどのサービス項目に対する期待は高く、全体的に大学の学部と大学院で類似し、短期大学と専門学校で類似しているといえる。具体的には、すべての学校種で「オンライン上で情報収集」と「日本語での情報提供」への期待が最も高く、次いで多く求めるサービスとしては、「個別の出願案件に対する適切な助言」、「問い合わせに対する短時間での回答」とともに、大学の学部と大学院では「世界の多くの国の教育制度等についての情報」が、短期大学と専門学校では「電話による問い合わせ」であった。

また、「手数料が適正」であればサービスを受けたいと回答した部署も 4 割～6 割であるものの、「その他」の記述式の回答には、手数料が無料であることを求める意見が全体の多数を占めていた。とりわけ大学院、短期大学と専門学校の部署ではほとんどがサービ

スの無料提供を求めている。無償のサービス以外の記述としては、オーソライズされた教育制度等の情報、編入資格に関する情報、信頼度の高いサービス、英語以外の言語で記載された提出書類についての資格審査支援、メールによる問い合わせといった意見があった。

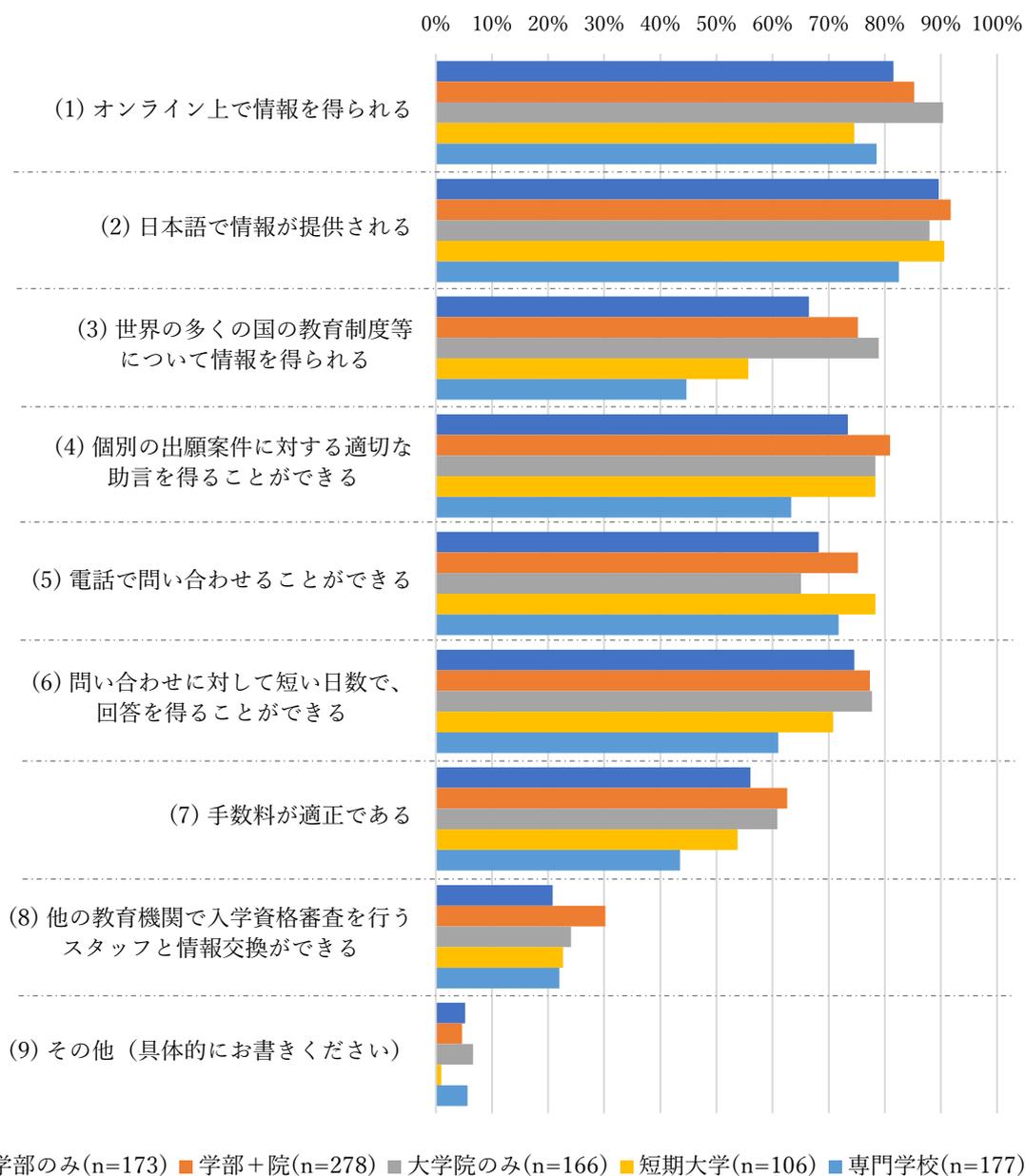


図 6-15 第三者機関に期待するサービス (学校種別)

第7章 総括

本調査では、日本の高等教育機関における外国での学習歴を有する学生（外国人留学生等）への入学資格審査に関する状況把握ならびにと外国の教育制度等に関する情報・助言を提供する第三者機関へのニーズ等について、大学の学部（第2章）、大学院（第3章）、短期大学（第4章）と専門学校（第5章）から回答を求めてその結果を分析し、さらに相互の比較検討（第6章）を行った。これらの結果を総括すると次のとおりである。

7. 1. 入学志願者に関する状況

外国人留学生志願者数が1人以上であった部署については、短期大学と専門学校に比べて大学の学部と大学院が多い。また、留学生の志願者数が最も多いのは大学の学部である一方、日本人を含む入学志願者総数に対する外国人留学生比率からみると大学院と専門学校のほうが高いことが明らかになった。また、専門学校における留学生の入学志願者の合格率は短期大学に次いで高く、さらに志願者のうち日本国内の日本語教育機関の出身者が占める割合が大きい。

また、志願者の出身国・地域については、中国を出身国とする志願者が全学校種において多く、とりわけ大学の学部と大学院では9割近くの部署で上位3つの出身国に挙げていた。中国の他に、学部と大学院では韓国、ベトナム、台湾が、短期大学ではベトナム、韓国、ネパールの志願者が多い。専門学校では、中国よりもベトナム出身の志願者が多く、他にネパールやスリランカを出身国とする志願者も多いことがわかる。

7. 2. 入学資格審査に関する状況

本調査が対象とした高等教育機関において、入学資格審査を担当する部署が外国での学習歴のある志願者に対して入学資格を判断する際、特に時間のかかった事例は多くの部署では10%程度の頻度で発生していた。また、50%以上の頻度で時間のかかった事例が発生した割合は、大学の学部で1割強、大学院と短期大学では3割弱、専門学校では3割強を占めており、他の学校種に比べて専門学校では外国人留学生等への入学資格判断に特に時間のかかる事例が多いといえる。

特に審査に時間がかかった理由については、「教育年数の確認ができない」、「情報の入手方法・情報源が不明」、「信頼できる情報が少ない」が上位を占めており、さらに学部、大学院、専門学校では、「正規の教育機関での学習か不明」、「日本語か英語で入手できる情報不足」などの理由が挙げられていた。これらの理由は、入学資格審査における難しさや苦心した点に関する自由記述からも具体的に示されており、多くの部署で教育制度等

の理解や確認、各種証明書に対する信頼性及び真偽の判断に苦慮している例が報告されている。

7. 3. 国内外の他機関や関係者の利用状況

外国での学習歴を有する志願者の入学資格を審査する際に時間がかかった例や苦慮した例が多く存在する中、これらの課題を少しでも解消するため、入学資格の判断材料となり得る的確な情報や助言を国内の他機関や関係者に求めた経験については、大学院では7割強、大学の学部、短期大学、専門学校では8割以上あることがわかった。

その際、多くの部署が利用した問い合わせ先は、「自機関の他部署の教職員」や「志願者本人」であった。特に、入学志願者のうち日本国内の日本語教育機関で学習した者が多かった短期大学と専門学校では、それ以上に「志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関」を問い合わせ先として利用していた。

一方、個人の学歴を証明するサービスを提供している外国の民間または公的機関を利用した経験については、大学の学部、大学院、短期大学、専門学校ともにほとんどないことが明らかになった。

7. 4. 第三者機関の利用可能性と期待するサービス

以上のような状況の中、外国人留学生等の入学資格審査に必要な情報・助言等のサービスを提供する第三者機関があれば利用するかどうかについて、すべての学校種の多くの部署が「利用可能性がある」と回答し、第三者機関への期待は高いといえる。

また、第三者機関に期待するサービスとしては、「オンライン上で情報が得られる」こと、「日本語での情報が提供される」ことについて、総じて多くの部署が望んでいることがわかった。さらに、「個別の出願案件に対する適切な助言」や「問い合わせに対する短期間の回答」を求める例も多く見られた。一方、「手数料が適正」であれば、サービスを受けたいという部署も少なくはなかったものの、無料であれば利用するといった手数料の無償化を要望する意見が自由記述のうち過半数以上を占めており、有料サービスへの意見は分かれているように見受けられた。

大学改革支援・学位授与機構は、2019年9月に、日本の高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に貢献することを目的に「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」を設置し、日本の高等教育制度に関する情報を提供するとともに東京規約締約国を主とした外国の教育制度に関する情報を無償提供している。NIC-Japanは第三者機関として、日本の大学等が求めている上述のようなサービスをより体系的かつ有効的に提供できるようウェブサイトを構築しており、外国人留学生等の入学資格を審査する際にかかっていた時間と労力の負担軽減の一助となることを願うもので

ある。本調査で得られた結果や知見が外国人留学生等を受け入れる大学等にとって参考となるのであれば幸いである。

参考文献

- 芦沢 真五, 太田 浩, & 黒田 千晴. (2013). 日中韓における成績・学位・資格評価と地域の連携. In 黒田一雄 (Ed.), アジアの高等教育ガバナンス (p. 336). 勁草書房.
- 大学評価・学位授与機構. (2016年3月). 学生移動(モビリティ)に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書.
<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I027598699>
- 裴 富吉. (1997年6月). 定住外国人差別の一事例--日本政府が外国人学校卒業生の大学入学資格を認めない歴史的な理由. 大阪産業大学論集. 人文科学編 = Journal of Osaka Sangyo University. Humanities, (92), 17-50.
<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I4239233>
- 加藤 孝治. (1980). 大学の国際化をめぐる制度の弾力化について--大学入学資格を中心として. 教育委員会月報, 31(12), 136-143.
- 桐村 豪文, 田村 徳子, 吉井 勝彦, 吉岡 大, & 金子 勉. (2011). 米国における大学のアドミッションと高校のアクレディテーション. 教育行財政研究, 38, 1-12.
- 教育法規あらかると 外国人学校卒の大学入学資格. (2003年2月28日). 内外教育, (5368), 23. <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I6459896>
- 文部省大学局大学課. (1982). 大学教育の社会への開放と国際化のために--大学・大学院入学資格の弾力化と大学通信教育設置基準の制定. 教育委員会月報, 33(11), 46-48.
- 李 明, 石川 真由美, & 韓 立友. (2019). 中国からの入学志願者に対する学歴・資格評価の実践と課題: 優秀な大学院留学生の受入れ促進に向けて. 大阪大学高等教育研究, 7, 31-39.
- 留学交流/日本学生支援機構 編. (1998). 留学生担当者実務 Q&A 外国において飛び級をして高校を卒業した場合、我が国の大学入学資格は認められるのでしょうか. 留学交流, 10(11), 24-26. <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I4599755>.
- 重松 朋宏. (1998年10月). 京都大大学院、朝鮮大生に受験資格を認定--風穴が開いた! 全ての人々に開かれた大学を!. インパクション = Impaction, (110), 171-173.
<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I4714507>

添付資料. 調査票

「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」

概要と質問項目

調査目的

- ・ 外国での学習歴*を有する者への入学資格*審査の過程で、入学要件を満たすかの判断に特に時間を要する事例の出現状況を把握すること
- ・ 外国の教育制度等について情報や助言を求めることのできる第三者機関へのニーズを把握すること

*外国での学習歴－他国の教育機関が提供する教育課程の履修や修了を指します。

*入学資格－学校教育法及び関係法令の規定に基づき、貴機関における入学者選考を受ける資格を指します。「入学資格」は、日本の各高等教育機関において出願資格（受験資格）と呼ばれることもあります。

回答対象：

入学志願者からの出願書類を受け取り、その者が貴学/貴校への入学要件を満たすか審査する部署

- ・ 特に、外国人留学生からの出願を扱うところ
- ・ 1つの機関で対象となる部署が複数ある場合は、それぞれの部署でご回答ください

対象出願レベル：①学部への入学、②大学院への入学、③専門学校への入学

※編入学は除きます。

回答方法：下記ウェブサイトからご回答ください。

<https://is.gd/Pyzacs>

回答期限：平成 30 年 8 月 31 日(金) 23:59

入力に要する時間：約 30 分

- ・ 回答送信前に、すべての回答内容を確認し PDF 保存ができます。
- ・ 次ページより、すべての質問をご覧いただけます。

問い合わせ先

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 評価事業部国際課 国際第 3 係（小山、菅原）
iad3.1@niad.ac.jp

<以下はアンケート本文(テキストのみ)です。実際の回答はウェブサイトから行ってください。>
外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査

この調査は、日本の大学・大学院及び専門学校において、入学資格の有無にかかわる審査（入学資格審査）を担当されている職員の方々を対象に、外国での学習歴を有する入学志願者に対してどのような審査を行っているかの状況をお尋ねするとともに、外国の教育制度等について情報や助言を求めることのできる第三者機関の必要性についてご意見をうかがい、当機構の今後の調査研究を進める上での参照情報とすることを目的としています。

以下の質問で「入学資格」とは、学校教育法及び関係法令の規定に基づき、貴機関における入学者選考を受ける資格を指します。「入学資格」は、日本の各高等教育機関において出願資格（受験資格）と呼ばれることもあります。以下の学校教育法施行規則と関連ウェブサイトをご参照ください。

- 学校教育法施行規則に定める入学資格
 - 大学への入学資格：第 150 条
 - 大学院への入学資格：第 155 条、第 156 条
 - 専修学校への入学資格：第 183 条
- STUDY IN JAPAN「入学資格」
- 文部科学省「入学資格に関する Q&A」

この調査は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施するものです。回答はすべて統計的に処理され、個別の機関についての情報が第三者に知られることはありません。ただし、統計的に処理した情報を当機構の今後の研究等に利用することはありますので、ご了承ください。当機構の個人情報管理に関してはこちらをご覧ください。

回答は、平成 30 年 8 月 31 日（金）23:59 までにご入力ください。入力に要する時間は **30** 分程度です。また、回答いただいた皆様には調査結果のサマリーを年度内を目途に E メールで送付する予定です。

問い合わせ先

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
評価事業部国際課 国際第 3 係（小山、菅原）
iad3.1@niad.ac.jp

次の画面より調査を開始します。「*」のついた質問への回答は必須となります。

右下の「→」ボタンで次のページへ進み、左下に「←」ボタンがある場合は前のページに戻ることができます。「→」ボタンを押すことで、それまでに入力した回答データは自動的にお使いの端末に保存されます。

1. お答えくださる方の所属、担当している入学資格審査の対象、貴部署の審査体制についておたずねします。

*Q1.1 貴機関の名称、ご所属の部署名、連絡先をお教えてください。【記述】

機関名

部署名

連絡先（メールアドレス）

Q1.2 よろしければご氏名をお教えてください。【記述】

ご氏名

*Q1.3 以下の質問では、外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）に対する入学資格審査についてうかがいます。貴部署で担当している審査の対象について、あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

(1) 大学の学部（学群、学域なども含む）への入学資格の審査 <⇒Q2.1にお進みください>

(2) 大学院への入学資格の審査 <⇒Q3.1にお進みください>

(3) 専修学校専門課程（専門学校）への入学資格の審査 <⇒Q4.1にお進みください>

2. 以下の Q2.1～Q2.11 は、Q1.3 で大学の学部（学群、学域なども含む）への入学資格の審査を担当しているとお答えの方にうかがいます。

*Q2.1 貴部署では、外国における学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

【複数選択可】

(1) 外国人留学生入学試験の志願者の入学資格審査を担当している

(2) 帰国生入学試験の志願者（外国の学校教育の学習歴を有する日本人及び外国人であって日本の永住権をもつ者）の入学資格審査を担当している

(3) 一般入学試験の志願者で、外国の学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している

(4) 外国での学習歴を有する志願者だけでなく、すべての志願者の入学資格審査を担当し

ている

(5) その他：具体的にお書きください

*Q2.2 貴部署の担当範囲は、貴学のすべての学部ですか。それとも、一部の学部だけで
すか。いずれか1つを選び、一部の学部を担当する場合は学部名もお教えてください。【1つ
選択、記述】

(1) すべての学部の入学資格審査を担当している

(2) 一部の学部の入学資格審査を担当している：該当学部名をご記入ください

*Q2.3 入学志願者が日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校
に対応する12年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから
高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は、
貴学においてどちらの部署で担当していますか（学校教育法施行規則第150条第7号）。
あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

(1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している

(2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者につ
いてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している

(3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ担当部署名をお教
えください

(4) その他：具体的にお書きください

貴部署で担当している学部等の入学資格審査の状況についておたずねします。

*Q2.4 貴部署で入学資格審査を担当している学部について、2017年度（2018年3月末
現在）の入学志願者の総数と合格者の総数（日本人及び外国人）を、それぞれお教えくだ
さい。【数値入力】

注1：複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注2：編入学は含みません。

注3：半角で入力をお願いします。

注4：不明の場合には、「X」をご記入ください。

入学志願者の総数（日本人及び外国人）

合格者の総数（日本人及び外国人）

*Q2.5 貴部署で入学資格審査を担当している学部について、2017年度（2018年3月末
現在）の外国人留学生の入学志願者数と合格者数を、それぞれお教えください。【数値入
力】

注1：外国人留学生とは、「留学」の在留資格を持つ外国人学生を指します。

注 2: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注 3: 編入学は含みません。

注 4: 半角で入力をお願いします。

注 5: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

外国人留学生の入学志願者の総数

外国人留学生の合格者の総数

Q2.6 外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた者の数をお教えてください。2017 年度（2018 年 3 月末現在）の状況をお答えください。【数値入力】

注 1: 複数の学部の審査を担当している場合には、各学部の数値の総計をご記入ください。

注 2: 日本語教育機関とは、法務省の告示により定められた日本語教育機関を指します。

注 3: 半角で入力をお願いします。

注 4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

日本語教育機関で学習していた外国人留学生の入学志願者の総数

Q2.7 貴部署で審査を担当している学部への入学志願者のうち、外国人留学生の出身国・地域として多かったものを、以下の中から 3 つまで選んでください。2017 年度（2018 年 3 月末）の状況をお答えください。【3 つまで選択】

(1) 中国 (2) ベトナム (3) ネパール (4) 韓国 (5) 台湾 (6) インドネシア (7) タイ (8) スリランカ (9) マレーシア (10) ミャンマー (11) アメリカ合衆国 (12) バングラデシュ (13) その他（具体的にご記入ください）

*Q2.8 外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、大学の学部への入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった事例がありましたか。あてはまるものを 1 つ選んでください。【1 つ選択】

入学資格の有無を判断するのに時間がかかった事例が

- (1) あった
- (2) なかった
- (3) わからない

「(1) あった」と答えた方は、どれくらいの割合で発生したかについて、下記の見盛りに、該当するおおまかな発生頻度 (%) を示してください。わからない場合は「不明」をチェックしてください。2017 年度（2018 年 3 月末）の状況をお答えください。【数値選択】
発生頻度 (%) 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 不明

Q2.9 外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった理由をお教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) 日本語か英語で入手できる情報が少なかった
- (2) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからなかった
- (3) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少なかった
- (4) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できなかった
- (5) 志願者が、複数の国（地域）で学校教育を受けていた
- (6) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった
- (7) 志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関（インターナショナルスクールなど）が含まれていた
- (8) 提出書類（証明書等を含む）に虚偽があった
- (9) その他（具体的にお書きください）

Q2.10 外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) どちらの場合でも入学資格の審査のしかたに違いはない
- (2) 渡日後に日本語教育機関で学んだ者の審査は簡略化している（よろしければ具体的にお書きください）
- (3) 渡日後に国内の学校で学んだ者の審査は簡略化している（よろしければ具体的にお書きください）
- (4) その他（具体的にお書きください）

Q2.11 外国での学習歴を有する志願者が、大学の学部への入学資格を有するか否かを審査する上で、どのような点にむずかしさを感じていますか。また、どのようなことに苦労されましたか。これまでの経験や国名等も含めて、自由にご意見をお聞かせください。【記述】

<★大学の学部（学群、学域なども含む）への入学資格の審査のみを担当されている方は、Q5.1にお進みください>

3. 以下の Q3.1～Q3.12 は、Q1.3 で大学院への入学資格の審査を担当しているとお答えの方にうかがいます。

*Q3.1 貴部署では、外国における大学の学部に対応する学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当していますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) 外国人留学生入学試験の志願者の入学資格審査を担当している
- (2) 一般入学試験の志願者で、外国において大学の学部に対応する学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している
- (3) 外国での学習歴を有する志願者だけでなく、すべての志願者の入学資格審査を担当している
- (4) その他：具体的にお書きください

*Q3.2 貴部署の担当範囲は、貴大学院のすべての研究科ですか。それとも、一部の研究科だけですか。いずれか1つを選び、一部の研究科を担当する場合は研究科名もお教えてください。【1つ選択して記述】

- (1) すべての研究科の入学資格審査を担当している
- (2) 一部の研究科の入学資格審査を担当している：該当研究科名をご記入ください

*Q3.3 修士課程・博士課程（前期）または専門職学位課程の入学志願者が、日本の大学を卒業していない、あるいは外国において大学の学部に対応する16年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから大学卒業者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は、貴学においてどちらの部署で担当していますか（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

- (1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している
- (2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している
- (3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ他の部署名をお教えてください
- (4) その他：具体的にお書きください

*Q3.4 博士課程（後期）の入学志願者が、修士の学位や専門職学位を有していない、または外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与されていない場合に、個々人の学習歴などから修士の学位を有する者と同等以上の学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は、貴学においてどちらの部署で担当していますか（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

- (1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している
- (2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している
- (3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ他の部署名をお教えください
- (4) 博士課程（後期）を設置していない
- (5) その他：具体的にお書きください

貴部署で担当している大学院の入学資格審査の状況についておたずねします。

*Q3.5 貴部署で入学資格審査を担当している研究科について、2017年度（2018年3月末現在）の入学志願者の総数と合格者の総数（日本人及び外国人）を、それぞれお教えください。【数値入力】

注1: 複数の研究科の審査を担当している場合には、各研究科の数値の総計をご記入ください。

注2: 半角で入力をお願いします。

注3: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

入学志願者の総数（日本人及び外国人）

合格者の総数（日本人及び外国人）

*Q3.6 貴部署で入学資格審査を担当している研究科について、2017年度（2018年3月末現在）の外国人留学生の入学志願者数と合格者数を、それぞれお教えください。【数値入力】

注1: 外国人留学生とは、「留学」の在留資格を持つ外国人学生を指します。

注2: 複数の研究科の審査を担当している場合には、各研究科の数値の総計をご記入ください。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

外国人留学生の入学志願者の総数

外国人留学生の合格者の総数

Q3.7 外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた者の数をお教えください。2017年度（2018年3月末現在）の状況をお答えください。【数値入力】

注1: 複数の研究科の審査を担当している場合には、各研究科の数値の総計をご記入ください。

注2: 日本語教育機関とは、法務省の告示により定められた日本語教育機関を指します。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

日本語教育機関で学習していた外国人留学生の入学志願者の総数

Q3.8 貴部署で審査を担当している研究科への入学志願者のうち、外国人留学生の出身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。2017年度（2018年3月末）の状況をお答えください。【3つまで選択】

- (1) 中国 (2) ベトナム (3) ネパール (4) 韓国 (5) 台湾 (6) インドネシア (7) タイ
- (8) スリランカ (9) マレーシア (10) ミャンマー (11) アメリカ合衆国 (12) バングラデシュ (13) その他（具体的にご記入ください）

*Q3.9 外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、大学院研究科への入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった事例がありましたか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

入学資格の有無を判断するのに時間がかかった事例が

- (1) あった
- (2) なかった
- (3) わからない

「(1) あった」と答えた方は、どれくらいの割合で発生したかについて、下記の日盛りに、該当するおおまかな発生頻度（%）を示してください。わからない場合は「不明」をチェックしてください。2017年度（2018年3月末）の状況をお答えください。【数値選択】
発生頻度（%） 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 不明

Q3.10 外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった理由をお教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) 日本語か英語で入手できる情報が少なかった
- (2) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからなかった
- (3) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少なかった
- (4) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できなかった
- (5) 志願者が、複数の国（地域）で学校教育を受けていた
- (6) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった
- (7) 志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関（インターナショナルスクールなど）が含まれていた
- (8) 提出書類（証明書等を含む）に虚偽があった
- (9) その他（具体的にお書きください）

Q3.11 外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や高等教育機関で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) どちらの場合でも入学資格の審査のしかたに違いはない
- (2) 渡日後に日本語教育機関で学んだ者の審査は簡略化している（よろしければ具体的にお書きください）
- (3) 日本の高等教育機関で学んだ者の審査は簡略化している（よろしければ具体的にお書きください）
- (4) その他（具体的にお書きください）

Q3.12 外国での学習歴を有する志願者が、大学院研究科への入学資格を有するか否かを審査する上で、どのような点にむずかしさを感じていますか。また、どのようなことに苦労されましたか。これまでの経験や国名等も含めて、自由にご意見をお聞かせください。【記述】

<★専門学校への入学資格の審査を担当されていない方は、Q5.1にお進みください>

4. 以下の Q4.1～Q4.11 は、Q1.3 で専門学校への入学資格の審査を担当しているとお答えの方にうかがいます。

*Q4.1 貴部署では、外国における学校教育の学習歴を有する者の入学資格審査に関して、どのような志願者の審査を担当していますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) 外国人留学生入学試験の志願者の入学資格審査を担当している
- (2) 帰国生入学試験の志願者（外国の学校教育の学習歴を有する日本人及び外国人であって日本の永住権をもつ者）の入学資格審査を担当している
- (3) 一般入学試験の志願者で、外国の学校教育の学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者の入学資格審査を担当している
- (4) 外国での学習歴を有する志願者だけでなく、すべての志願者の入学資格審査を担当している
- (5) その他：具体的にお書きください

*Q4.2 貴部署の担当範囲は、貴校のすべての学科ですか。それとも、一部の学科だけですか。いずれか 1 つを選び、一部の学科を担当している場合は学科名をお教えてください。【1つ選択して記述】

- (1) すべての学科の入学資格審査を担当している

(2) 一部の学科の入学資格審査を担当している：該当学科名をご記入ください

*Q4.3 入学志願者が日本の高等学校を卒業していない、あるいは外国において高等学校に対応する12年の学校教育の課程を修了していない場合等に、個々人の学習歴などから高等学校卒業者に準ずる学力があるかどうかを判定する「個別の入学資格審査」は貴校においてどちらの部署が担当していますか（学校教育法施行規則第183条第3号）。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

- (1) すべての志願者について、「個別の入学資格審査」は貴部署が担当している
- (2) 外国での学習歴（日本に設置された外国の教育施設の学習歴を含む）を有する者についてのみ、貴部署が「個別の入学資格審査」を担当している
- (3) 「個別の入学資格審査」は他の部署が担当している：よろしければ他の部署名をお教えてください
- (4) その他：具体的にお書きください

貴部署で担当している専門学校（専修学校専門課程）への入学資格審査の状況についておたずねします。

*Q4.4 貴部署で入学資格審査を担当している学科について、2017年度（2018年3月末現在）の入学志願者の総数と合格者の総数（日本人及び外国人）を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注1: 複数の学科の審査を担当している場合には、各学科の数値の総計をご記入ください。

注2: 半角で入力をお願いします。

注3: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

入学志願者の総数（日本人及び外国人）

合格者の総数（日本人及び外国人）

*Q4.5 貴部署で入学資格審査を担当している学科について、2017年度（2018年3月末現在）の外国人留学生の入学志願者数と合格者数を、それぞれお教えてください。【数値入力】

注1: 外国人留学生とは、「留学」の在留資格を持つ外国人学生を指します。

注2: 複数の学科の審査を担当している場合には、各学科の数値の総計をご記入ください。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

外国人留学生の入学志願者の総数

外国人留学生の合格者の総数

Q4.6 外国人留学生の入学志願者のうち、渡日後に国内の日本語教育機関で学習していた

者の数をお教えてください。2017年度（2018年3月末現在）の状況をお教えてください。【数値入力】

注1: 複数の学科の審査を担当している場合には、各学科の数値の総計をご記入ください。

注2: 日本語教育機関とは、法務省の告示により定められた日本語教育機関を指します。

注3: 半角で入力をお願いします。

注4: 不明の場合には、「X」をご記入ください。

日本語教育機関で学習していた外国人留学生の入学志願者の総数

Q4.7 貴部署で審査を担当している学科への入学志願者のうち、外国人留学生の出身国・地域として多かったものを、以下の中から3つまで選んでください。2017年度（2018年3月末）の状況をお教えてください。【3つまで選択】

(1) 中国 (2) ベトナム (3) ネパール (4) 韓国 (5) 台湾 (6) インドネシア (7) タイ (8) スリランカ (9) マレーシア (10) ミャンマー (11) アメリカ合衆国 (12) バングラデシュ (13) その他（具体的にご記入ください）

*Q4.8 外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、専門学校への入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった事例がありましたか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

入学資格の有無を判断するのに時間がかかった事例が

- (1) あった
- (2) なかった
- (3) わからない

「あった」と答えた方は、どれくらいの割合で発生したかについて、下記を目盛り、該当するおおまかな発生頻度（%）を示してください。わからない場合は「不明」をチェックしてください。2017年度（2018年3月末）の状況をお教えてください。【数値選択】

発生頻度（%） 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 不明

Q4.9 外国での学習歴を有する志願者が入学資格を有するか否かを判断するのに、特に時間がかかった理由をお教えてください。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) 日本語か英語で入手できる情報が少なかった
- (2) 当該国の教育制度や学校制度について、情報の入手方法・情報源がわからなかった
- (3) 当該国の教育制度や学校教育について、信頼できる情報が少なかった
- (4) 志願者が当該機関に在籍・卒業した事実が確認できなかった
- (5) 志願者が、複数の国（地域）で学校教育を受けていた

- (6) 志願者が外国において修了した学校教育の課程が、入学資格に必要な年数を満たしているかが明確でなかった
- (7) 志願者の学習歴に、日本または外国において正規の学校と認められているか否かが明確でない教育機関（インターナショナルスクールなど）が含まれていた
- (8) 提出書類（証明書等を含む）に虚偽があった
- (9) その他（具体的にお書きください）

Q4.10 外国人留学生の入学資格審査を行う際に、渡日後に国内の日本語教育機関や学校で学んだ者と、外国から直接志願した者との間で、入学資格の審査のしかたに違いはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

Q4.11 外国での学習歴を有する志願者が、専門学校への入学資格を有するか否かを審査する上で、どのような点にむずかしさを感じていますか。また、どのようなことに苦労されましたか。これまでのご経験をふまえ、国名等も含めて具体例をお聞かせください。【記述】

<★どなたも以下の Q5.1～Q5.5 にお進みください>

5. 全員の方にうかがいます。

外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関して、情報や助言を求めることのできる第三者機関についておたずねします。

*Q5.1 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、以下の機関や関係者に情報・助言等を求めたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) 駐日の外国公館（大使館、総領事館、外国政府代表部など）
- (2) 文部科学省
- (3) 志願者が外国で在学していた学校・高等教育機関
- (4) 志願者が日本国内で在学していた日本語教育機関・学校・高等教育機関
- (5) 貴学／貴校の他部署の教職員
- (6) 国内の他機関（大学、専門学校など）で留学生の入学資格審査を担当している教職員
- (7) 志願者本人
- (8) 国内の情報・助言サービス（具体的にお書きください）
- (9) 上記の機関や関係者に情報・助言等を求めたことはない

Q5.2 これまでに外国での学習歴を有する志願者の入学資格審査を行った際に、諸外国の民間または公的機関による個人の学歴を証明するサービスを利用したことがありますか。

次の中から利用したことがあるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) World Education Services（アメリカの民間非営利の学位・資格評価機関）
- (2) Nuffic（オランダ政府指定の学位・資格評価機関）
- (3) UK NARIC（英国政府指定の学位・資格評価機関）
- (4) 中国高等教育学生信息网（CHSI）またはその日本代理機構による学歴認証
- (5) 中国教育部学位及大学院教育发展中心（CDGDC）による学位認証
- (6) 外国の学歴の証明サービスを利用したことはない
- (7) その他（具体的にお書きください）

*Q5.3 外国での学習歴を有する者の入学資格審査に関して、貴学／貴校全体で取り組んでいることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) 各部署の入学資格審査に必要な情報やデータが、学内／校内で共有・集約されている
- (2) 入学資格審査の方法・手続き等について、学内／校内に共通のマニュアルがある
- (3) 入学資格審査の基準を、学内／校内で統一的に定めている
- (4) 志願者が提出した書類や審査の結果が、学内／校内で共有・集約されている
- (5) そのような取組みは行っていない
- (6) わからない
- (7) その他（具体的にお書きください）

*Q5.4 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあれば、どれくらい利用すると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。【1つ選択】

- (1) 大いに利用すると思う
- (2) ときどき利用すると思う
- (3) あまり利用しないと思う
- (4) まったく利用しないと思う

Q5.5 外国での学習歴を有する者の入学資格の有無にかかわる審査を行う際に、情報・助言等を求めることのできる第三者機関が国内にあった場合に、どのようなサービスを期待しますか。あてはまるものをすべて選んでください。【複数選択可】

- (1) オンライン上で情報を得られる
- (2) 日本語で情報が提供される
- (3) 世界の多くの国の教育制度等について情報を得られる
- (4) 個別の出願案件に対する適切な助言を得ることができる
- (5) 電話で問い合わせることができる

- (6) 問い合わせに対して短い日数で、回答を得ることができる
- (7) 手数料が適正である
- (8) 他の教育機関で入学資格審査を行うスタッフと情報交換ができる
- (9) その他（具体的にお書きください）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。